

14. 5-831



1200501218795

5

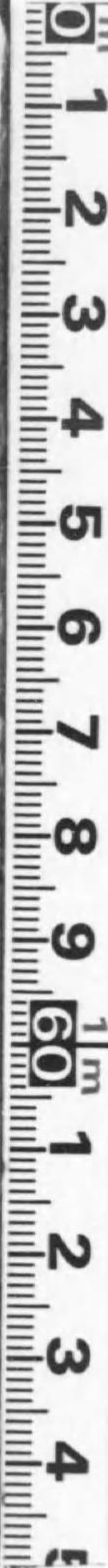
831

×  
複写

昭和十四年度版

水道事業年報

大阪市役所水道部



始

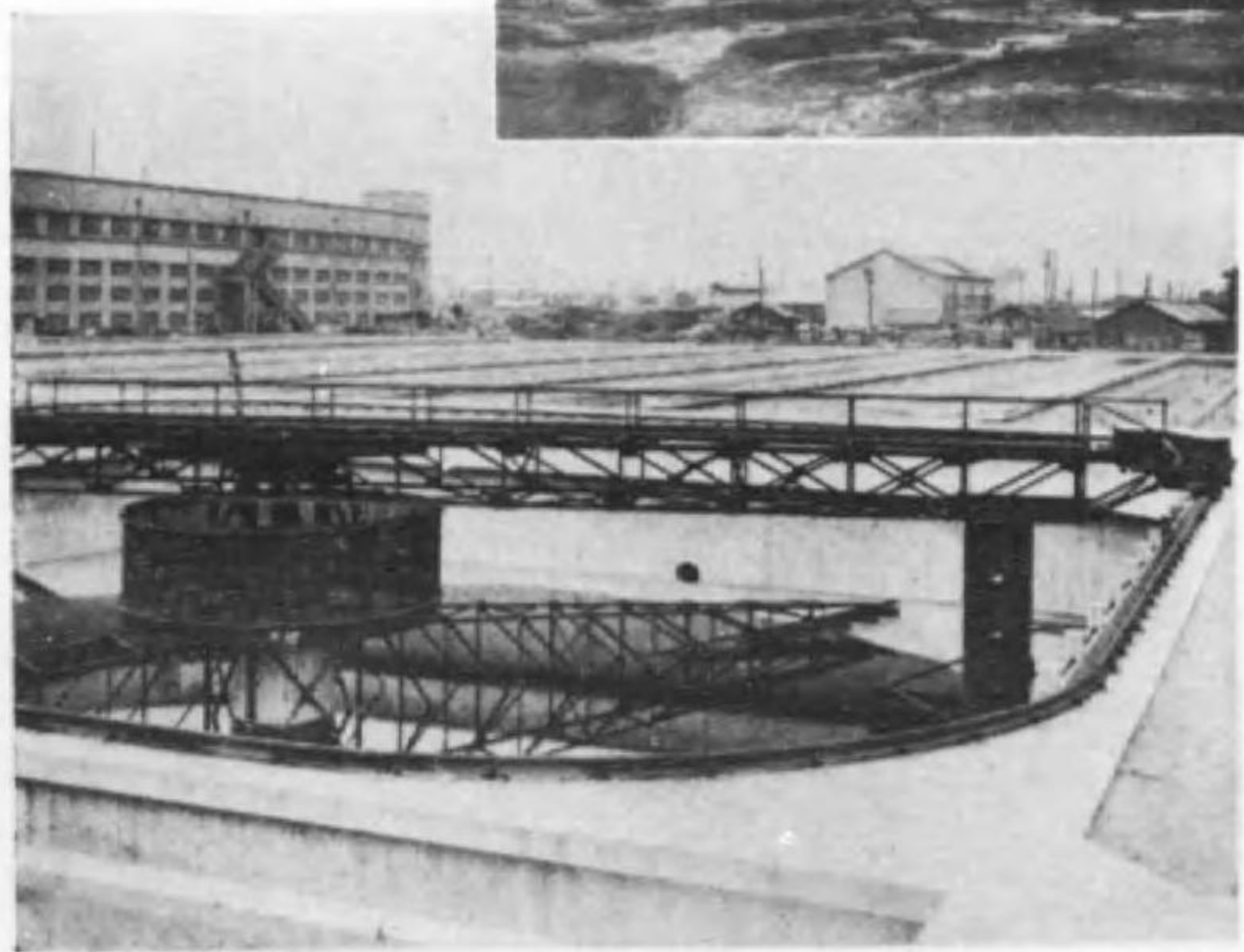




水 道 部 廳 舍



柴 島 淨 水 所 急 速 濾 過 場



津 守 下 水 處 理 場



目次

第一編 上下水道事業の概説

第一章 上水道

第一節 概説

一、沿革の概要	一
二、第五回擴張事業	四
三、上水道設備増設改良工事	五
四、第六回擴張事業	七
第二節 現在設備	
一、規模概要	九
二、水源	一〇
三、配水系統	一六
四、防火施設	二
第三節 經營	
一、給水狀況	三四
二、業務狀況	三



(1) 料金制.....三  
 (2) 計量事務.....三  
 (3) 集金事務.....四  
 (4) 市外給水.....五

第二章 下水道

第一節 概説

一、沿革の概要.....五  
 二、都市計畫第四期下水道事業(下水處理事業).....五  
 三、都市計畫第五期下水道事業.....五  
 四、失業救済事業.....五

第二節 設備及作業

一、設備概要.....五  
 二、維持作業.....六  
 三、下水溝上管理.....六  
 四、下水道受託工事.....六

第三節 事業の財源

(1) 受益者負擔金.....六

第二編 昭和十三年度に於ける維持、經營及財政

第一 上水道

一、取水及淨水

(1) 取水水量.....七  
 (2) 淨水作業.....七  
     I 沈澱作業.....七  
     II 滅菌作業.....七  
     III 濾過作業.....七  
     III 濾過能力維持事業.....七  
 (3) 水質試験.....七  
     I 水質完全試験成績.....七  
     II 各種水質試験成績.....七  
     III 淀川上流河川の水質試験成績.....七

二、配水

(4) 配水量.....八  
 (5) 水壓.....八

(2) 下水道使用料.....充

三、配水管及量水器

(6) 口径別配水管延長..... 三  
 (7) 口径別取付量水器數..... 四  
 (8) 業務所別取付量水器數..... 四  
 (9) 種類別取付量水器數..... 五  
 (10) 配水管漏水折損件數..... 七

四、給水

(11) 給水區域面積..... 八  
 (12) 給水栓數、戶數及給水量..... 八  
 (13) 用途別使用水量..... 九  
 (14) 給水工事件數..... 九  
 (15) 市外給水量..... 九  
 (16) 水の多量使用者..... 九

五、業務

(17) 給水事務處理件數..... 九

第二 下水道

(1) 種類別下水管渠出來高..... 九

第三 財務

(2) 下水溝上管理..... 九  
 (3) 受託工事件數..... 一〇〇  
 (4) 水質試驗成績..... 一〇一  
 I 活性汚泥生成試驗成績..... 一〇一  
 II 市岡下水淨化裝置月別平均水質試驗成績..... 一〇三  
 III 市岡下水淨化裝置月別平均淨化率..... 一〇五  
 III 各抽水所水質試驗成績..... 一〇五

(1) 決算..... 一〇八  
 (2) 建設費..... 一一三  
 (3) 公債..... 一二四  
 (4) 水道使用料收入..... 一二二  
 I 用途別水道使用料..... 一二二  
 II 市外給水料金..... 一二三  
 III 水料減免栓數..... 一二三

(5) 財產..... 一二四  
 I 土地..... 一二四  
 II 建物..... 一二九

第一編

第四 人事

III 上水道設備.....	一三五
イ 柴島淨水所設備.....	一三五
ロ 城内配水池設備.....	一四四
ハ 高地區配水唧筒場設備.....	一四四
ニ 配水設備.....	一四五
ホ 其他諸設備.....	一四七
III 量水器.....	一四八
V 樹木.....	一四九
VI 諸材料物品.....	一五〇
(1) 職員現在數.....	一五一
(2) 附屬員現在數.....	一五三
(3) 職員備員年齡別給料別表.....	一五五
(4) 勞働狀況.....	一五七
(5) 支給賃銀.....	一五八
附 錄	
水道關係法規.....	一五九
水道部職制及事務分掌.....	一六五

# 第一編 上下水道事業の概説

## 第一章 上水道

### 第一節 概説

#### 一 沿革の概要

大阪市は本邦の經濟活動の中心地として著しい發展を續けて來たが、土地が所謂淀川末流の沖積層に屬してゐるため、飲料に適する清水を湧出する地域は極めて尠く、各戸の井戸は殆んど不良で、都市の保健衛生上到底等閑に附し得ない状態であつた。茲に於て市勢の發展に伴ふ人口の急激な増加と傳染病の頻發に刺戟されて良質豊富の飲料水を供給する水道施設の急を叫ぶに至つた。

之が實現の機運は明治十三年宮内省下賜の衛生資金を以て水道工事を施行せんとした時に現はれた。併し本事業は當時本邦創始の大事業であり、技術的、財政的並に其他諸種の事情から尙ほ未だ實施の運びには至らなかつた。其後明治十九年及同二十三年のコレラの大流行と、同二十三年の所謂新町大火災の突發とに依り、市民の生命に對する防衛と財産保全の自衛的要求から、是れが實現の機運は著しく促進されるに至つた。此の間府市當局の熱心なる調査研究と相俟ち、私立衛生會の建議等もあつて、漸く同二十四年本事業實施の市會決議を見るに至つたのである。越へて同二十五年八月工事に着手し、二十八年十月全く其の工を竣へた。其の設備は、明治二十四年末の現在人口四十八萬三千百七十八人を基礎とし、一人一日の給水量〇・〇九立方米と定め、人口の増加を見込み給水人口六十一萬人を目

標として、淀川の左岸櫻ノ宮に水源地を置き、貯水池を大阪城跡に設け、之より自然流下に依り市内に配水することとし、延長三百二十二軒餘の配水鐵管を敷設した。工費を投すること二百三十九萬八千九百餘圓であつて、當時市の一ヶ年の總豫算十五萬圓内外を算する時代としては實に未曾有の大事業で、之が實現を見たことは大英斷と謂ふべきである。

其の後市勢の發展と共に前後五回に亘る擴張工事を施行し、其他に配水管の増設、高地區に對する配水設備の改良等を行つて現在に至つてゐる。今この事業擴張の跡を顧みると次表の通りである。

### 水道擴張工事一覽

種別	施行	工事費	配水量		給水人口	備考
			一日最大	平均一日		
創設	自明治二五、八 至〃二六、一〇	二、三九八、九四五	五〇、五四一	八	六、一〇〇、〇〇〇	浄水は櫻の宮からポンプで大阪城内貯水池に送られ自然流下に依り配水する。
第一回擴張	自明治三三、九 至〃三四、二	八八一、九三二	六、七九三	八	八〇〇、〇〇〇	明治三十年四月第一回市域擴張のため配水管を増設した。
量水器取付	自明治四一、一 至〃四三、三	一、〇三三、六九四				工場、湯屋、料理屋等の上水使用者を除いては一般に計量器がなかつたので、各戸に量水器を備へて濫用を防止することとした。
第二回擴張	自明治四四、一 至大正三、三	九、四三三、八二四	二六、六〇六	六	一、五〇〇、〇〇〇	焦眉の急に應ずるに止まらず將來の需要に遺憾なきを期するため水源池を柴島に移し現設備の端緒を開いた。
柴島水源池補充設	自大正七、六 至〃八、三	三九九、三九八				市勢の自然的發展に加へて世界大戦の影響による商工業の隆盛に伴ふ上水需要の激増に應ぜしむる爲。
第三回擴張	自大正八、九 至〃一二、三	一〇、四三三、六六六	五七、九〇一	八	三、一〇〇、〇〇〇	上水需要の激増に備ふ。

第四回擴張	自大正二四、八 至昭和五、二	七、七二一、六八一	五七、七六七	一六	二、七五〇、〇〇〇	第二回市域擴張と商工業の發展に伴ふ上水需要の激増に備ふ。
配水管増設	自大正二五、一〇 至昭和三、三	一、二九八、一〇六				第二回市域擴張に依り編入せられた地域に配水管を増設した。
高地區配水の改善	自昭和四、四 至〃六、一	七、七六四				東區馬場町上本町以南住吉區帝塚山方面に至る一帯の高地區に於ける配水管内の水壓低下防止のため東區馬場町に配水ポンプ場を新設すると共に配水管の増設又は敷設替を行つた。
配水管増設	自昭和五、一〇 至〃七、三	九九七、七三三				市周圍部に於ける街路の新設區劃整理の發展に伴ふ住宅の激増に順應するため配水管の増設を行つた。
第五回擴張	自昭和八、一一 至〃一四、三	一、五〇〇、〇〇〇	八六、二〇〇	三三	三、〇〇〇、〇〇〇	上水需要の激増に備ふ。
増設	自昭和一四、三 至〃一六、三	五、五〇〇、〇〇〇	九八、二〇〇	三〇	三、五〇〇、〇〇〇	第六回擴張工事の繰延べに伴ひ應急措置的に柴島水源池の浄水設備を補充し、併せて配水管の増設改良を図る。

之等水道事業費の財源を見るに、次の如く其の大部分は、公債と水道使用料に依つてゐる。尙ほ其の公債償還財源は主として水道使用料である。

### 水道擴張事業費の財源

種別	事業費	財源			備考
		市税	國庫補助金	公債	
創設	二、三九八、九四五	一〇〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一、一六八、九四五	
第一回擴張	八八一、九三二		八〇〇、〇〇〇	一、〇三三、六九四	
第二回擴張	一〇、四三三、六六六		二、〇〇〇、〇〇〇	一〇、二三三、六六六	
					水道使用料
					上水道事業
					利餘蓄積金
					雜收入
					備考
					量水器取付工事を含む。



柴島水源 補充設備	第三回 擴張	第四回 擴張	配水管 増設	高地區 配水 設備改 善	配水管 増設	第五回 擴張
三九、三九八	一〇、五〇六、六六六	七、七一一、六八一	一、二九八、一〇六	七、七六四、四	九、九七三、三	一、九、〇〇〇、〇〇〇
三九、三九八	一〇、二一六、六〇四	五、一四一、八五五	一、二九八、一〇六	七、七六四、四	九、九七三、三	一、八、七〇九、八八六
三九、三九八	三九、三九八	九、四九七、七六六	一、五三九、七五九	七、七六四、四	九、九七三、三	九、〇一〇、一〇三
		七、四三三、三九九				

備考 第五回擴張は豫算、他は決算に依る。

### 二 第五回擴張事業

第四回擴張工事の後を承けて、更に市勢の發展に順應する給水設備の完璧を期し、大水道計畫への應急施設として在來の柴島水源地の空地を利用し一部分の用地買収を行つて、急速濾過設備及之に伴ふ諸般の設備を施し、昭和十八年度に到達すべき給水人口三百三十萬人を基準とし、一人一日最大使用水量を〇・二六一立方メートルと見込み、一日最大八十六萬二千立方メートルの配水能力に増大する計畫の下に、昭和八年度以降、同十二年迄の五箇年繼續事業として工費千七百萬圓を投じて擴張工事を施行することとし、昭和八年二月六日市會に提案して三月三十日議決を經、同年十一月十六日主務省の認可を得て同月二十五日から着工したのである。然るに其後昭和九年九月二十一日の風水害の實情に鑑み、給水の萬全を期するため、自家發電設備を設ける外、水管橋、防火栓の改良等一部設計の變更を行ひ、總工

費を千九百五十萬圓に増額し昭和十五年三月竣工の豫定を以て鋭意施工中である。  
本事業の設備概要は次の通りである。

事業設備の概要		
取水塔改造 一ヶ所	除砂池	變電所 一棟
藥物沈澱池 八池	同上諸設備	發電所 一棟
急速濾過池 二四池	同上諸設備	送電線路 一式
鹽素滅菌室 一棟	同上諸設備	配水池 一池
淨水池 四池	同上諸設備	唧筒室 一棟
取水唧筒場諸設備		淨水所構内敷設管渠
送水唧筒場諸設備		配水管
		水管橋

### 三 上水道設備増設改良工事

目下主務省に事業認可申請中の、第六回擴張事業(次項)は、諸種の事情のため未だ認可の運びに至らず、豫定年度内に工事を進行せしめることは甚だ困難な状態にあり、一方本市産業の進展は、國家非常時に直面して實に顯著であり、現状の儘推移すれば早くも昭和十六年度には一部給水不能、或は斷水の已むなきに立到ることは、想像に難くない。かくては上水道本來の使命を果すことが出来ぬのみでなく、廣義國防上の見地よりするも、現今の國家非常時に際し一日も忽せにすることが出来ない。

仍て之が應急措置として茲に現在柴島水源地の淨水設備を補充すると共に、配水管の増設改良をなし、配水能力の増加並に給水の普及を圖るを最も得策なりと考へ、本計畫を樹てたものである。

今本計畫の概要を説明せむに、淨水設備に於ては、從來の緩速濾過速度一日四米八五を必要に應じ六米迄増大し濾過水量一日一二〇、〇〇〇立方メートルの増加を圖り、以て第五回擴張工事完成後の設備と併せ、一日最大配水量九八二、〇〇〇立方メートルを配水する計畫である。而して本工事の實施により、昭和十六年度夏期の給水に應じうるのみならず、昭和十八年度迄の給水には支障がないのである。配水管の増設及改良は、本市周圍部にして發展著しくその増設の急を要する地域、及び既設地域内で特に其の改良を要するものに對し、適當に之を施行するものである。

而して本事業は、昭和十三年度以降昭和十五年度に至る三箇年繼續事業とし、總工費五百五十萬圓を投じて施工することとし、昭和十三年三月二十六日市會の議決を経、主務省に申請のところが翌昭和十四年二月六日認可を得たので、同年五月二十日から着工し目下工事施行中である。

本計畫による設備改良の主なるものは左の通りであるが、取水塔・除砂池・取水唧筒設備並に送水唧筒設備は在來の設備に豫備或は餘裕あり、取水量及配水量の一時の増加に應ずることが可能であるから、夫等の設備補充は行はないこととした。

本事業の設備概要は次の通りである。

#### 事業設備の概要

一、淨水設備補充工事		二、配水管増設改良工事	
沈澱池 嵩上工	一〇池	三〇〇 耗管數設工	一七、八一〇米
濾過池 嵩上工	二四池	二五〇 耗管數設工	四、四六〇米
濾過池 修復工	六池	二〇〇 耗管數設工	四二、六一〇米

鹽素滅菌室	三棟	一五〇 耗管數設工	二三、七八〇米
淨水池 築造工	一池	一二五 耗管數設工	二五、二八〇米
淨水池 補修工	六池	一〇〇 耗管數設工	九六、一〇〇米
取水管 延長	一、〇七〇米	計	二一〇、〇四〇米
導水管 延長	五七〇米		

#### 四 第六回擴張事業

水道施設の完備と都市生活の安全保證とが、密接不可離の關係にあることは、水道事業發展の沿革的事實が如實に證明してゐるところである。水道施設の根本問題たる水源地の保護に關しては、將來法的に保護されることが絶對的に緊要であると共に、都市自體としても配水量の保證と水質の安全保持のために適當の方策を樹立せねばならぬのである。

本市に於ては此等水道事業の重要問題を解決すべく、大水道計畫（琵琶湖案、宇治川案、淀川案）樹立につき鋭意具體的調査を進めると共に、他面水質保全の目的に副ふべく、沈澱、濾過等の在來の淨化設備の外に鹽素滅菌法其他の藥品消毒に依る装置を施し、尙進んで二重濾過又は伏流水利用の如き方法をも考究してゐる。

然るに昭和十年の國勢調査の結果に見る如く、輒近本市の發展は頗る顯著で、現在施行中の第五回擴張事業完成の際の設備を以てしても、豫想の昭和十八年度を俟たずして、配水不足を生ずることは近年の急増せる配水量に照して敢て想像に難くないのである。如斯趨勢に鑑み、種々調査研究を進めてゐるのであるが、從來の様に現在の淨水所（柴島）で擴張計畫をなすことは現状に照して不得策であり、一面國防上の見地からするも一朝有事の際には水源地

を一箇所に集中することは危険の虞最も多く、又他面大坂市の恒久的水源として水質の點をも考慮せねばならぬのである。然し水源を遠く宇治川又は琵琶湖に求める大水道計畫は、之が遂行に巨額の工費と長年月を要し、實施上幾多の困難を伴つて今直ちに實施することは望み得ないので、將來の計畫及水質の點等を考慮して淀川上流に水源を求め、宇治川、木津川及桂川の三川合流點附近に於て水質上懸念の虞ある桂川の混入せない地點から、主として宇治川及木津川の良質の池水を取入ることとして第六回擴張事業計畫を樹立するに至つたのである。

本事業の基本計畫を樹立するに當り、本市過去十數年間の統計を基として將來の發展に依る水道使用量の推移を考察するときは、昭和二十八年に於ては其の計畫給水人口は四百十萬人、一人當最大一日使用水量三二五立（一・八石）を相當とするを以て、所要配水能力は一日百三十三萬三千立方（七百四十萬石）となるのである。従つて本擴張事業は之に準據して計畫を進め、府下北河内郡枚方町樟葉に於て取水設備、取水唧筒場、急速濾過設備及送水唧筒場を設け、此處で淨化された水を、府下北河内郡交野村の配水池に一旦揚水した後、内徑二、〇〇〇耗鐵管二條に依り、自然流下で市内旭區古市大通五丁目に導き、之に依つて一日最大配水量四十七萬一千立方（二百六十萬石）の増加を圖り第五回水道擴張事業完成後の設備と併せ、前記の如く一日百三十三萬三千立方の配水能力たらしめる計畫である。而して本事業は昭和二十一年度以降昭和二十一年度に至る十箇年繼續事業とし、總工費五千萬圓を投じて施工すべく目下事業の認可申請中の處、時局に鑑み事業の繰延べを行はむが爲、計畫の一部變更をなし、昭和二十三年度以降昭和二十三年度に至る十一箇年繼續事業と改め、既に市會の議決を経、目下事業認可申請中である。

#### 設 概 概 要

本事業設備概要は次の如くである。

取水設備（取水渠及除砂池）  
 取水唧筒及同唧筒室  
 急速濾過設備（藥物注入裝置、混和池及沈澄池、沈滓掻寄裝置、沈澄池汚泥唧筒及同唧筒室、沈澄池汚泥溜、濾池及同濾過場上家、洗滌水槽、濾池汚水溜、濾過場唧筒及同唧筒室）  
 淨水池、送水唧筒及同唧筒室、蒸氣汽罐及汽罐室、送水管、配水池、滅菌機及滅菌室、高地區配水唧筒場改造、高地區配水池、配水管  
 配水管總延長 三八〇、四六五米（配水枝管の總延長 三〇八、〇二〇米を含む）

### 第二節 現在設備

#### 一 規 模 概 要

給水區域	大阪市及近接町村
給水人口	三百三十萬人
給水能力	八十六萬二千立方
	內緩速濾過設備 四八一、〇〇〇立方
	急速濾過設備 三八一、〇〇〇立方
豫定一人一日平均給水量	二百一十一立
豫定一人一日最大給水量	二百六十一立

二水源地

現在本市の水源地は淀川の右岸東淀川區柴島町外五ヶ町に跨り、其の用地面積は五六二、五九三平方米（一七〇、一八二・四四坪）であつて、原水は淀川の河水を取入れ、取水塔から取水管渠を通り自然流下で除砂池に至り、こゝで除塵された後、取水唧筒で汲上げて沈澄池に送る。原水濁濁の場合はこの途中で沈澄作用を助けるために硫酸礬土が混和されるのである。沈澄池からは更に濾過池に至り、濾過された水は滅菌作用を施されて浄水池に貯水せられ、配水唧筒により市内に配水されるのである。原水が浄化されて化学的にも細菌學的にも欠陥のない澄明な飲料水となるのは、此の浄水所の機能に依るのであつて、一般に上水道の水は原水——除砂——唧筒吸揚——沈澄——濾過——殺菌——浄水——唧筒送水の過程を経て市民に供給せられるのである。今浄水所に於ける諸設備の概略を示すと次の通りである。

設備概要

取水設備	取水塔 三基 除砂池 六池 取水唧筒場 三棟
(1) 取水塔	取水唧筒 一七合 取水管渠 一九條
(2) 除砂池	第一號及第二號 煉瓦造楕圓形（長徑六米八、短徑四米五、總高一五米二）
	第三號及第四號 同 圓形（內徑五米五、總高一五米二）
	第一號及第二號 鐵筋混凝土造長方形（長四五米五、巾一〇米九、水深三米）
	第三號及第四號 同 龜甲形（長三九米四、巾中央一二米一、水深三米七）

(3) 取水唧筒場

第五號及第六號	同 長方形（長四六米、巾一二米一、水深四米一）	二池
第一唧筒場	鐵筋混凝土造 總建坪 一三〇坪	一棟
第二唧筒場	鐵筋混凝土造 總建坪 一四八坪六	一棟
第三取水送水唧筒場	鐵骨鐵筋混凝土造 四四九坪三（第三變電所ヲ含ム）	一棟

(4) 取水唧筒

第一取水唧筒	電動機直結離心型	揚水時間 二、一〇〇分 電動機容量 三、〇〇〇馬力 揚水水量 八〇〇立方分米	九臺
第二唧筒	電動機直結離心型	揚水時間 四、三〇〇分 電動機容量 四、〇〇〇馬力 揚水水量 二〇〇立方分米	四臺
第三唧筒	電動機直結離心型	揚水時間 四、五〇〇分 電動機容量 四、〇〇〇馬力 揚水水量 二〇〇立方分米	四臺

(5) 取水管渠

自除砂池至取水塔	中一、八〇〇耗 高二、四〇〇耗 鐵筋混凝土暗渠	二條
自除砂池至取水塔	徑一、二〇〇耗 鐵管	二條
自除砂池至取水塔	徑一、四〇〇耗 鐵管	二條
自除砂池至取水塔	徑一、五〇〇耗 鐵管	二條
自除砂池至取水塔	徑一、二〇〇耗 鐵管	二條
自除砂池至取水塔	徑一、三〇〇耗 鐵管	二條
自除砂池至取水塔	徑一、三〇〇耗 鐵管	二條

自取水唧筒場

徑一、一四〇耗  
同〇〇〇耗 鐵筋混凝土管  
同〇〇〇耗 鐵管(一部ヒューム管)  
同二〇〇〇耗 鐵管  
徑一、二〇〇耗 鐵管

六條

### 沈澱及濾過設備

硫酸礬土溶解室 四棟、沈澱池 一〇池、緩速濾過池 二四池、混和池 六池、沈澱池 一一池、濾過池 三六池、濾過池上家平家建 二棟、本館 二棟、硫酸礬土滅菌室 五棟、滅菌機 一五機

(1) 硫酸礬土溶解室

第一號乃至第三號木造二階建 建坪一二坪五乃至一五坪

(2) 沈澱池

第一號乃至第七號 張石混泥土造

(長一〇二米、巾七八米、水深三米二、容重二三、一六〇立方米)

三棟

(3) 緩速濾過池

第一號乃至第十四號 混泥土造表面煉瓦張

(長巾共七三米、濾過速度一日 四米八四)

七池

第十五號乃至第二十四號 鐵筋混泥土造

(長巾共七三米、濾過速度一日 四米八四)

一四池

(4) 急速濾過場

第一號

(長五八米、巾三米四、水深五米二、水流=直角=一米八間隔=阻流板ヲ配置ス)

一〇池

混和池 鐵筋混泥土造

(長八〇米二、巾一六米二、水深五米)

二池

沈澱池 同

(長一〇米、巾八米五、水深三米、濾過速度一日=付)

一二池

同上家 同 平家建

(建坪一八三坪九 外=渡廊下一四坪)

一棟

本館 同 四階建

建坪八〇坪五、延坪三五六坪  
地下階 硫酸礬土貯藏室其他  
第一階 事務試驗室其他  
第二階 洗滌水槽

一棟

硫酸礬土溶解室

建坪一二坪七  
第一階 硫酸礬土貯藏室  
第二階 硫酸礬土溶解裝置室

一棟

(ロ) 第二急速濾過場

混和池 鐵筋混泥土造

(長一四四米、巾三米、水深五米七  
水流=直角=一米四間隔=阻流板ヲ配置ス)

四池

沈澱池 同

(長七七米、巾一七米六、水深五米一)

八池

濾過池 同

(長一三米五、巾九米五、水深三米一、濾過速度一日=付)

二池

(5) 滅菌裝置

第一號乃至第三號

建坪四四六坪八、外=渡廊下一七坪

一棟

第四號

建坪一五九坪九、延坪八〇七坪二

一棟

第五號

建坪一五九坪九、延坪八〇七坪二

一棟

滅菌機

木骨平家建 建坪三坪乃至六坪五

一棟

送水設備

第一號	滅菌室	(最大鹽素注加能力)	二〇〇瓩	一日	三	臺
第二號	"	(最大アンモニア注加能力)	七三〇瓩	一日	五	臺
第三號	"	(最大アンモニア注加能力)	三〇〇瓩	一日	三	臺
第四號	"	(最大鹽素注加能力)	七五瓩	一日	五	臺
第五號	"	(最大アンモニア注加能力)	四〇瓩	一日	三	臺
(最大鹽素注加能力) 一日 一三五瓩						
(1) 淨水池	第一號 淨水池	(長八四米、巾七一米、水深三米、一池ノ容量 一六、〇〇〇立方米)	四			
	第二號 淨水池	(長七三米、巾七一米、水深三米、一池ノ容量 一五、〇〇〇立方米)	二			
(2) 送水唧筒場	第一唧筒場	煉瓦造 建坪六〇四坪	一			
	第二唧筒場	鐵筋混泥土造 建坪二六七坪 (第二變電所を含む)	一			
(3) 送水唧筒	第一送水唧筒場	蒸氣タービン連結離心型 電動機直結離心型	三			
	第二送水唧筒場	電動機直結離心型	六			

電氣及機械設備

(1) 受電及變電所	第一變電所	煉瓦造平家建 總建坪八一坪九	一			
	第二	(第二送水唧筒場内) 建坪四一坪一				
	第三	(第三取水送水唧筒場内) 建坪七六坪四				
(2) 受電及變壓設備	第一變電所	(五〇〇キロボルトアンペア 單相變壓器 四臺)	四			
	第二	(七五〇〇 單相變壓器 三臺)	七			
	第三	(一、二〇〇 單相變壓器 一〇臺)	一〇			
	發電所内	(四、〇〇〇 三相變壓器 二臺)	四			
(3) 發電機場	煉瓦造平家建	總建坪二二二坪五	一			
(4) 發電設備	發電機	(三聯成直立密閉型汽機直結) 蒸汽タービン直結 六六〇キロワット	一			
第三送水唧筒場	同	電動機直結離心型	八			
第二送水唧筒場	電動機直結離心型	揚水量(毎時) 一、〇三〇 電力(毎時) 五五馬力	一			
第一送水唧筒場	同	揚水量(毎時) 三、五〇〇 電力(毎時) 八〇馬力	二			

(5) 發電機 (二聯成直立密閉型汽機直結) (蒸氣タービン直結) 出力二、一〇〇キロワット) 三 臺

煉瓦造 汽機室 總建坪 五二一坪 汽機室 總建坪 四六七坪 節炭室 總建坪 九〇坪 旋風機室 總建坪 八四坪 (口徑三米、高二五米) 二八四坪 基四八

(6) 汽罐及附屬品 過熱蒸汽罐 (加熱面積 二六二平方米) 一 六 臺

運炭機 (加熱面積 八一平方米) 一 四 臺

節炭機 (運炭能力 一時間 二〇、〇〇〇瓩) 四 組

旋風機 架空運炭裝置 城內配水池設備 (混泥土造長方形) 上部長五五米八、巾二九米五 下部長五八米三、巾二八米〇 水深七・七五米 有効容量 一、六一〇立方メートル 三 池

電動直結離心型 揚水量(毎時) 一、二六五馬力 三 臺

三配水系統

唧筒場配管 揚水量(毎時) 一、五〇〇立方メートル 三 式

受配電氣設備 電動機容量 一七五馬力 一 式

揚水量(毎時) 一、〇〇〇立方メートル 一 式

本市の配水系統は高地配水區(東區上本町以南、天王寺區、住吉區、阿部野橋以南、帝塚山附近一帶、水準基點十米九以上)及び低地配水區(其他全市水準基點十米九以下)に大別されて、淨水所からの配水幹線としては鐵管内徑一、五〇〇耗一條、一、〇七〇耗三條、一、〇〇〇耗一條、九九〇耗三條及六六〇耗一條の九條であるが、該幹線よりは更に大小支管を分岐し市内道路に網目狀に分布せしめて居る。

配水幹線の分布狀況

第一送水唧筒場所屬

(一) 西部幹線……新淀川を横斷し(一部水管橋)東淀川區中津町を経て、北區西梅田町を通過し安治川船津橋及端建藏橋水管橋を渡り市電築港線に沿ひ港區境川町玉藻橋を過ぎ更に港區三條通四丁目に達する。

(二) 中部幹線……新淀川を横斷し(一部水管橋)東淀川區本庄濱通から北區茶屋町梅田新道を経て、大江橋を渡り市役所前を西折し肥後橋可動堰を渡り西横堀川西岸を南下し西區深里橋を渡り、浪速區難波元町市電路に沿ひ大國町二丁目を下し西成區玉出町に達する。

(三) 堀江幹線……新淀川の河底を横斷し、東淀川區中津濱通大仁新道を南下し北區堂島大橋を渡り更に土佐堀川、兩國橋、鹽座橋を渡り、西區黒金橋北詰に於て内徑七〇〇耗及五五〇耗の二條に岐れ、一條(内徑七〇〇耗)は南下し日吉橋を渡り、浪速區久保吉町及西濱を過ぎ十三間堀川東側を南下し西成區粉濱町に達す。他の一條(内徑五五〇耗)は千代崎橋を渡り南折して岩松橋を渡り、大正區に入り、小林町及鶴町に達する。

(四) 玉造幹線……新淀川の河底を横斷し、東淀川區本庄東通二丁目に出で北區天神橋筋六丁目を東折し、都島橋(水管橋)を渡り同區澤上江町二、四丁目を經て旭區蒲生町を過ぎ東區杉山町を南下し市電路玉造阿倍野線に沿ひ、天王寺區寺田町に於て内徑五五〇耗二條に岐れ一條は天王寺區逢阪町に達し、一條は住吉區平野町に達する。

(五) 城内送水幹線……新淀川の河底を横断し、東淀川區長柄町に出て北區天神橋筋六丁目にて東折し、都島橋を渡り直ちに南折して淀川左岸に沿ひ、北區網島町京橋を渡り、東區大手前町城内御筒場に達し、更に馬場町を経て本町橋東詰を南下し、久寶寺橋を渡り西區助右衛門橋に達する。

第二送水御筒場所屬

(一) 東部幹線……新淀川を横断し(一部水管橋)東淀川區長柄西通一丁目を南へ北區天神橋筋六丁目に出て南森町を東折し、天神橋を渡り、東區大手前送水御筒場に達し、更に南下し法圓阪町より上本町筋を経て天王寺西門前から阿倍野橋以南に達する。

(二) 北部幹線……新淀川を横断し(一部水管橋)東淀川區長柄西通を経て北區天神橋筋六丁目を西折し同浮田町を過ぎ大阪驛前を西へ出入橋(水管橋)を渡り市電櫻島線に沿ひ、玉川町を経て朝日橋を渡り恩貴島町、島屋町を経て櫻島町に達する。

第三送水御筒場所屬

(一) 城東幹線……新淀川を横断し(一部水管橋)旭區毛馬町に入り、同區鳴野町を経て東成區都市計畫道路(森小路大和川線)を南下し、住吉區杭全町に於て内徑一、三五〇耗及九〇〇耗の二條に岐れ内徑一、三五〇耗は都市計畫道路(杭全阿倍野線)を阿倍野南海上町線交叉點を経て西成區津守町に出て阪堺電線路に沿ひ住吉區南加賀屋町に達す。内徑九〇〇耗は杭全町を更に南下し、住吉區湯里町市郡境界に於て西折し都市計畫道路(喜連、加賀屋線)を経て同區千休町に於て既設四五〇耗管と連絡する。

(二) 淀川北部幹線……浄水所北方に於て新京阪電線線を横断し、東淀川區山崎町、南方町を経て十三東ノ町及塚本町を過ぎ、西淀川區大和田町及福町に出て都市計畫道路(傳法尼ヶ崎線)に於て内徑六〇〇耗及四〇〇耗の二條に岐ち内徑六〇〇耗管を南折し新淀川を横断し(一部水管橋)此花區傳法町、春日出四貫島町に達し、北部幹線と連絡する。内徑四〇〇耗管は福町から更に北折し出来島を経て神崎川を渡り同區佃町に達する。

配水幹線一覽

種別	給水區域	幹線數	配水管内徑	一日最大配水量	給水人口	動水壓
西部幹線	港區、大正區ノ一部	一條	1,070	九四、八〇〇	四四、五〇〇	1.5
中部幹線	中央部及西成區ノ一部	〃	九九〇	八一、一〇〇	三六、九〇〇	1.5
堀江幹線	中央部、浪速區、西成區ノ一部及大正區	〃	1,070	九四、八〇〇	四四、五〇〇	1.5
玉造幹線	旭區、東成區、住吉區ノ一部	〃	九九〇	八一、一〇〇	三六、九〇〇	1.5
城内送水幹線	東區及西區	〃	九九〇	八一、一〇〇	三六、九〇〇	1.5
東部幹線	高地區配水用	〃	1,070	九四、八〇〇	四四、五〇〇	1.5
北部幹線	北區及此花區	〃	九九〇	八一、一〇〇	三六、九〇〇	1.5
城東幹線	市ノ東部及南部	〃	1,000	二二五、〇〇〇	八三、〇〇〇	1.5
淀川北部幹線	淀川以北	〃	1,000	二二五、〇〇〇	八三、〇〇〇	1.5

内徑六〇〇耗以下の配水支管は以上の各幹線から分岐し相互に連絡を保ちつゝ、配水上に支障なきを期してゐる。

尚以上の各幹線は凡て新淀川を横断南下してゐるから新淀川以北の東西兩淀川區に對しては次の如き配水支管に依つてゐる。

- (一) 堀江幹線より分岐のもの……東淀川區南方町及中津町に於て内徑五〇〇耗管を分岐し、内徑四〇〇耗管は十三橋を渡り、大阪池田線道路を北へ三國町に達し、内徑五〇〇耗管は同區南方町から十三西ノ町に達する各配水支管を以つて淀川北岸中部地區に配水してゐる。
- (二) 北部幹線より分岐のもの……北區玉川町四丁目に於て内徑四〇〇耗管を分岐し、北區西野田阪神國道を西へ淀川大橋を渡り更に神崎大橋を渡り佃町に達する配水支管を以つて西淀川區に配水してゐる。



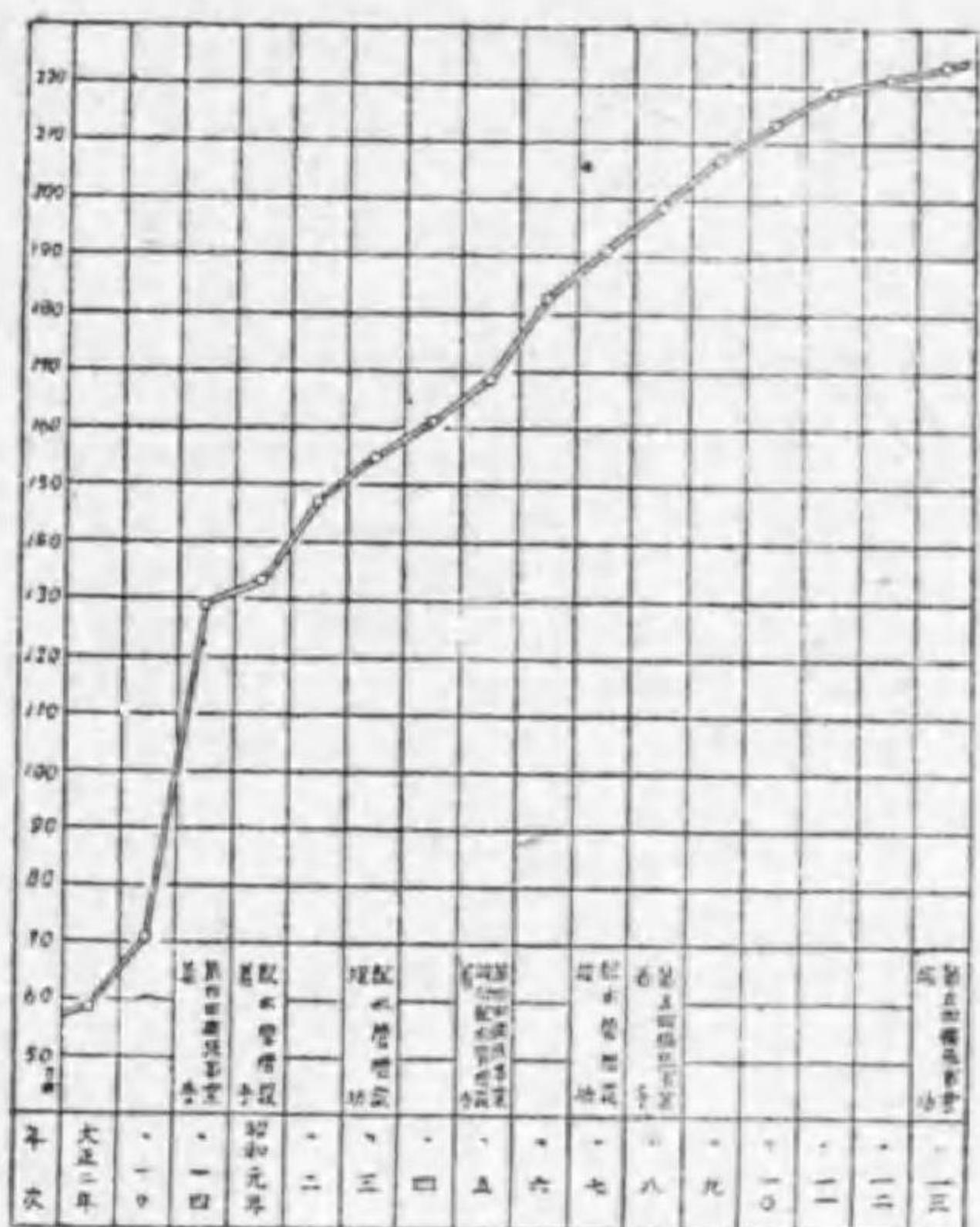
(三) 吹田配水管……第二唧筒場から東淀川區國次町及都市計畫大阪吹田線を北へ市郡境界に達するもので東淀川區東部に配水し、その鐵管の内徑は五〇〇耗で一日最大配水量一三、六〇〇立方米、人口六九、四〇〇人に給水してゐる。

次に現在の配水管總延長は二百二十二萬二千八百七十米之を創設當時の三十二萬二千二百米に比べると實に約七倍に達し、更に大正二年度末の五十八萬九千九百七十九米に比べると約四倍の躍進的增加を示してゐる。

### 配水管延長

(各年度末現在)

配水管延長累年表



年 度	延 長	指 數
大正二 年	五八、九七九	100
大正一 〇 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正一 一 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正一 二 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正一 三 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正一 四 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正一 五 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正一 六 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正一 七 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正一 八 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正一 九 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正二 〇 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正二 一 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正二 二 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正二 三 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正二 四 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正二 五 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正二 六 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正二 七 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正二 八 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正二 九 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正三 〇 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正三 一 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正三 二 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正三 三 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正三 四 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正三 五 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正三 六 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正三 七 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正三 八 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正三 九 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正四 〇 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正四 一 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正四 二 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正四 三 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正四 四 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正四 五 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正四 六 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正四 七 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正四 八 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正四 九 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正五 〇 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正五 一 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正五 二 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正五 三 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正五 四 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正五 五 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正五 六 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正五 七 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正五 八 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正五 九 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正六 〇 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正六 一 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正六 二 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正六 三 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正六 四 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正六 五 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正六 六 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正六 七 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正六 八 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正六 九 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正七 〇 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正七 一 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正七 二 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正七 三 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正七 四 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正七 五 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正七 六 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正七 七 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正七 八 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正七 九 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正八 〇 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正八 一 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正八 二 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正八 三 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正八 四 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正八 五 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正八 六 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正八 七 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正八 八 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正八 九 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正九 〇 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正九 一 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正九 二 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正九 三 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正九 四 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正九 五 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正九 六 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正九 七 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正九 八 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正九 九 年	七〇、〇〇〇	一一九
大正一 〇 〇 年	七〇、〇〇〇	一一九

### 四 防 火 施 設

近年ビルディング式高層建築物が激増するに伴ひ、火災の危険に對する防衛に就ては、特別の考慮を拂はねばならぬ様になつて來た。殊に災害勃發に伴ふ火災の損害が其の本因たる天災による被害の數十倍に上る過去の事實に想到する時、都市全地域に對する根本的防火対策を確立し市民の生命財産を完全に防護し、以て市民生活の安全を期するところ都市の重大なる使命と謂はねばならぬ。

殊に目下國際關係の緊迫せる情勢の下に於ては、一朝外國よりの空襲あれば必然的に生ずべき火災の危険は、都市の防火施設の完備を益々強く要求してゐるのである。

都市現在の防火施設としての上水道の設備は防火用として相當の効果を擧げ得ることは勿論であるが、上水道の主たる目的は飲料水の供給にあるので防火のみの見地よりすれば水壓は低きに失するため、充分なる消火能力を發揮せむがためには、消防唧筒設備と相俟たねばならぬのである。今若し防火の目的を完全に達せしめんとして是れが水壓を高むるとせば、其の設備に付き非常に巨額の經費を要するのと、平時に在りては無用の水壓を空費し、甚しく不經濟の譏を免れないのであつて、防火専用施設としては別途の方法に依らねばならないのである。他面消防唧筒は附近に水量の豊富なる水源を有する箇所に於ては勿論相當の効果を發揮し得べきも、水利の不便なる箇所に於ては水を汲揚すべき適當な地點の詮索に時間を空費し時機を逸すること多く、且つ「ホース」の延長大なるに於ては水の壓力及水の放出量共に減少するの缺點があるので未だ以て完全なる役目を果し得るとは言へないのである。

されば防火施設に對する根本方策としては配水設備をして如何なる非常事故にありても容易に破壊せられず、又假

令破壊されたりとするも其の断水部分を狭少の範囲に止め得る様に配備し併せて消防機關の充實を圖るのが必要であつて、現下の非常時局にあつては特に望ましいことと考へられるのである。更に又河川の利用不可能なるか或は著しく不便なる所に於ては出来るだけ多くの場所に井戸及貯水池を設けることが防火対策として極めて必要である。本市は夙に此等の點に考慮を拂ひ調査を重ね、既に成案を得たるものもあるも、先づ以て實行の容易なる非常時貯水池計畫を樹てその具體化を圖り防火設備の完璧を期してゐる。今二三の防火施設案を示すと次の通りである。

### (1) 防火専用水道

前記の如く飲料水の供給を主たる目的とする現在の水道施設のみでは水壓の關係上高層建築の消火には充分の効果を發揮し得ないので、市の中樞たる船場、島之内方面に高壓の水道鐵管(鋼管)を縦横に布設し、専用の重油機關に依る唧筒を備付けて附近の河水を利用し消火施設の萬全を期すべきである。而て本計畫案に従へば地勢に應じて面積一三〇「ヘクタール」(約百三十町歩即三十九萬坪)内外の防火地區を分割設定し各區毎に獨立の唧筒場を設け、且一區域の破損した場合には、其の隣接の防火地區より送水し得らるべき連絡方法をも講じて置くべきである。

### (2) 貯水池の設置

全市に亘つて學校寺院公園等の空地を利用して數十ヶ所に貯水池を設置し、平時は「プール」として游泳に使用し、非常時には防火用水源として消火に利用するものであるが、尙是丈では超非常時に於ける防火の見地からは未だ不充分であるので、主として自然水流から遠距離なる地域に對しては更に數十ヶ所の「プール」並貯水槽の増

設計畫を樹立し、着々その工事を急ぎ既にその一部は竣功を見て居るのである。

### (3) 消火栓の設置

昭和十三年度末に於ける消火栓は、公設、私設を合せて一萬六千四百五十八栓で、之を大正十三年の七千四百七十二栓に比べると二倍強の増加を示して居る。

而て在來施設せる消火栓は交通上の障害を顧慮し全部地下式であるが防火専用水道としては、是非共之を地上「ポスト」式とし且塗裝を施して目標を容易ならしめることが必要である。尙ほ消火栓の相互間隔は九十米以内とし道路の交叉點に設置するのが便利である。尙ほ大正十三年以降の消火栓數は次の通りである。

年 度	公 設	私 設	計	年 度	公 設	私 設	計
大正一二年	五、七五七	一、七二六	七、四八三	昭和七年	二、一七三	二、八八三	五、〇五六
〃 一三年	六、一八三	一、九七〇	八、一五三	〃 八年	三、〇〇五	二、八九二	五、八九七
昭和元年	六、六六一	三、二一九	九、八八〇	〃 九年	三、三〇七	二、九七五	六、二八二
〃 二年	七、五五六	三、三三七	一〇、九三三	〃 一〇年	三、七〇七	三、〇〇〇	六、七〇七
〃 三年	七、九四五	三、四四九	一〇、四〇四	〃 一一年	四、〇一四	三、九八四	八、〇〇〇
〃 四年	八、一六三	三、五三三	一〇、六九六	〃 一二年	四、三六一	四、一〇一	八、四六一
〃 五年	八、七三三	三、五五三	一二、二八六	〃 一三年	四、三三六	四、一一一	八、四四七
〃 六年	九、二二六	三、七八六	一三、〇一二				

第三節 經營

一 給水状況

本市上水道の給水地域は、本市一圓にして必要に應じ近接町村の給水需要に應じて居るが、昭和十三年度末に於ける本市域内の給水戸数は五十八萬四千八十一戸、給水人口は三百二十七萬七千八百九十二人であつて、是に對する一ヶ年の總給水量は一億四千六百三十三萬四千余立方米に達し、一日平均約四十萬立方米を示し、其の普及率は戸數に於て九五・七%人口に於ては實に九八・七%である。

各年度給水状況

年 度	戸 數		人 口		普及率		給水栓數	給水量
	總戸數	給水戸數	總人口	給水人口	戸數	人口		
大正一〇年	三三、六五五	三三、〇九一	一、一九六、〇〇〇	一、一五、七六七	九六・三%	九六・〇%	三三〇、三三八	二、四三、七四九、八七八 立方米
昭和元年	四四、八八一	三七五、四七六	二、一四、八〇四	一、八四、三三八	八五・〇%	八七・二%	三三三、八三三	三、〇〇、一〇〇、〇〇〇 立方米
昭和二年	四九、九三八	三九六、九七一	二、一八、九〇〇	一、九七、三六二	八六・三%	九〇・二%	三六〇、三六八	三、〇七、七七一、五五八 立方米
昭和三年	四八、四四六	四一七、八四一	二、二五、九〇〇	二、〇五、二六三	八八・八%	九一・〇%	三六三、三三三	三、〇七、七七一、五五八 立方米
昭和四年	五〇、三六四	四三六、九〇〇	二、三三、八〇〇	二、一八、九二八	九〇・五%	九三・八%	三〇九、四七七	三、〇七、七七一、五五八 立方米

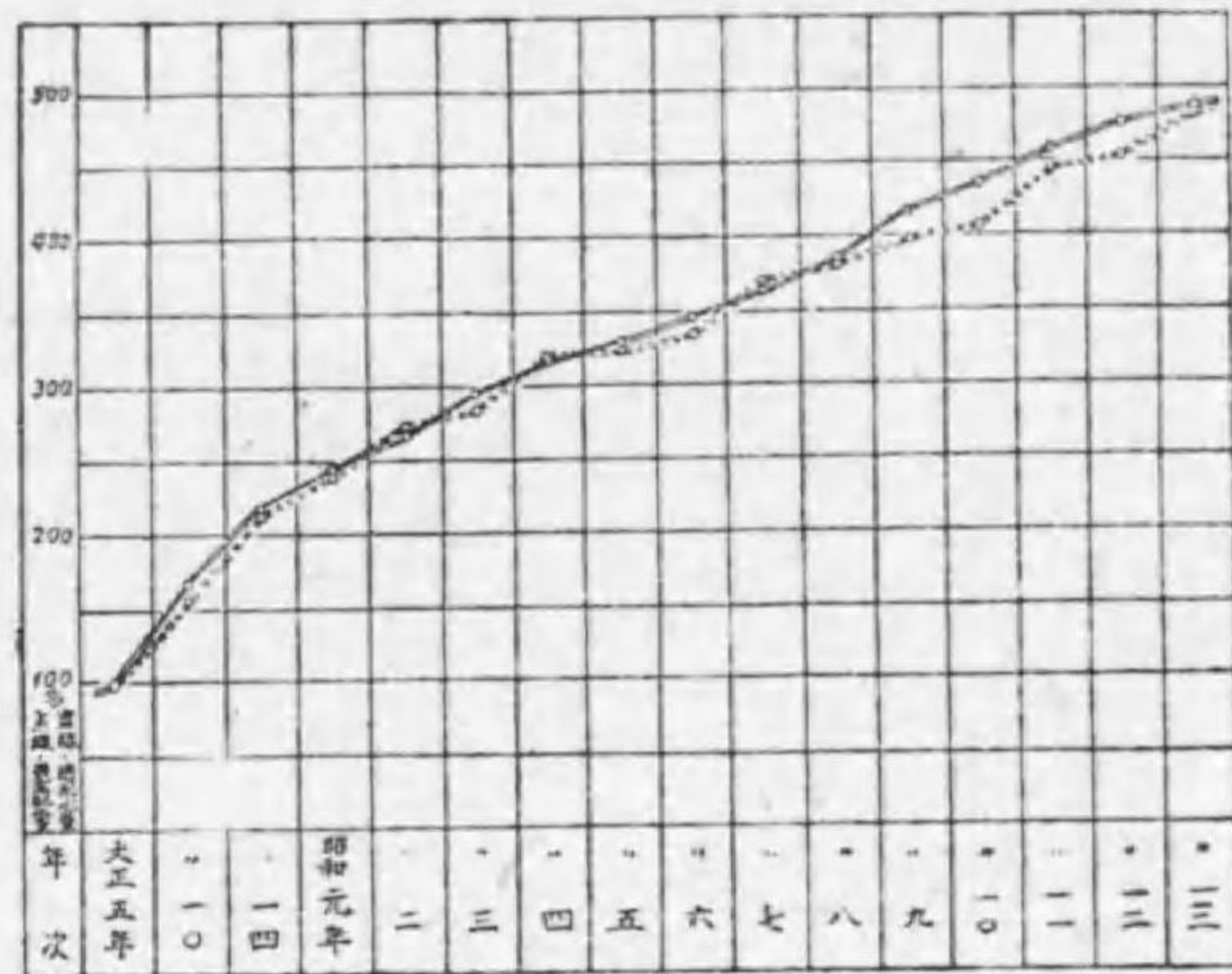
五年	五〇、九八四	四六三、七九六	二、四三、七三三	二、三三、八五二	九一・〇%	九六・〇%	三五一、七八三	三、〇七、七七一、五五八 立方米
六年	五二、一六二	四七四、六三七	二、五二、九〇〇	二、二七、九六三	九一・八%	九六・六%	三七〇、一五五	三、〇七、七七一、五五八 立方米
七年	五三、六三七	四七九、九五五	二、五八、六〇〇	二、四七、三三七	九〇・六%	九五・八%	三九〇、四二六	三、〇七、七七一、五五八 立方米
八年	五四、〇六二	五〇五、一三七	二、六四、〇〇〇	二、五二、七〇三	九三・二%	九八・二%	四〇〇、三三二	三、〇七、七七一、五五八 立方米
九年	五五、七四六	五三三、七八一	二、七三、七〇〇	二、六九、七五〇	九四・三%	九九・一%	四一九、五四八	三、〇七、七七一、五五八 立方米
一〇年	五六、三三四	五四〇、八二〇	二、八六、八七四	二、八七、〇六三	九六・〇%	九九・〇%	四五四、五四二	三、〇七、七七一、五五八 立方米
一一年	五八三、〇九八	五七七、九九九	三、〇〇、〇〇〇	三、〇四、七七六	九八・〇%	九九・一%	四八〇、三三九	三、〇七、七七一、五五八 立方米
一二年	五九八、三四一	五六五、九八〇	三、〇〇、〇〇〇	三、〇四、七七六	九八・〇%	九九・一%	四八〇、三三九	三、〇七、七七一、五五八 立方米
一三年	六一〇、五九九	五八四、〇八一	三、〇〇、〇〇〇	三、〇四、七七六	九八・七%	九九・七%	五二五、七二九	三、〇七、七七一、五五八 立方米

備考 一、總戸數は昭和十三年十二月末日現在 庶務部調査  
 二、總人口は昭和十三年十月一日現在(推定人口) 庶務部調査  
 三、給水量には臨時給水量を含まず

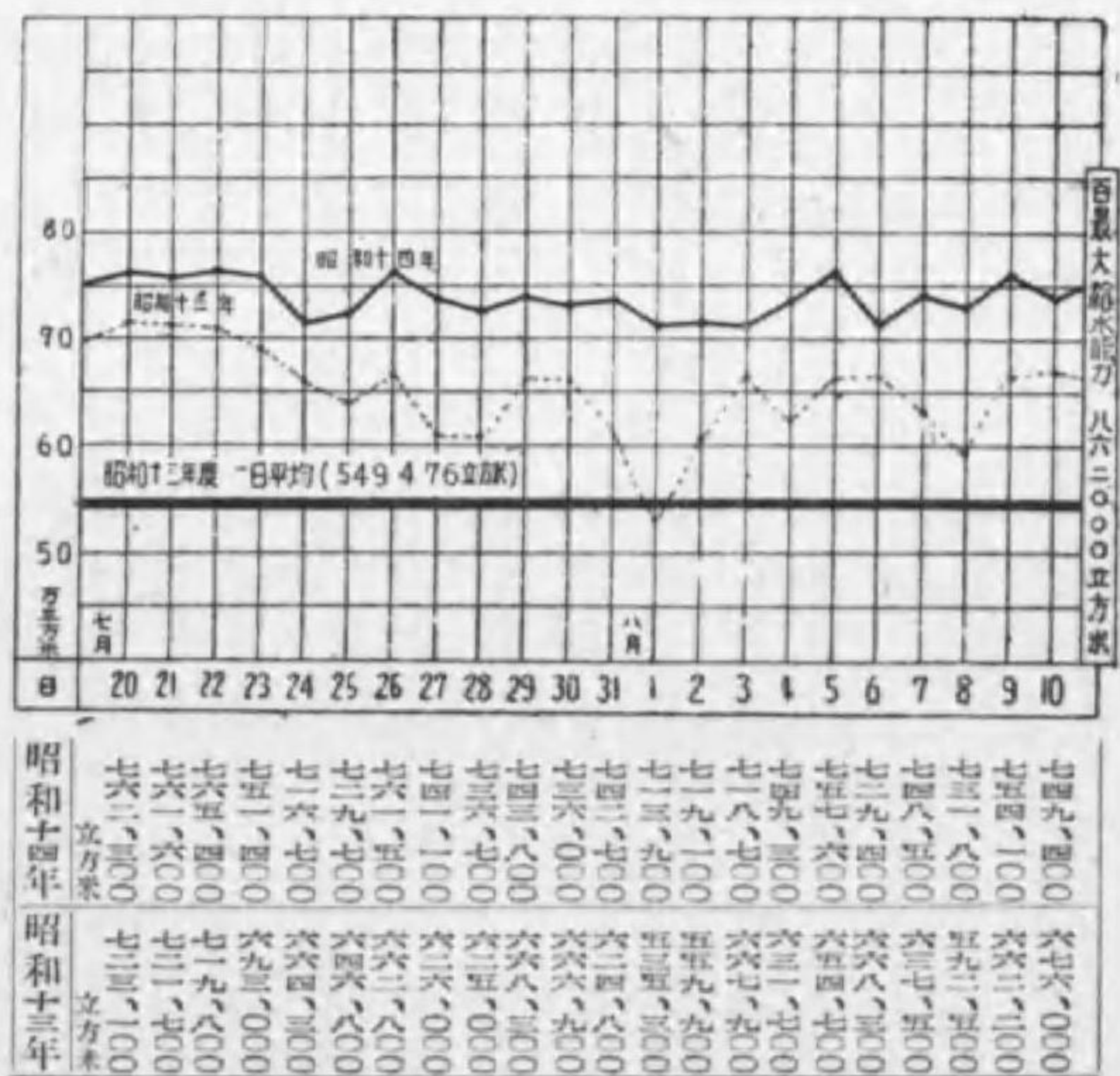
大正五年	年度	一ヶ年總配水量 (三三八、三三四、〇八二) 立方尺	同上指數	100	月日 九、五	一日最大配水量 (一五〇、〇〇八) 立方尺	月日 一、一	一日最少配水量 (三三、三三〇) 立方尺	配一日平均 水量 (三三三、三三三) 立方尺
------	----	---------------------------------	------	-----	-----------	-----------------------------	-----------	----------------------------	---------------------------------

各年度配水量

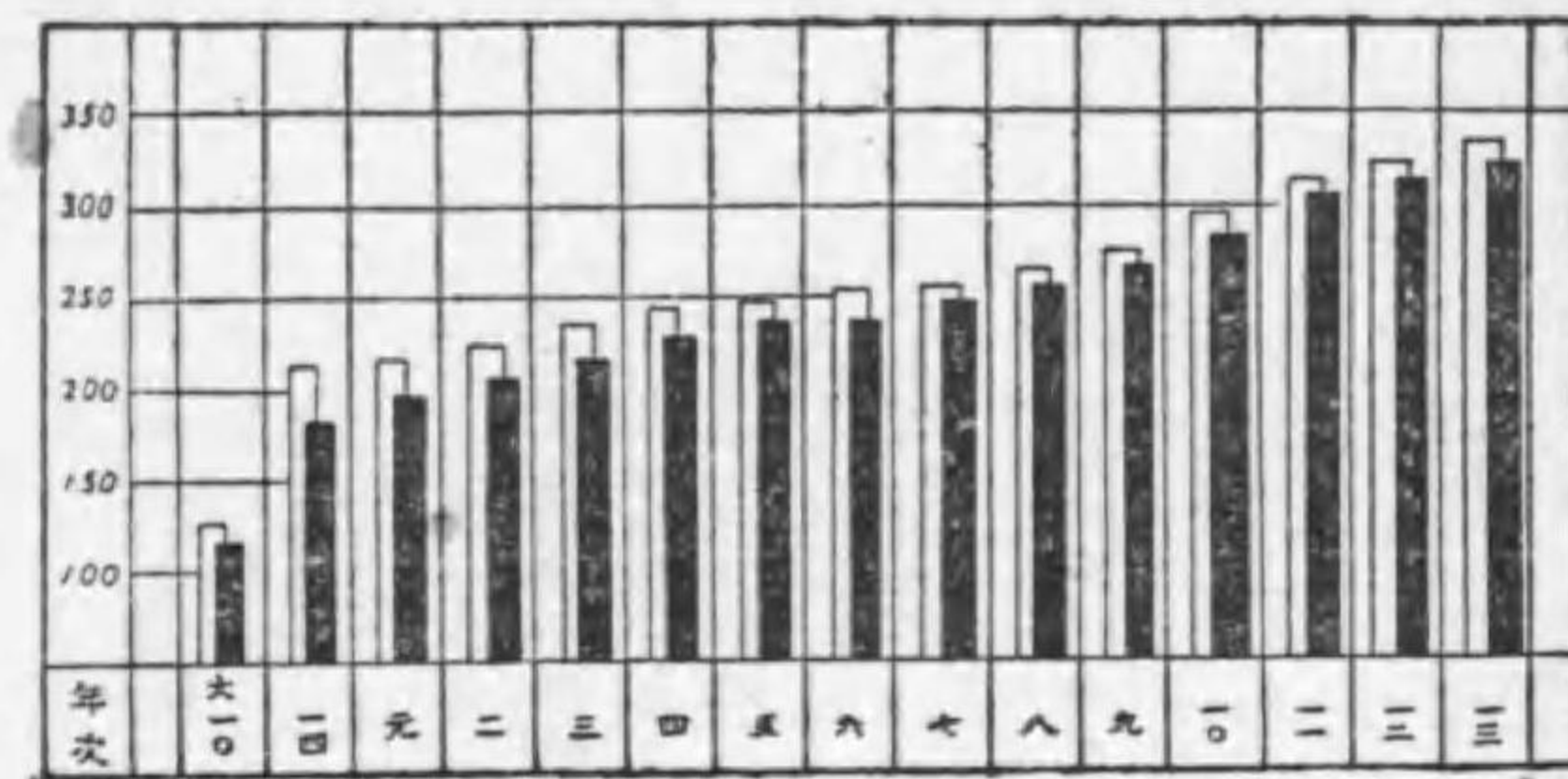
配水量並一日最高配水量百分率累年表



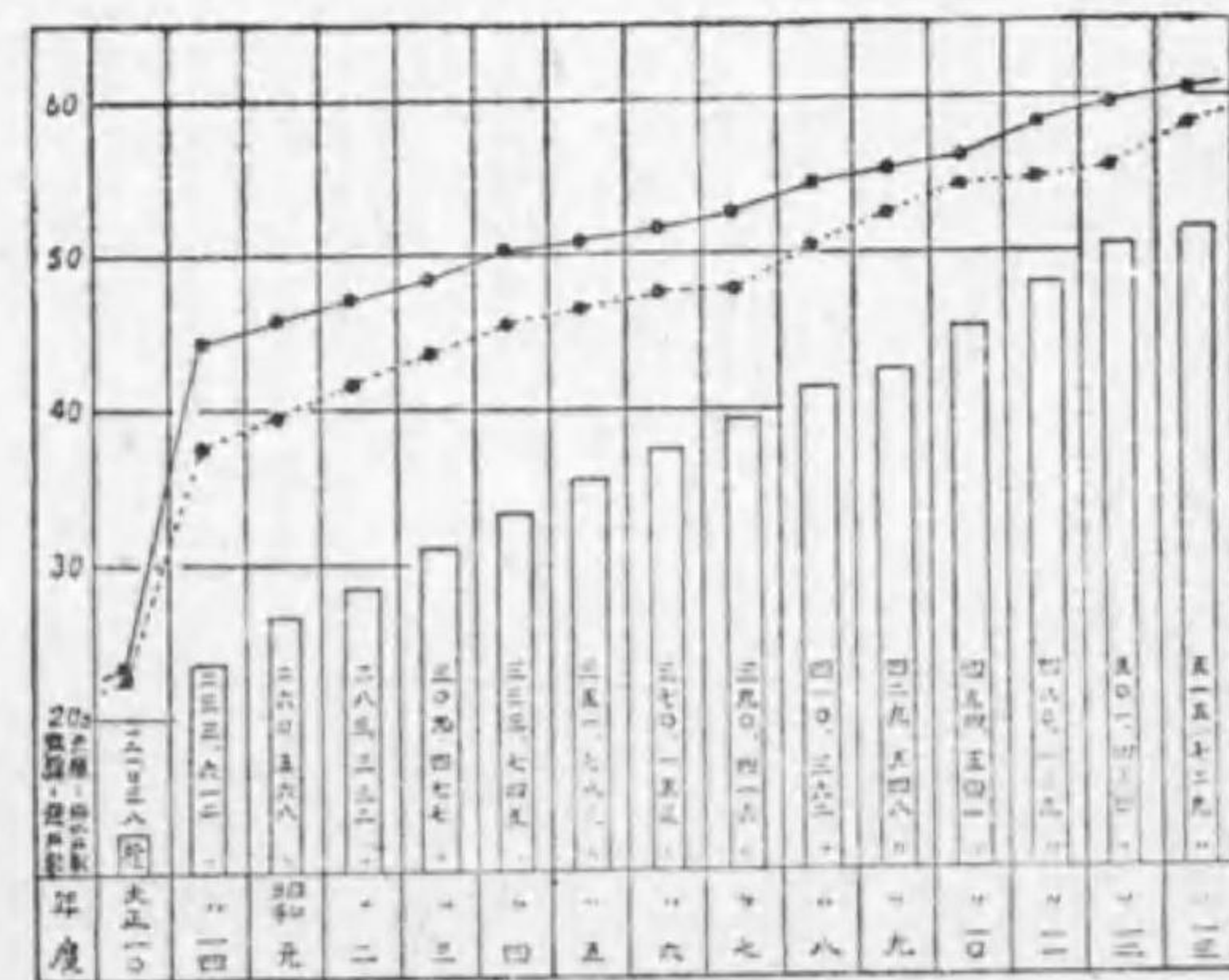
夏季に於ける配水比較表



總人口ニ對スル給水人口割合



總戸數給水戸數並給水栓數累年比較表



(註) 柱狀ハ給水栓數ヲ表ハス。  
大正十四年ガ十年ニ比シ總戸數、給水戸數、給水栓數トモニ著増セルハ市域ヲ擴張シタル結果ニ依ル。

次に配水状況を見るに、市勢の進展と共に累年増加の一路を進みつゝあつて、昭和十三年度中の總配水量は實に二億五十五萬立方尺餘を示してゐる。而して夏季の一日最大配水量は約七十二萬三千立方尺の多量に上り、一ヶ年を通じて平均五十四萬九千立方尺を配水してゐる實情である。  
今、各年度及び昭和十三年度中月別の配水量を示すと次の通りである。

給水栓種類別

種別	年別										
	〇大年度正	一六年度正	五昭年度和	六昭年度和	七昭年度和	八昭年度和	九昭年度和	〇昭年度和	二昭年度和	三昭年度和	昭三年度和
新設 鐵管工事	10,775	23,223	1,970	21,016	22,326	21,010	23,010	26,010	28,010	29,010	30,010
追加	675	807	623	629	853	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500
變更	1,175	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171
全部 撤去	1,175	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171
一部 撤去	1,175	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171
計	1,175	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171
栓 種 變 更	775	771	771	771	771	771	771	771	771	771	771
修繕 有 料	1,175	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171
修繕 無 料	1,175	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171
合 計	1,175	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171

給水工事數

種別	〇大年度正	一六年度正	五昭年度和	六昭年度和	七昭年度和	八昭年度和	九昭年度和	〇昭年度和	二昭年度和	三昭年度和	昭三年度和
新設 鐵管工事	10,775	23,223	1,970	21,016	22,326	21,010	23,010	26,010	28,010	29,010	30,010
追加	675	807	623	629	853	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500
變更	1,175	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171
全部 撤去	1,175	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171
一部 撤去	1,175	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171
計	1,175	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171
栓 種 變 更	775	771	771	771	771	771	771	771	771	771	771
修繕 有 料	1,175	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171
修繕 無 料	1,175	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171
合 計	1,175	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171

種別	大正〇年 度末現在	大正二 四年 度末現在	昭和五 年 度末現在	昭和六 年 度末現在	昭和七 年 度末現在	昭和八 年 度末現在	昭和九 年 度末現在	昭和〇 年 度末現在	昭和二 年 度末現在	昭和三 年 度末現在	昭和三 年 度末現在
専家用 家事及 營業用	八九、四八八	一六六、三三三	三二一、〇六三	三三九、六九六	三三〇、一七五	三七二、二九七	三九〇、八六九	四一六、六〇〇	四四〇、四七九	四六〇、三三三	四七七、六三九
湯屋	△ 九四	△ 三五五	△ 四一〇	△ 四一〇	△ 四一〇	△ 四一〇	△ 四一〇	△ 四一〇	△ 四一〇	△ 四一〇	△ 四一〇
原動力	△ 八二	△ 八二	△ 八二	△ 八二	△ 八二	△ 八二	△ 八二	△ 八二	△ 八二	△ 八二	△ 八二
船舶	△ 三三	△ 三三	△ 三三	△ 三三	△ 三三	△ 三三	△ 三三	△ 三三	△ 三三	△ 三三	△ 三三
官公署	△ 二二	△ 二二	△ 二二	△ 二二	△ 二二	△ 二二	△ 二二	△ 二二	△ 二二	△ 二二	△ 二二
兵營	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇	△ 一〇
噴水 瀧泉池 共用	△ 八二	△ 八二	△ 八二	△ 八二	△ 八二	△ 八二	△ 八二	△ 八二	△ 八二	△ 八二	△ 八二
共家用 無料給 水	△ 六八	△ 六八	△ 六八	△ 六八	△ 六八	△ 六八	△ 六八	△ 六八	△ 六八	△ 六八	△ 六八
合計	△ 一三三、三三三	△ 二四七、三三三	△ 四一〇、三三三	△ 四一〇、三三三	△ 四一〇、三三三	△ 四一〇、三三三	△ 四一〇、三三三	△ 四一〇、三三三	△ 四一〇、三三三	△ 四一〇、三三三	△ 四一〇、三三三

(備考) 表中△印は同一装置にして数種の用途に亘るものを示す  
昭和八年より原動力、船舶、官公署を専用給家事及營業用に合算す

### 量水器取付數

年度	量水器數	指數	年度	量水器數	指數
大正五年	八九、四八八	100	昭和六年	三三〇、一七五	369
〃 一〇年	一六六、三三三	185	〃 七年	三七二、二九七	416
〃 一四年	三二一、〇六三	359	〃 八年	三九〇、八六九	436
昭和元年	三三九、六九六	384	〃 九年	四一六、六〇〇	460
昭和二年	四一〇、三三三	458	〃 一〇年	四四〇、四七九	490
〃 三年	四四〇、四七九	490	〃 〇年	四六〇、三三三	510
〃 四年	四六〇、三三三	510	〃 一一年	四七七、六三九	530
〃 五年	四七七、六三九	530	〃 一二年	四九〇、三三三	545

### 二業務狀況 (一) 料金制

水道事業は原則として、公營であるが、之が料金決定には他の公營企業に比し公益的性質と社會政策的意義をより深く考慮せねばならぬのである。

本市に於ては是等事業の特質に充分の考慮を拂ひ料金を定めたもので、其の時代に即し左表の如く料金制の改正を行つたのである。而して明治二十八年の創設以來、多量使用者のみに對して、量水器を取付け計量給水をなしたのであるが、明治四十三年四月より各戸に量水器取付を斷行し全部計量制を樹立して現在の計量制度の端緒を開いたのである。

年度	種別		專用	共用	營業用及 家用	湯屋	原動力	船舶	官公署	兵營	噴水池	共用計量
	放	任										
(一) 自明治 三〇年	一人	一ヶ年	三錢	同	一石 四厘	同	同	市内船籍 六厘	一石 六厘	一石 二厘	一石 四厘	一石 二厘
(二) 自 三三年	同	同	六錢	同	一石 六厘	一石 四厘	同	市内船籍 一錢	一石 一厘	一石 二厘	一石 四厘	一石 四厘
(三) 自 三五年	同	同	八錢	同	一石 八厘	一石 四厘	同	市内船籍 一錢	一石 一厘	一石 二厘	一石 四厘	一石 四厘
(四) 自 三八年	同	同	八錢	同	一石 八厘	一石 四厘	同	市内船籍 一錢	一石 一厘	一石 二厘	一石 四厘	一石 四厘
(五) 自 三九年	同	同	八錢	同	一石 八厘	一石 四厘	同	市内船籍 一錢	一石 一厘	一石 二厘	一石 四厘	一石 四厘
(六) 自 三九年	同	同	八錢	同	一石 八厘	一石 四厘	同	市内船籍 一錢	一石 一厘	一石 二厘	一石 四厘	一石 四厘
(七) 自 三九年 (第三期分 七月ヨリ)	同	同	八錢	同	一石 八厘	一石 四厘	同	市内船籍 一錢	一石 一厘	一石 二厘	一石 四厘	一石 四厘
(八) 昭和 八年以降	同	同	八錢	同	一石 八厘	一石 四厘	同	市内船籍 一錢	一石 一厘	一石 二厘	一石 四厘	一石 四厘

備考  
明治四一、四二年度の放任料金中、専用は一戸五人迄を限度とし一人を増す毎に七錢を加へ共用は一戸五人迄を限度とし一人を増す毎に四錢を加へる。

(2) 計量事務

計量事務は水道業務の第一線に立つものであつて、本事務の運行成績と業務成績とは不可離の関係にあるのである。本市に於ける計量事務は

- (1) 量水器の點檢
- (2) 計算事務
- (3) 集金領收證の作製

の三過程に分れるが、業務課業務係並に計算係が主として之等の事務の運営に携つて居る。即ち業務係所屬の點檢員を市内十五の業務所に配屬し第一の點檢事務を執らしめ、第二、第三の事務は計算係で行はれてゐる。量水器の點檢は全市を百四十一の點檢區に分割し、一點檢區に一人の割合を以て點檢員を配置し、點檢は毎月一日に始まり二十四日に終る。

業務所	區別	日點檢數	區點檢數	點檢檢數	日ノ點檢數				備考
					最高	最低	平均		
西淀川	西淀川	三	三	一六、〇九六	二二	七	一元	西淀川區	
東淀川	東淀川	三	三	一三、〇九〇	二二	七	一元	東淀川區	
旭川	旭川	三	三	一三、〇九〇	二二	七	一元	旭區及東淀川區ノ新淀川南岸ノ一部	
東成	東成	三	三	一三、〇九〇	二二	七	一元	東成區	

計	住吉	西成	住吉	東區及南區	西區	天王寺區	北區及東淀川區 川南岸ノ一部 此花區及西淀川區ノ新	港	大正區	浪花區
三三	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四
10	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
三三,二八	二九,一六	二六,二六	三九,七三	一九,〇六	一七,七八	四八,三五	四七,四三	五三,七一	一九,七四	一七,五六
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
二七	二〇	一九	二四	一〇	三三	二六	二六	三〇	一八	六八
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
三三	二五	二一	二〇	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六
住吉區	西成區	住吉區	東區及南區	西區	天王寺區	北區及東淀川區 川南岸ノ一部 此花區及西淀川區ノ新	港	大正區	浪花區	

(註) △印は特殊點檢(湯屋其他)を示す

(3) 集 金 事 務

本市に於ける水道使用料の徴收事務は昭和六年以前は區長の分掌事務として各區役所に於て徴稅事務と同様の取扱を爲して來たのである。

其の徴收方法としては一年を四期に分ち、三連の告知書を發行し、使用者をして區役所又は郵便局へ持參納付せし

める組織であつたが、その納付実績は逐年不良に傾いた。即ち納期に納むるものはその三割餘に過ぎず、他は有ゆる督促を加へて漸く出納閉鎖期迄に稍や相當の業績を示すに過ぎない有様であつた。他面市民の日常生活の内容が年と共に複雑化するにつれて、持參納付に伴ふ時間の徒費と煩雜とは一種の負擔となるに至り、從て「市民へのサービス向上」たる經營上の趣旨に反する結果となり、更に轉居の頻繁と一時的支出の苦痛とは總て收入成績の低下を招來することゝなつた。公營事業の本質よりして、「サービス」宜しきを得て市民の便益に資する處顯著なるに於ては、徴收經費の多少増高する如きは定に微々たる犠牲に過ぎないのである。

此處に於て本市は昭和六年度より納付制度を廢して集金制を實施したのであるが、これに依て使用者の受ける便益は大きく、又毎月集金制に改めたため、概算前納金を徴收する必要もなくなり上水使用者の物的負擔は輕減されたのである。

使用料の納付義務者は、舊制度に於ては給水装置所有者であつたが、これは市民生活の實狀に即しない處がある。新制度に於ては使用者を義務者とし所有者には連帶の責を負はしめ、毎月集金を原則とした。(上水道使用條例第二十九條、第三十九條參照) 集金制度適用の範圍に就ては相當の研究を要する經營上の問題であるが、本市では官公署、學校又は組織の大きい會社等に對しては依然三連告知書に依る納付制度を採用してゐる。(上水道使用條例施行細則第二十六條參照) 集金制度に依る徴收上の成績は、集金員の熟練と市民の理解とに依つて漸次好成绩を擧げつつある。即ち収入歩合を見るに集金制度を實施したる昭和六年度には八割九分六厘に過ぎなかつたが、昭和七年度に九割八分、昭和八年度には九割九分五厘、昭和九年度以降は毎年九分九厘の好成绩を示してゐる。



使用料収入状況

年度	集金ニ依ルモノ		告知書発行ニ依ルモノ		合		計	収入歩合
	調定額	収入済額	調定額	収入済額	調定額	収入済額		
昭和六年	三,四八四,六六二・九三〇	三,〇八三,六六九・八四〇〇	九,九三三,七三三・〇五五	八,四〇〇,〇〇〇	一三,〇一七,六〇〇	一三,〇一七,六〇〇	一〇〇	一〇〇
昭和七年	三,八二一,四七三・〇〇〇	三,一五八,〇〇〇	三,七三三,七三三・〇〇〇	三,一五八,〇〇〇	六,八九二,四六六・〇〇〇	六,八九二,四六六・〇〇〇	一〇〇	一〇〇
昭和八年	三,九一五,九一五・〇〇〇	三,一五八,〇〇〇	三,七三三,七三三・〇〇〇	三,一五八,〇〇〇	六,八九二,四六六・〇〇〇	六,八九二,四六六・〇〇〇	一〇〇	一〇〇
昭和九年	三,四八四,六六二・九三〇	三,一五八,〇〇〇	三,七三三,七三三・〇〇〇	三,一五八,〇〇〇	六,八九二,四六六・〇〇〇	六,八九二,四六六・〇〇〇	一〇〇	一〇〇
昭和十年	三,四八四,六六二・九三〇	三,一五八,〇〇〇	三,七三三,七三三・〇〇〇	三,一五八,〇〇〇	六,八九二,四六六・〇〇〇	六,八九二,四六六・〇〇〇	一〇〇	一〇〇
昭和十一年	三,四八四,六六二・九三〇	三,一五八,〇〇〇	三,七三三,七三三・〇〇〇	三,一五八,〇〇〇	六,八九二,四六六・〇〇〇	六,八九二,四六六・〇〇〇	一〇〇	一〇〇
昭和十二年	三,四八四,六六二・九三〇	三,一五八,〇〇〇	三,七三三,七三三・〇〇〇	三,一五八,〇〇〇	六,八九二,四六六・〇〇〇	六,八九二,四六六・〇〇〇	一〇〇	一〇〇
昭和十三年	三,四八四,六六二・九三〇	三,一五八,〇〇〇	三,七三三,七三三・〇〇〇	三,一五八,〇〇〇	六,八九二,四六六・〇〇〇	六,八九二,四六六・〇〇〇	一〇〇	一〇〇
昭和十二年合計	一五,四〇〇,〇〇〇	一三,六〇〇,〇〇〇	一五,四〇〇,〇〇〇	一三,六〇〇,〇〇〇	一五,四〇〇,〇〇〇	一三,六〇〇,〇〇〇	一〇〇	一〇〇

(註) 昭和十二年合計には組替に依るもの一五四、三六四、六六圓を含み、昭和十三年合計には組替に依るもの一四七、六七三、九九圓を含む

(4) 市外給水

都市の保健衛生並に防火等保安を維持する爲には、單に其の市内のみでなく市外近接町村に對しても給水することが、自己防衛の立場から見て極めて必要である。

そこで本市の上水使用條例第二十八條には公益上必要ありと認むるときは市外給水することあるべきを規定して

る。是等の近接町村としても單獨に水道施設を爲すよりも都市上水の供給を受け、單に配水設備のみを施すこと、すれば施設容易なる許りでなく、経済的にも有利であるから是等の町村も水道施設に對する切實なる欲求を容易に満たすことが出来るのである。

本市は大正二年以來隣接町村に市外給水を行つて來たが、大正十四年の市域擴張に依つて、其の大部分が市域に編入せられた結果、現在では吹田町、巽村、阪北上水組合、加美村等に對して常時給水を爲し、又堺市に對しては同市の原水不足の場合にのみ給水することとしてゐる。

市外給水量統計

年度	團體名	守口町	吹田町	堺市	巽村	阪北上水組合	大阪府	加美村	其他	合計
昭和六年		九六六、五九八 立方尺	二、二七、八五五 立方尺	三、五五、四〇二 立方尺	立方尺	立方尺	立方尺	立方尺	立方尺	三、〇九、八四五 立方尺
昭和七年		(三、七、三三三) 立方尺	(三、八、〇〇〇) 立方尺	(六、三、九三三) 立方尺	立方尺	立方尺	立方尺	立方尺	立方尺	三、〇九、八四五 立方尺
昭和八年		(九、九五、〇〇〇) 立方尺	(二、一、七、七三三) 立方尺	(四、五、五五五) 立方尺	立方尺	立方尺	立方尺	立方尺	立方尺	三、〇九、八四五 立方尺
昭和九年		三、三六、八三六 立方尺	七、二八、三三〇 立方尺	三、七、九六〇 立方尺	二、二六、六〇〇 立方尺	九、六六、二二二 立方尺	三、〇〇、〇〇〇 立方尺	立方尺	立方尺	一、〇九、八四五 立方尺
昭和十年		三、三六、八三六 立方尺	七、二八、三三〇 立方尺	三、七、九六〇 立方尺	二、二六、六〇〇 立方尺	九、六六、二二二 立方尺	三、〇〇、〇〇〇 立方尺	立方尺	立方尺	一、〇九、八四五 立方尺
昭和十一年		三、三六、八三六 立方尺	七、二八、三三〇 立方尺	三、七、九六〇 立方尺	二、二六、六〇〇 立方尺	九、六六、二二二 立方尺	三、〇〇、〇〇〇 立方尺	立方尺	立方尺	一、〇九、八四五 立方尺
昭和十二年		三、三六、八三六 立方尺	七、二八、三三〇 立方尺	三、七、九六〇 立方尺	二、二六、六〇〇 立方尺	九、六六、二二二 立方尺	三、〇〇、〇〇〇 立方尺	立方尺	立方尺	一、〇九、八四五 立方尺
昭和十三年		三、三六、八三六 立方尺	七、二八、三三〇 立方尺	三、七、九六〇 立方尺	二、二六、六〇〇 立方尺	九、六六、二二二 立方尺	三、〇〇、〇〇〇 立方尺	立方尺	立方尺	一、〇九、八四五 立方尺

市外給水料金統計

年度	團體名								
	守口町	吹田町	堺市	巽村	阪水組合北	大阪府	加美村	其他	合計
昭和六年	一三、五八・三三	二九、五八〇・七七	四、六二・六九						四八、〇六〇・六九
七年	一六、〇一五・八五	三三、六五〇・六〇	六、三二・六八						五五、九八二・一三
八年	一八、五九二・三三	三〇、四二七・八七		九三・五五	一六三・四〇				六九、二七七・四〇
九年	一八、四二二・六六	三六、五五六・六八	二〇、一〇一・八七	七三・〇〇	一〇、〇八一・六二	三三・〇〇			一〇八、四四一・一〇
一〇年	一八、三〇四・八五	六一、八〇〇・九三	二〇、三三六・〇三	二、七七一・三三	一四、四八一・一九				一〇八、〇四一・二〇
一一年		七一、〇四〇・九一	三三、一〇一・五〇	三、三三〇・〇六	二四、八三八・〇五				一三六、二八三・〇一
一二年		八〇、五八五・二五	三三、一七二・一〇	六、七六九・五五	三三、三三三・二四				一五三、〇六〇・一五
一三年		七三、六一九・〇〇	一六、二五二・二五	九、六九九・〇八	四三、六三三・二四		八、八一〇・六八	三、四三三・八五	一三九、四三三・〇〇

備考 大阪府の昭和九年度の給水料金は昭和八年度分を合算したものである。  
 其他は布施市城東上水道組合 淡町保線事務所（中河内郡楠根町徳庵驛）への給水である。

## 第二章 下水道

### 第一節 概説

#### 一 沿革の概要

本市の地勢は一部の高臺地を除けば他は概して平坦な低地で、淀川をはじめ堂島、土佐堀の諸川及是等に連絡する大小幾多の枝川が縦横に貫流し西南の大坂灣に流入してゐる。従て豪雨の際には雨水は道路及溝渠に溢流し、其の上人口の増加と工業の發展とに伴つて激増せる汚水は、附近の枝川に殺到して河水を著しく濁濁せしめ都市の美觀を失ふのみならず、夏季旱天時には凡ゆる溝渠は悪水停滞し、不潔を極め傳染病發生の源泉となり、市民の保健衛生を脅かす状態となつた。夙に明治十九年及同二十三年兩度のコレラ病の流行を契機として、始めて下水道改良の急を痛感するに至つたが、財政其他の關係で具體案となつて議に上つたのは明治二十六年十月であつた。當時幾多の曲折を経て漸く明治二十七年以降五箇年の繼續事業として其の當時の全市域たる船場、島之内、土佐堀、阿波堀、靱、新町堀江、天満及梅田の各方面に於ける改良計畫を樹て、同年から其の工事に着手し逐年施行を急いだが、明治三十年四月に至り接續町村を市部に編入した結果、其の中最も下水排除の状態悪しき地域に於ける改良工事も併せ施行し、明治三十四年度に市の中央部殆んど全部の工事を完成した。之が本市下水道改良事業の嚆矢である。

其の後下水道改良計畫を樹立したが、當時財政上の都合に依て實施の運びに至らず、漸く明治四十二、四十三年度

に於ては工費十二萬五千餘圓を投じて一部分の改良施設をなし、續いて第一回下水道改良十箇年繼續事業として明治四十四年度から、工費五百八十八萬餘圓を以て、北野、上福島、西野田、九條、難波、木津、日本橋、今宮、天王寺及玉造の十排水區の工事に着手したが、國庫補助の關係上繼續年数を延長して大正十一年度に竣功した。尙ほ此の間北區火災跡地區整理に伴ふ下水道改良工事も併せて施行した。

大正十一年度以降新に第一期都市計畫事業として工費四百一萬餘圓を以て市岡、泉尾三軒家及西野田の三方面の工事を、又第二期都市計畫事業として工費四百八萬餘圓を以て善源寺東野田方面、四貫島春日出方面及西野田北部方面の工事を起し、前者は同十三年度に竣功し後者は昭和二年度に完成を見たのである。

又大正十四年四月の市域擴張に依り市部に編入せられた地域に對しては、大正十四年度以降昭和二年度に亘り失業應急事業として三回に分ち工費約百四十一萬餘圓を以て下水排除の應急的工事を施したが、更に人家稠密し其の發展最も著しく下水道改良の急施を要する八幡屋、市岡、長柄、中津、大仁、海老江、天王寺、中道、今宮、玉出及平野の七方面、約百十八萬餘坪の地域に對しては都市計畫第三期下水道事業として工費一千六百餘圓を以て昭和三年工事を起し昭和十二年度に完成を見たのである。他面文化の進展と人口の集中に伴ひ都市の下水處理問題は愈々その緊要性を加ふるに至つたので、昭和三年五月第二次都市計畫の一部として、全市の下水處理計畫を確立し、全市域を中部、北部、東部、南部及淀川北部の五處理區に分ち各處理場を配し、爾後の下水道工事は此計畫を事業化して逐次施行する事とした。

上述の下水處理計畫の内、中部及北部の各一部に於て焦眉の急を要する本市中樞區域に對して昭和六年度から十二年度迄の繼續事業として下水處理事業を施行する事とし、昭和六年一月都市計畫事業として内閣の認可を得、昭和六

年十二月十五日工事に着手し目下施行中である。此等の事業から除外された區域も輒近急速な市勢の發展に伴ひ人口の激増と商工業の振興を來たし、使用水量は増加し下水の溜濁頓に著しく、その上昭和九年九月の風水害、昭和十年六月乃至九月に於ける前後數回に亘る豪雨の水禍に鑑み下水處理事業達成の必要を痛感するに至つたので、就中最も緊急と認めたる港、大正、阿倍野、住吉、恩貴島、傳法、柴島、大和田、天王寺、中濱及都島、今福の六區域、合計面積六、三〇九・八九「ヘクタール」に對し、都市計畫第五期下水道事業として工費五千八百五十萬圓を以て昭和十一年度以降七箇年繼續事業として實施する事とし、昭和十一年三月市會の議決を経、主務省の認可を得て昭和十二年五月十七日より工事に着手し着々その歩を進めて居る。

既に完成したる下水道事業の主なるもの及び現在施行中のものは次表の通りである。

### 下水道工事一覽

種別	年 度	工 費	面 積	戸 數	人 口	備 考
中央部下水道改良事業	自明治 至昭和 三三 三三	1,031,111 円	1,121.00 ヘクタール	1	39,000 人	
第一回下水道改良事業	自大正 至昭和 二二 二二	5,880,837	1,110.16	1,414,491	73,106	
都市計畫第一期下水道事業	自大正 至昭和 二二 二二	6,017,760	1,110.63	3,011,661	150,978	
都市計畫第二期下水道事業	自昭和 至昭和 二二 二二	4,088,784	411.66	506,335	25,176	
都市計畫第三期下水道事業	自昭和 至昭和 二三 二三	16,114,337	1,115.66	1,111,101	27,028	

都市計畫第五期下水道事業	自昭和十四年至昭和十五年續		目下施行中
	昭和十五年續	昭和十四年續	
都市計畫第五期下水道事業	二,七〇〇,〇〇〇	六,三〇九,八八九	目下施行中
昭和一十五年續	二,七〇〇,〇〇〇	六,三〇九,八八九	目下施行中
昭和一十四年續	二,七〇〇,〇〇〇	六,三〇九,八八九	目下施行中

下水道事業費の財源

種別	事業費	財源				源			
		市税	國庫補助金	公債	基本財産	水道貯蓄金	水道使用料	借入金	時受負擔者
中央部	1,000,000	276,400	400,000	483,882	30,000		18,699		
下水道改良	7,775,897	1,522,000	4,977,100	1,276,797	6,700				
第一回	7,775,897	1,522,000	4,977,100	1,276,797	6,700				
都市計畫第一期下水道	4,088,784	1,000	2,743,740	1,343,044					
都市計畫第二期下水道	16,245,347	8,000	11,399,992	7,245,355					
都市計畫第三期下水道	3,000,000	1,000	2,000,000	1,000,000					
都市計畫第四期下水道	58,500,000	6,000,000	47,500,000	5,000,000					
都市計畫第五期下水道	58,500,000	6,000,000	47,500,000	5,000,000					

財産賣却代	電氣事業利益金	源				備考
		家屋税	雑収入	雑収入	雑収入	
101,133		1,899,888	1,488,888	1,899,888	雑収入は普通經濟剩餘金を含む	
101,133		1,899,888	1,488,888	1,899,888		
75,255		19,866	19,866	19,866		
65,965		19,866	19,866	19,866		
27,261		21,018	21,018	21,018		

(備考) 第一回下水道改良事業費は築港埋立下水改良災害地區下水改良費を含む

二 都市計畫第四期下水道事業 (下水處理事業)

大都市の保健衛生施設として下水の處理は最も重要な問題であつて、近年人口の激増と自家用水槽便所の増加とは益々市内河川を汚染し、悪臭を發散して市民の保健衛生並に都市美觀の見地から黙過することの出来ない状態を示してゐる。其の上一般家庭の汲取式便所は病毒傳播の源泉となり市民の保健を脅かしつゝあるばかりでなく、此の尿尿汲取の不手廻の爲め常に其の悪臭に悩まされ、且不廉なる汲取料の負擔を餘儀なくせられ家庭經濟上からも相當考慮すべき問題となつてゐるが、此の難問題の根本的解決には下水處理設備の完成を俟つより他に方法はないのである。

下水處理は雨水、家事下水、浴場汚水、工場廢水及尿尿を全部含めた汚水を最も科學的に且經濟的に處分するものであつて、その方法は其の儘河川へ放流する天然的稀釋方法と、沈澱法、濾過法、灌過法、殺菌法、促腐法、促進汚泥法等の人工的方法があるが、何れも一長一短を免れない。最近最も進歩してゐる方法は英米諸國に於て顯著な發展

を遂げつゝある促進汚泥法であつて、それは面積の僅少、清浄度の高率と併せて悪臭を發散せない諸點から見て最も優越な方法と認められ、既に本市の實驗に依るも好成績を示してゐる。

本市の下水處理計畫は全市域を東部、中部、南部、北部、淀川北部の五處理區に分ち夫々處理場を配し、下水の處理を行つた後河海に排出するのであつて、先づ北部及中部處理區の内最も急務を要する市の中樞區域に對して處理事業を實施することとし、昭和六年一月十三日に内閣の認可を、十一月九日に起債認可を得て同年十二月十五日から工事を始め鋭意其の完成を急いで居る。然し乍ら當初の事業年度割に對して工事の着手が一箇年餘遅延したのと實施の結果地下埋設物の錯綜があり、更に昭和九年九月廿一日の風水害に依り工事の進捗を著しく阻害せられた結果、既定計畫の一部を變更し、水害防止対策として處理場周圍防水壁の築造及自家用原動設備を加へ、工費を壹千八百萬圓とし事業年度を一ヶ年半延長して其の完成期を昭和十二年九月に變更した。

其後一部起債許可の關係上、工事に着手し得ないものがあり、又地盤軟弱の爲め、基礎工事其他の關係により工費の不足を招來した外、昭和十年度の大降雨時の慘狀に鑑み下水道幹線増加の必要を生じ更に汚泥處理設備の新計畫等の事由により既定計畫に一部變更を行ひ、總事業費を二百六十萬圓に増加し、竣功期限を昭和十四年九月に延期することゝなつた。

今、本事業の更正概要を示すと次の通りである。

#### 事業概要

##### 一、中部處理區の内

##### 一、區 域

浪速區の大部、北區、東區、天王寺區、南區、西區の一部

##### 二、排水面積

一千四百三〇ヘクタール

##### 三、豫想處理人口

七十三萬四千人

##### 四、處理場、汚泥乾燥場、抽水所及下水道幹線の名稱、位置等の大要

##### (イ) 津守 處理場

位 置 西成區津守町地内

面 積 約五萬八千七百平方尺

主要設備 沈砂池、沈澱池、唧筒場、放流溝、淨化裝置、自家用原動設備、汚泥處理設備(汚泥貯溜槽及消化槽等)

##### (ロ) 南恩加島汚泥乾燥場

位 置 大正區南恩加島町既設木津川塵芥燒却場構内

主要設備 汚泥受槽、濾過脱水機、乾燥裝置等

##### (ハ) 中之島 抽水所

位 置 北區中之島四丁目地内

面 積 約二百六十四平方尺

##### (ニ) 下水道幹線

東横堀津守幹線、船場島之内幹線、土佐堀櫻川幹線、難波幹線、西濱幹線、今宮北幹線、末吉橋通幹線、長堀幹線、道頓堀幹線、櫻川幹線

##### 二、北部處理區の内

##### 一、區 域

北區、此花區、東淀川區、西淀川區の一部

##### 二、排水面積

約一千六〇ヘクタール

三、豫想處理人口 四十五萬一千人

四、處理場抽水所及下水道幹枝線の名稱、位置等の大要

(イ) 海老江處理場

位置 西淀川區海老江町地内

面積 約三萬六千九百六十平方米

主要設備 沈砂池、沈澱池、唧筒場、放流溝、淨化裝置、自家用原動設備等

(ロ) 北野抽水所 (既設のものを使用す)

位置 西淀川區大仁町地内

面積 約三萬九千九百六十平方米

(ハ) 下水道幹枝線

堂島海老江幹線、北野幹線、福島幹線、西野田幹線

次に昭和十三年度末現在に於ける本事業施行の概要を述べると次の通りである。

一、中部處理區

(イ) 處理場工事

曝氣槽、分離汚泥槽、汚泥貯溜槽、機械室、防水壁、水管及屬具類、汚泥運搬船、壓氣機、電氣設備、給水設備等の一部を除き全部完成

(ロ) 下水管築造工事

延長 七八、一四七・九一米

二、北部處理區

(イ) 處理場工事

曝氣槽、分離汚泥槽、機械室、防水壁、汚泥受槽、水管屬具類、汚泥運搬船、壓氣機、唧筒据付工事、電氣設備、給水

設備等の一部を除き全部完成

(ロ) 下水管築造工事

延長 二五、四九一・二五米

### 三 都市計畫第五期下水道事業

都市計畫第三期下水道事業及都市計畫(第四期)下水處理事業から除外せられた區域中、輓近急速な發展を遂げ下水道完備の急務を要するものがあるので、昭和十一年度以降七箇年の繼續事業とし、都市計畫第五期下水道事業を實施することとなり、昭和十二年四月一日事業の認可を得、同年五月十七日工事に着手した。其總排水面積は約六、三〇九・八九ヘクタール(約一九、〇八七、〇〇〇坪)、計畫處理人口は約二百二十六萬一千人で其處理方法は總て促進汚泥法に據ることとした。

本事業の概要と事業費及財源を示せば次の通りである。

#### 事業の概要

一、中部處理區の内港大正處理分區

一、區 域 港區、大正區の大部及西區の一部

二、排水面積 約一、四二六・四二「ヘクタール」

三、豫想處理人口 約五七三、〇〇〇人

四、處理場、抽水所及下水道幹線の名稱、位置等の大要

(イ) 處理場

名稱 千島處理場

位置 大正區千島町地内

面積 約五〇、〇〇〇平方米

主要設備 沈砂池、沈澱池、唧筒場、放流溝、淨化裝置、自家用原動設備

(ロ) 抽水所

- (1) 名稱 港抽水所  
位置 港區五條通一丁目地内  
面積 約一、七四〇平方米
- (2) 名稱 境川抽水所(擴張)  
位置 港區北境川町地内  
面積 約一、六二〇平方米
- (3) 名稱 市岡抽水所(擴張)  
位置 港區尻無川北通六丁目地内  
面積 約六、九五〇平方米
- (4) 名稱 小林抽水所(一部模倣管)  
位置 大正區大正通地内  
面積 四、三九〇平方米
- (ハ) 下水道幹線  
築港幹線、川口境川幹線、境川市岡幹線、市岡千鳥幹線、鶴町大正通幹線、南恩加島幹線、難波千鳥幹線
- 二、南部處理區の内阿倍野住吉處理分區
- 一、區 域 住吉區及西成區の一部
- 二、排水面積 約七八六・五四「ヘクタール」
- 三、豫想處理人口 約二三六、〇〇〇人
- 四、處理場及下水道幹線の名稱、位置等の大要
- (イ) 處理場

- 名稱 大和川處理場  
位置 住吉區北島町地内  
面積 約四一、五二六平方米
- 主要設備 沈砂池、沈澱池、唧筒場、放流溝、淨化裝置、自家用原動設備
- (ロ) 下水道幹線  
田邊住吉幹線、苗代田西田邊幹線、北島住吉幹線、粉濱幹線、墨江幹線
- 三、北部處理區の内恩貴島傳法處理分區
- 一、區 域 此花區及西淀川區の一部
- 二、排水面積 約三三四・〇八「ヘクタール」
- 三、豫想處理人口 約一〇七、〇〇〇人
- 四、處理場、抽水所及下水道幹線の名稱、位置等の大要
- (イ) 處理場
- 名稱 高見處理場  
位置 西淀川區高見町地内  
面積 約一七、五五〇平方米
- 主要設備 沈砂池、沈澱池、唧筒場、放流溝、淨化裝置、自家用原動設備
- (ロ) 抽水所  
名稱 恩貴島抽水所(擴張)  
位置 此花區恩貴島南之町地内  
面積 約七、一九〇平方米

(ハ) 下水道幹線

鳥屋恩貴島幹線、西島恩貴島幹線、恩貴島高見幹線

四、淀川北部処理區の内柴島大和田處理分區

一、區 域 東淀川區及西淀川區の一部

二、排水面積 約一、二四六・四七「ヘクタール」

三、豫想處理人口 約三七〇、〇〇〇人

四、處理場、抽水所、及下水道幹線の名稱、位置等の大要

(イ) 處理場

名稱 福町處理場

位置 西淀川區福町地内

面積 約四〇、五九〇平方米

主要設備 沈砂池、沈澱池、唧筒場、放流溝、淨化裝置、自家用電動設備

(ロ) 抽水所

名稱 塚本抽水所

位置 東淀川區十三南之町及西淀川區塚本町地内

面積 約八、一七〇平方米

(ハ) 下水道幹線

柴島塚本幹線、西町元今里幹線、三國幹線、三津屋幹線、塚本福町幹線、大和田幹線

五ノ一、東部處理區の内天王寺中濱處理分區

一、區 域 旭區、天王寺區、住吉區、東成區及南區の一部

二、排水面積 約一、八四三・三八「ヘクタール」

三、豫想處理人口 約七二五、〇〇〇人

四、處理場及下水道幹線の名稱、位置等の大要

(イ) 處理場

名稱 中濱處理場

位置 東成區北中濱町及鳴野町地内

面積 約一〇二、四一〇平方米

主要設備 沈砂池、沈澱池、唧筒場、放流溝、淨化裝置、自家用原動 備

(ロ) 下水道幹線

田邊中濱幹線、天王寺中濱幹線、玉造森之宮幹線

五ノ二、東部處理區の内都島今福處理分區

一、區 域 旭區及北區の一部

二、面積 約六七三「ヘクタール」

三、豫想處理人口 約二五〇、〇〇〇人

四、處理場、抽水所及下水道幹線の名稱、位置等の大要

(イ) 處理場

名稱 今福處理場

面積 約三一、八三一平方米

主要設備 沈砂池、沈澱池、唧筒場、放流溝、淨化裝置、自家用原動設備

(ロ) 抽水所



名稱 東野田抽水所(擴張)  
位置 北區東野田七丁目地内  
面積 約七、九二〇平方米

(ハ) 下水道幹線

友淵今福幹線、中宮蒲生幹線、東野田幹線

次に昭和十三年度末に於ける本事業施行の概要を述べると左の通りである。

- 一、中部處理區の内 港大正處理分區 用地買收中
- 一、千島處理場 用地買收中
- 二、抽水所
  - 港抽水所 沈砂池工事着手
  - 市岡抽水所 擴張用地買收済
  - 境川抽水所 同 右
- 三、管渠延長 七、二九九・三二米
- 二、南部處理區の内 阿倍野住吉處理分區
- 一、管渠延長 四、二四九・九一米
- 三、北部處理區の内 恩貴島傳法處理分區 用地買收中
- 一、高見處理場 三、二四〇・三二米
- 四、淀川北部處理區の内 柴島大和田處理分區 用地買收中
- 一、福町處理場

- 二、塚本抽水所 用地買收済
- 三、管渠延長 六、九〇四・一八米
- 五ノ一、東部處理區の内 天王寺中濱處理分區 用地買收中
- 一、中濱處理場 八、九五六・三八米
- 二、管渠延長
- 五ノ二、東部處理區の内 都島今福處理分區 用地買收済
- 一、今福處理場 一、九三八・九七米
- 二、管渠延長

四 失業救済事業

前述下水道改良未着手の地域は在來下水路の排水不十分なため降雨の際には附近人家に浸水するばかりでなく、路上に氾濫して衛生交通上等閑に附し得ないので、此方面に對する下水道事業の實施に至る迄の應急措置として下水管渠の築造、水路の浚渫並に護岸修築等を失業救済事業として逐次部分的に施行した。昭和十三年度末迄に施行した此種の事業の概要を示すと次の通りである。

事業種別	事業費決算額	手工事着年月	工工事竣年月	水管築造延長	抽水所新設	水路開鑿
第一回失業救済事業	九三、九三・元 <sup>四</sup>	大正一四、二	大正一五、九	五、八五八 <sup>米</sup>	—	— <sup>米</sup>

## 第二節 設備及作業

### 一 設備概要

排水面積積  
六、一二三・六五「ヘクタール」

下水道管渠延長  
一、二〇〇、二五八米七八

下水抽水所  
十七ヶ所

下水淨化装置  
一ヶ所

#### (1) 下水改良事業關係

位 置	排水面積 計畫人口	處理量		晴天時 降雨時	馬力 H.P.	口径 數	馬力 H.P.	口径 數	動力	使用方法	設備ノ概要
		晴天時 米方立秒	降雨時 米方立秒								
北區東野田町七丁目 東野田抽水所	二七・四三 一六二、八五三	〇・三六	四・四六	五	五〇	一	五〇	一	三相交流電氣	晴天時及降雨時排水用	電動機直結又は減速齒車連結ポンプ
此花區新田町 西野田抽水所	一七・六三 一〇五、七七八	〇・三三	四・六	五	五〇	一	五〇	一	三相交流電氣	晴天時及降雨時排水用	電動機直結又は減速齒車連結ポンプ
此花區春日町 恩加島抽水所	一〇・一三 七二、〇八八	〇・一六	二・七	五	五〇	一	五〇	一	三相交流電氣	晴天時及降雨時排水用	電動機直結又は減速齒車連結ポンプ
西淀川區傳水所 傳法抽水所	四・三八 一八、六三三	〇・〇六	一・五	七	五〇	一	五〇	一	三相交流電氣	晴天時及降雨時排水用	電動機直結又は減速齒車連結ポンプ

第二回失業救濟事業	三三〇、五二六・〇	大正一五、二	昭和二、三	六、三九	一ヶ所	一、〇五三
第三回失業救濟事業	二四七、〇九四・四	昭和二、二	昭和三、九	六、六八	一ヶ所	八六五
第四回失業救濟事業	一九六、六二・六	昭和三、二	昭和四、三	七、六二	一ヶ所	二、四七五
第五回失業救濟事業	一一、五二〇・三	昭和四、二	昭和五、三	四、八四八	一ヶ所	三、四三
第九回失業救濟事業	一七二、三三・五	昭和六、三	昭和七、三	七、〇〇二	一ヶ所	一九五
第十一回失業救濟事業	一五四、五二・三	昭和七、三	昭和七、〇	六、八九三	一ヶ所	三、四三
第十三回失業救濟事業	九〇七、九六・七	昭和七、二	昭和八、七	三、八八八	一ヶ所	一九五
融和應急事業	九、一四三・〇	昭和七、二	昭和八、三	七、九	一ヶ所	三、四三
第十五回失業救濟事業	七五、一五五・四八	昭和八、七	昭和九、〇	一九、二〇	一ヶ所	三、四三
融和應急事業	一〇、一〇・三	昭和八、二	昭和九、二	六、七九	一ヶ所	三、四三
第十七回失業救濟事業	二五六、九七・六	昭和九、六	昭和一〇、三	一〇、七六六	一ヶ所	三、四三
融和應急事業	四、〇一・三	昭和一〇、二	昭和一〇、三	三、八九	一ヶ所	三、四三
第十九回失業救濟事業	三三、八〇・七	昭和一〇、〇	昭和一一、九	九、四八二	一ヶ所	三、四三
融和應急事業	三、一〇四・四	昭和一〇、二	昭和一一、三	二、六	一ヶ所	三、四三
第二十回失業救濟事業	二〇三、八五・四	昭和一一、〇	昭和一二、九	九、五〇八	一ヶ所	三、四三
第三十一回失業救濟事業	一〇九、八〇・八	昭和一二、〇	昭和一二、九	二、八三三	一ヶ所	三、四三
第三十二回失業救濟事業	一四一、八〇〇・〇	昭和一二、三	昭和一二、三	二、八三三	一ヶ所	三、四三
計	四、六四八、七三・〇	昭和一二、三	昭和一二、三	二、八三三	一ヶ所	三、四三

下水處理場

備考 北野抽水所は別途省線大阪驛改良事業にて移轉建設せるものを一部模倣替の上、本事業に使用した。

位 置	下水處理面積	計畫人口	處理量		ポンプ馬力及口徑		降雨時馬力及口徑	降雨時口徑	殺菌裝置	過剩汚泥ノ處分方法
			晴天時	降雨時	晴天時	降雨時				
北野川區大仁町抽水所	三、五、九一	一、六、九、二〇〇	〇・六五	一〇・二九二	六六六	二	七五	六六六	場ニ送ル	減速齒車連結ポンプ
中之島區中之島四丁目抽水所	三、一、〇	一、九、四、〇〇〇	〇・八	二〇・三三	一五〇	二	一〇	七〇〇	晴天時汚水ノ四倍迄ハ	唧筒室直結又ハ沈砂池
北區中之島四丁目抽水所	ヘクタール	人	米方立秒	米方立秒	馬力	口徑	H.P.	口徑	晴天時及降雨時ノ排水用	除塵裝置粗目管及細目管

(2) 下水處理事業關係

位 置	排水面積	計畫人口	晴天時降雨時	ポンプ馬力及口徑	降雨時馬力及口徑	動力	使用方法	設備ノ概要	
西成區長橋通今宮抽水所	一〇八、四三	六五、〇五三	〇・一四	二三八	六〇	六〇〇	一	六六	六六
東成區北中濱抽水所	一八、二四	八、五八	〇・三	四三六	一五	三〇五	二	一五	七五

位 置	排水面積	計畫人口	晴天時降雨時	ポンプ馬力及口徑	降雨時馬力及口徑	動力	使用方法	設備ノ概要	
港區北境川抽水所	二九、八五	七、九一〇	〇・一八	三三三	六〇	六六一	一	八〇	八〇
市岡區无川北通リ抽水所	四九、九六	三〇、〇〇〇	〇・六六	一〇、六二	一三〇	一、〇〇〇	一	六八	一〇〇
大正區小林抽水所	一八、八〇	一三、一〇〇	〇・三三	四六二	四〇	五〇〇	一	五〇	九〇
浪速區木津川抽水所	四〇、三三	二四、四九六	〇・〇五五	一、一八	二五	五〇八	一	五〇	七〇
浪速區小田抽水所	二一、七三	六七、〇三八	〇・一五	二、四三	四七、五	七七一	一	三三	七五
浪速區茶菜抽水所	八四、九一	五〇、九四六	〇・一一	二、〇〇	五〇	六二〇	一	三三	七五
西成區粉濱西之町抽水所	二四、九六	一一、四七七	〇・三四	四〇六	三七、五	五〇〇	一	三三	七五
西成區津守抽水所	四〇、七〇	一八、二二五	〇・五五	七、一八	三五	四四五	一	三三	七五
西淀川區海老江抽水所	二〇、九二	九、四、二八	〇・二八	四、八七	四	三〇〇	二	三三	七五

西成區津守場町	海老江處理場
ヘクタール	1,006.00
人	734,000
立方公尺	1,635
立方公尺	6,622
H.P.	140
耗電	700
H.P.	700
耗電	1,100
設備	ノ行シ裝藥 場傳置式殺菌 合ソ染ヲ設 ニ病ノ病流 備他備
設備	フ製用スリ時泥過 造方尚大汚槽利 瓦法過吸泥ニ汚 斯ト剩運泥汚ハ 採シ汚外搬メ一 集テ泥ニ船オキ フ肥ノ投ニ船キ 行料利藥ヨ隨汚

(1) 設備の概要

種別	中部處理區津守處理場	北部處理區海老江處理場
流入幹線	幅管底高O.P 深(一)三六四米 四七米	幅管底高O.P 深(一)三六四米 二九二米
沈砂池	幅一五・二五米 長一五・二五米 深三・八〇米	幅二・二〇米 長二・二〇米 深三・八〇米
唧筒室	梁間一八米桁行六四米 建坪一三・七五平方米 二階建 (一)階事務所及従業員宿舍ニ充ツ 受配電設備一、〇〇K・V・A單相油入變壓器七臺 (内一臺豫備)	梁間一八米桁行六四米 建坪一三・七五平方米 平家建 受配電設備一、〇〇K・V・A 同上 (内一臺豫備)
電動唧筒機	(口徑一、〇〇米 四七馬力) 排水量毎秒三・六立方米 (口徑一、〇〇米 三〇馬力) 排水量毎秒二・五立方米	(口徑一、〇〇米 七〇馬力) 排水量毎秒三・三立方米 (口徑八〇米 三〇馬力) 排水量毎秒一・〇立方米

沈澱池	曝氣槽	汚泥再曝槽	沈澱槽	分離汚泥槽	汚泥貯溜槽	汚泥受槽	汚泥唧筒室	沈澱池汚泥唧筒室
幅一七・一〇米 長八・九〇米 深五・〇米	幅一七・一〇米 長八・九〇米 深五・〇米	幅一七・一〇米 長八・九〇米 深五・〇米	幅一七・一〇米 長八・九〇米 深五・〇米	幅一七・一〇米 長八・九〇米 深五・〇米	幅一七・一〇米 長八・九〇米 深五・〇米	幅一七・一〇米 長八・九〇米 深五・〇米	幅一七・一〇米 長八・九〇米 深五・〇米	幅一七・一〇米 長八・九〇米 深五・〇米
二池	六槽	一槽	三槽	二槽	一槽	一槽	一棟	一棟
(口徑七〇米 一四馬力) 排水量毎秒〇・五立方米	(口徑七〇米 一四馬力) 排水量毎秒〇・五立方米	(口徑七〇米 一四馬力) 排水量毎秒〇・五立方米	(口徑七〇米 一四馬力) 排水量毎秒〇・五立方米	(口徑七〇米 一四馬力) 排水量毎秒〇・五立方米	(口徑七〇米 一四馬力) 排水量毎秒〇・五立方米	(口徑七〇米 一四馬力) 排水量毎秒〇・五立方米	(口徑七〇米 一四馬力) 排水量毎秒〇・五立方米	(口徑七〇米 一四馬力) 排水量毎秒〇・五立方米

防 水 壁	避 盜 溝	排 流 溝	排 出 井	流 出 渠	污 泥 唧 筒 其 他	過 剩 污 泥 筒 室
鐵筋混凝土造天端高O.P 延長一、〇〇六米	幅深共三〇米 延長三二米	幅深共三〇米 延長三六米 外=抽水所共用 幅八三米 深三〇米 延長三三米 幅三三米 深二八五米 延長四三米 幅四三米 深三〇七米 延長三三米 深三〇七米 延長三三米 深三〇七米 延長三三米	幅五〇米 長二〇〇米 深五〇米 幅八五米 長三〇〇米 深五〇米	鐵筋混凝土造暗渠 幅深共三〇米 延長七三米 木柵護岸水路 幅二八米 深三一米 延長三三米	沈澱池汚泥唧筒 排水唧筒 過剩汚泥唧筒 返送汚泥唧筒	梁間六〇米 桁行八〇米 平家建
(+) 五米			一ヶ所	幅深共一六米 延長三三米	沈澱池沈澱汚泥唧筒 排水唧筒 汚泥壓送唧筒	梁間六〇米 桁行八〇米 平家建
鐵筋混凝土造壁 天端高O.P 延長七三米	幅深共二五米 延長三三米 外=抽水所共用 幅三〇米 深二五米 延長三七米 幅三三米 深二五米 延長三七米	抽水所共用 放水路橋幅一三米 深一八五米 放流用暗渠 幅深共一五米 延長三三米 幅深共二〇米 延長三三米	幅四五米 長五三米 深三〇米	幅深共一六米 延長三三米	沈澱池沈澱汚泥唧筒 排水唧筒 汚泥壓送唧筒	梁間六〇米 桁行八〇米 平家建
(+) 五米		二條	一ヶ所		沈澱池沈澱汚泥唧筒 排水唧筒 汚泥壓送唧筒	梁間六〇米 桁行八〇米 平家建

消 毒 室	機 械 室	發 電 設 備	電 動 壓 氣 機	污 泥 消 化 槽	消 化 污 泥 濾 過 室	真 空 濾 過 機	過 剩 促 進 污 泥 壓 送 唧 筒
梁間四・五米 桁行七米 平家建	建坪四九・五平方米 平家建	重油機關 七〇馬力 發電機 五〇KW	(送風量每分二〇立方英尺) 風壓每平方英尺〇・三 (送風量每分三〇立方英尺) 風壓每平方英尺〇・七	直徑二・四米 深八・八五米 直徑二・四米 深七・三米	建坪三九平方米 木造平家建	徑三三米 長二二米	過剩促進汚泥壓送唧筒三馬力
一棟	一棟	三臺	三臺	一槽	一棟	二臺	二臺
		重油機關 一、〇〇〇馬力 發電機 六六KW	(送風量每分二〇立方英尺) 風壓每平方英尺〇・三 (送風量每分三〇立方英尺) 風壓每平方英尺〇・七				
		三臺	三臺				
		一棟	一槽				

中部處理區南恩加島汚泥乾燥場設備

汚泥受槽 直徑七・五米 深五・三米

布濾過室 建坪三六平方米(二四坪) 二階建

布濾過機 長六・五米 巾四米 二臺

一棟 一槽

濾過汚泥唧筒	容量三馬力	二臺
真空濾過室	建坪一八〇平方米(五・五坪)木造平家建	一棟
真空濾過機	徑二・四米 長三・五米	三臺
汚泥乾燥装置	建坪九〇九平方米(三三坪)三階建	二棟
上	長五・五米 巾三・六米 高五米	
汚泥乾燥爐		

(2) 處理方法

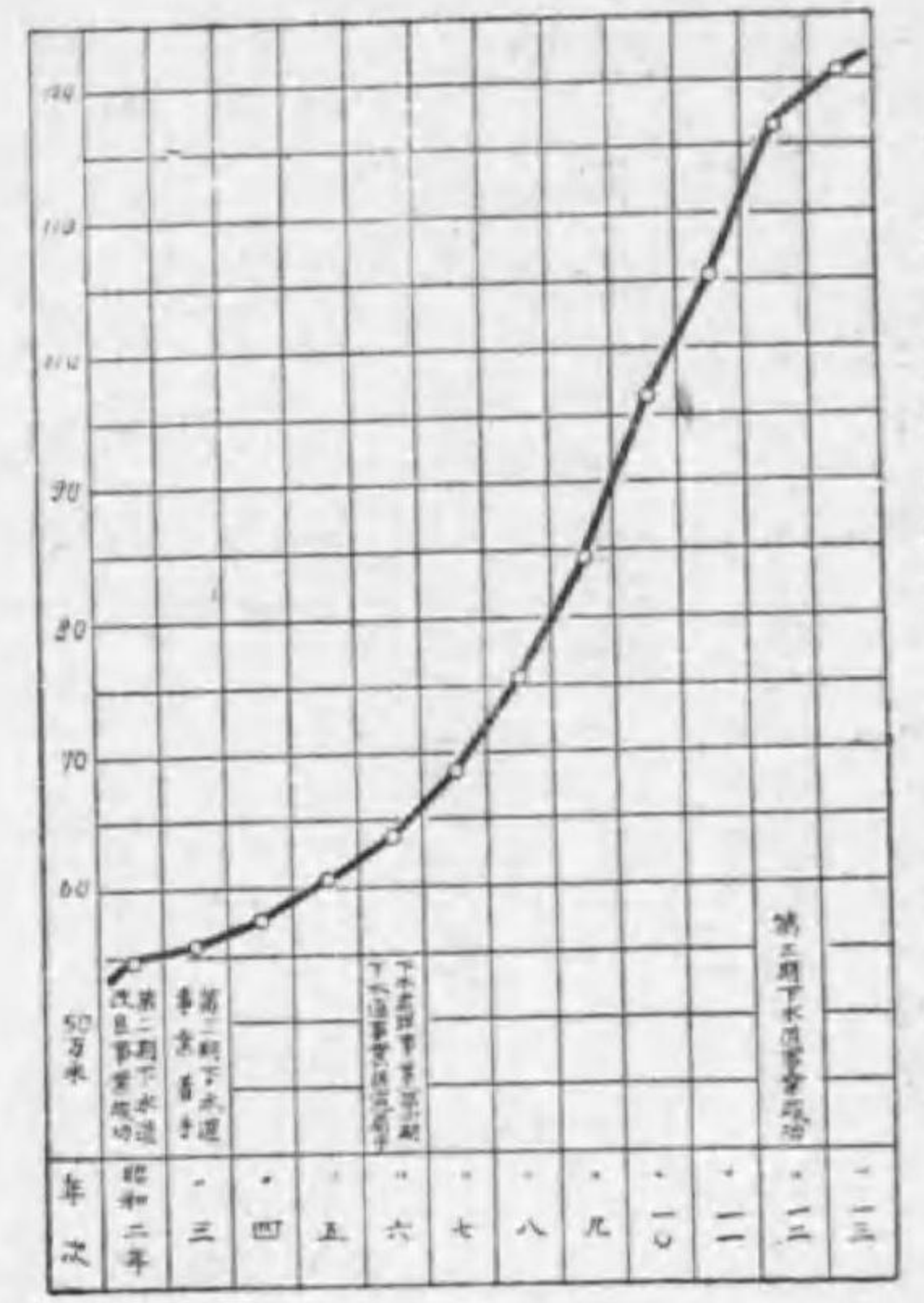
汚水處理方式は送氣攪拌式促進汚泥法に依る。處理場に到達せる下水は先づ除塵装置及沈砂池により、浮游物並に砂礫等を除去せられ、處理を要しない雨水の大部分は降雨時用唧筒に依り附近の河川に排水せられ、處理すべき汚水は晴天時用唧筒により沈澱池に汲揚せられ、次で混和槽、曝氣槽及沈澱槽を経て淨化せられ、附近河川に放流せられ、のである。曝氣槽には豫め混和槽にて促進汚泥を混和されたる下水を引き入れ、撒氣板よりの撒氣に依る曝氣作用を受けたる後、生成汚泥を沈澱槽に沈澱せしめ其の上澄水は河川に排流せらるゝのである。

二 維持作業

昭和十三年度末の統計に依れば既設下水管の總延長は約百二十萬米であつて、明治三十四年最初の下水道改良事業完成時の下水管渠延長約十三萬一千米に比較すると約九倍の増加を示し、而も設備の著しく改良された現状を見れば實に隔世の感がある。今最近に於ける下水管渠敷設出來高と累計を示すと次の通りである。

既設下水管渠延長

(各年度末現在)



下水管延長累年表

↑木十萬米線↓

年 度	出 來 高	累 計	備 考
昭和 二年迄	米 九六五・二四	米 五四八・七八・一八	第二期下水道改良事業功
三 年	米 一八、〇〇三・九四	米 五八、三三・四二	第三期下水道事業着手
四 年	米 一、三七・六九	米 五九、七三・六一	
五 年	米 一、七六・六九	米 六一、五〇・三〇	
六 年	米 三、五五・一三	米 六五、〇五・四三	下水處理事業(第四期下水道事業該當)着手
七 年	米 四、〇〇三・八五	米 六九、〇五・二八	
八 年	米 七、三六・〇三	米 七六、四一・三一	
九 年	米 七、六七・七二	米 八四、〇八・〇三	
一〇年	米 二、六二・七二	米 八六、七〇・七五	
一一年	米 九、〇〇六・三〇	米 九五、七一・〇五	
一二年	米 一〇、三三三・〇八	米 一〇六、〇四・一三	第三期下水道事業功
一三年	米 三、六〇・二七	米 一〇九、六四・四〇	

既設管渠は常に適切な方法に依つて管内掃除を施行し、汚水雨水の疏通の萬全を期して居るが、低地部分に在つては抽水所に導水し、沈砂及除塵を施したる上電動唧筒に依り、高地部分に在つては自然放流に依り何れも附近の河川へ放流するのである。本年度に於ける管渠掃除並に放流河川浚渫に伴ひ取扱つた泥土は總量三萬九千立方メートルにして

其の延長は千十七萬米に及ぶのである。

年 度	汚排水及浸漬の量	修 築 延 長	維 持 費
昭和七年	二七、三三〇・〇〇 <small>立方米</small>	一、四二七 <small>米</small>	二六、八七・〇〇 <small>円</small>
同 八 年	二六、五〇〇・〇〇	一、〇九七	二四、四三三・〇九
同 九 年	三二、九二・九〇	四九三	三八、四三三・六九
同 一〇 年	三三、三三・二二	二、二二二	四〇、〇六・三〇
同 一 一 年	四〇、七六・〇〇	三、四九〇	四〇、四八・八三
同 一 二 年	三三、八七・〇〇	三、一六〇	三三、八六・四三
同 一 三 年	三九、〇三・一九	三、九〇七	五九、三三・七五

(備考) 維持費中には事務費を含む。

### 三 下水溝上管理

下水溝渠上は開渠暗渠を問はず下水道の維持修繕に支障のない限り願出に依つて本市は溝上使用規則に基いて使用を許可してゐるが年と共にその数を増しつゝある。本市下水溝上管理は其の溝渠の属する道路等級に準據し、一等から七等迄に區分して使用料を定め一坪當最高年額三十圓、最低二圓を以つて使用許可してゐる。而して昭和十三年度末現在の使用許可件数は六千三百六十八件で其延面積實に二萬一千五百四十九坪に及び一ヶ年之が使用料は十四萬五千七百八十五圓に達してゐる。

而して管渠の監視及び設備の修繕は絶えず之を行つて下水道の維持作業に努めて居る。本年度に於ける管渠の修繕は五百一十一箇所、延長二千四百七十七米餘にして、人孔(會所を含む)の修繕は、四百七十一件である。之に附帶して集水溝の修築七百九件、木柵並石垣護岸、溝上板塀、雨水溝、側溝、横斷溝、樋門、堤防等の修繕補築を行つたもの三百四十六ヶ所である。

### 四 下水道受託工事

従来私設下水管の本管接続に關しては各施設者に於て適當に施行すべく許可して來たが、降雨時に於ける浸水の害は是等私設下水管の本管接続不完全に起因する場合が多いので、下水道管理の立場から、昭和九年五月以降認定道路敷に屬する下水管の接続は本市に於て受託施行することに改めた結果、管理上好成績を示してゐる。受託件数は昭和九年度中は僅か六十八件に過ぎなかつたが、十三年度に於ては二百七十八件となり、其の延長は七千五百六十二米、工事費は十一萬六千八十四圓を算するに至り、益々増加の趨勢を示し、改良下水の進捗と相俟つて排水施設の萬全を期待し得るに至つた。

## 第三節 事業の財源

本邦都市の下水道事業の發展の遅れたる事由の主なるものは、その財源難にある。事業財源としては公債、受益者負擔金及下水道使用料等を擧げ得るが、本市は事業着手以來常に、この財源難の克服に努力を拂ひつゝ、鋭意下水道事業の完成に邁進して來たのである。今事業建設費並に財源を示せば次の通りである。

種別	事業費		財源												
	中央部下水道	良	雑収入	一時借入金	利益金	電氣事業	家屋税	市税	財産賣却代	基本財産繰入	水道蓄積金	水道使用料	受益者負擔金	國庫補助金	公債
中央部下水道	1,110,110	1,110,110	17,130	18,690			276,110		30,000				8,838,620	8,838,620	
第一回下水道改良	4,976,160	4,976,160	1,849,836		101,133						9,073	103,755	2,212,000	2,212,000	
都市計畫第一期下水道	3,000,179	3,000,179	1,488,686			1,488,686			101				575,813	575,813	
都市計畫第二期下水道	2,000,000	2,000,000							311,552			400,000	661,673	661,673	
都市計畫第三期下水道	1,314,337	1,314,337							75,255			4,236,553	4,236,553		
都市計畫第五期下水道	4,100,000	4,100,000										1,000	4,100,000	4,100,000	
下水處理	3,300,000	3,300,000							65,985			4,291,110	4,291,110		
都市計畫	1,100,000	1,100,000										1,000	1,100,000	1,100,000	
計	17,400,000	17,400,000											16,733,638	16,733,638	

備考 第一回下水道改良事業費は築港埋立下水改良費及災害地區下水改良費を含み、其財源たる雑収入は普通經濟剩餘金を含む

(1) 受益者負擔金  
本市に於て都市計畫第一期下水道事業施行以來徴收してゐる受益者負擔金を見るに、其の負擔額は事業費豫算の六分の一(都市計畫第一期下水道事業及)或は四分の一(都市計畫第三期下水道事業、都市計畫下)であつて、昭和十三年三月末日

現在の徴收状態は次表の通りである。

事業ノ種類	施行期間	總事業費	排水區別	各區事業費	負擔金調定額	負擔金徴收額
都市計畫第一期 下水道事業	自大正十一年度 至大正十二年度	4,000,000	西野田	486,641	67,943	67,943
都市計畫第二期 下水道事業	自大正十三年度 至昭和二年年度	4,000,000	市岡	1,777,399	377,976	377,976
都市計畫第三期 下水道事業	自昭和三年度 至昭和十二年年度	9,400,000	泉尾三軒家	2,264,983	264,995	264,995
			計	4,291,110	591,363	591,363
			四貫島春日出	1,396,359	331,713	331,713
			善源寺東野田	2,576,553	397,288	397,288
			西野田(イ)	306,645	45,183	45,183
			西野田(ロ)	18,867	3,082	3,082
			計	4,000,000	677,235	677,235
			八幡屋市岡	2,826,547	73,436	73,436
			大仁海老江	2,449,535	66,777	66,777
			長柄中津	2,206,648	547,003	547,003
			天王寺中道	4,177,354	961,796	961,796
			今宮	3,393,360	831,531	831,531
			玉出	1,708,130	570,508	570,508
			平野	2,483,926	617,633	617,633
			計	17,400,000	4,100,000	4,100,000



都市計畫 下水處理事業	自昭和六年度 至昭和十四年度	計	計	計	計
中部處理區 放流區域 抽水區域	四、七三、五八三 七、〇二九、五九九 八三九、一八六	二、九六一、五三七	二、九六六、二九八		
北部處理區 放流區域 抽水區域	四、三三三、六三三 四、三三三、六三三	一、三〇六、三三七	一、二六七、四六〇		
港大正處理分區 放流區域 抽水區域	△ 一、〇〇〇、〇〇〇 四、〇〇〇、〇〇〇 五、五五二、九四四	四、二七三、七七四	四、二三三、七五八		
阿倍野住吉 放流區域	四、三三三、一三〇	八八二、〇八八	五三三、一〇六		
恩貴島傳法 放流區域	九、七七三、九九	一、七八五、九一九	三六四、三七三		
柴島大和田 放流區域	一、〇一〇、七六六	五七九、五九三	四七三、七〇一		
天王寺中濱 放流區域	一、三、五三六、〇三九	二、三三三、五三〇	四七九、〇三二		
都島今福 放流區域	一〇、四六三、〇八三 五、〇九三、一七五	二、二五九、一四〇	七六六、〇八一		
計	五八、五〇〇、〇〇〇	八、六三三、一七九	三、八六五、一八八		

備考

一、都市計畫第一期下水道事業の各區事業費中には受益者負擔金に關係なき金額三〇五、〇二七圓を含めり。

二、負擔金測定額及徴收額中には分納利子を含む

三、都市計畫第一期下水道事業に於て測定額に比し徴收額の四百五十一圓少きは負擔義務者中限定承認により徴收不能のものなり

四、△印金額は負擔金賦課後事業費を追加せるものなり

五、都市計畫第一期及第二期下水道事業は徴收済にして其他は何れも目下負擔金徴收中のものなり

(2) 下水道使用料

下水道使用料徴收の可否に付いては論議の岐れる所であるが、從來我國に於ては下水道の如き公營造物の築造維持經營の費用は租稅收入を以て支辨するを正當なりと考へられ下水道の發展を著しく阻害して來た事實は否定することが出来ない。

下水道事業は都市全體の保健衛生の改善を圖り市民生活の安全に資する所大なるは勿論、下水處理區域内の土地所有者はこれが爲に土地の經濟的價値が向上するのみならず、下水處理場の完成は家屋所有者に利便を興へること甚大であるから設備に要する經費の一部を負擔するも決して不當ではない。而も下水道事業はその完成に長年月を要し地域の順を追ふて施行する結果負擔能力を標準として賦課する租稅收入を以て市民全體に之等の經費を負擔せしめることは、公平を缺くものがあるので寧ろ其の利用程度に應じ其の關係者に築造維持費を負擔せしめることが事業の促進を圖ると共に公平の原則に合致し得るのである。本市に於ては下水處理事業完成後其地域に對して下水道使用料を徴收して公債償還財源並に維持管理費に充當する計畫の下に之に關する諸調査を進め、殊に實際徴收に當つては市民大衆の負擔軽減を圖る様留意して下水道條例を立案し、昭和十三年三月二十六日市會議決（昭和十四年二月十四日條例一部改正の市會議決）を經、昭和十四年三月二十八日主務省に申請同年八月十七日之が許可を得たのである。今使用料徴收の梗概を示すと次の通りである。（附録下水道條例参照）

(一) 使用料徴収の範圍

(イ) 使用料徴収の地域的範圍は下水處理に必要な設備の完備せる區域とす

(ロ) 使用料徴収の人的範圍たる被徴収者を左の通とす

1、多量に汚水を排出する者

一ヶ月十二立方米以上のものは之に該當するものとす

2、水洗便所を使用する者

(ハ) 使用料率を左の通とす

1、湯屋營業汚水 排出量一立方米迄毎に一錢以内

2、前號以外の汚水にして排出量一月十二立方米以上のもの  
排出量一立方米迄毎に三錢五厘以内、但處理に特別の費用を要するものに付ては二倍以内を増徴することあるべし

3、水洗便所

大便所 一個一月 二十錢以内

小便所 一個一月 十錢以内

(二) 使用料の減免

左記のものに對しては使用料は減免するものとす

(イ) 保護の必要ある公益事業

(ロ) 其他特別の事由あるもの

(三) 汚水量の認定方法

(イ) 上水道使用者の汚水量は上水道使用量に依り認定す

(ロ) 井河水使用者の汚水量認定は市長に於て別途之を定む

第 二 編

第二編 昭和十三年度に於ける維持經營及財政

第一 上水道

一、取水及淨水

1 取水量

昭和十三年	月別	取水總量	一日最大取水量		一日最小取水量		一日平均取水量
			日	水量	日	水量	
四月	二六	一五,五九八,〇〇〇 <small>立方米</small>	二六	五五五,〇〇〇 <small>立方米</small>	三	四〇〇,〇〇〇 <small>立方米</small>	五二九,九四三
五月	三〇	一六,九四五,〇〇〇	三〇	五七九,〇〇〇	八	四七九,〇〇〇	五四六,九三九
六月	二二	一九,一八〇,〇〇〇	二二	五三三,〇〇〇	二八	五三三,〇〇〇	六三九,三四三
七月	二〇	二〇,四五六,〇〇〇	二〇	五三三,〇〇〇	四	五三三,〇〇〇	六三九,三四三
八月	一〇	二〇,六二二,〇〇〇	一〇	五三三,〇〇〇	一	五三三,〇〇〇	六三九,三四三
九月	二二	一八,五六〇,〇〇〇	二二	五六三,〇〇〇	五	五六三,〇〇〇	六二九,三四〇
十月	一五	一八,四九四,〇〇〇	一五	五六三,〇〇〇	二二	五六三,〇〇〇	五六四,三四八
十一月	一	一六,二五八,〇〇〇	一	五六三,〇〇〇	二七	五六三,〇〇〇	五八一,八九〇
十二月	三	一六,五九八,〇〇〇	三	五六三,〇〇〇	四	五六三,〇〇〇	五三二,八九六

昭和十四年	一月	二月	三月
計	15,117,000	13,977,000	15,773,000
	11	17	30
	5,600,000	3,500,000	3,500,000
	1	11	19
	3,600,000	3,000,000	3,000,000
	考	考	考

2 淨水作業

I 沈澱作業

濾過種別	普通沈澱日數	使用日數	藥品購入	使用藥品名	沈澱	使用割合	使用量	備考
緩速	三八	三六	三六	硫酸礬土	平均	八八〇	三三、八六六	
第一急速		三五	三五	硫酸礬土	平均	六一七	三七、四九七	
第二急速		三三	三三	硫酸礬土	平均	一〇七	三〇、二二五	
合計							一、七三三、七三三	

II 滅菌作業

使用藥品名	使用割合	使用日數	藥品購入	價格	使用量	滅菌機	製造所名	備考
アンモニヤ	P.P.M 0.020	五〇	五〇延入	三、二一〇	六	濕式	磯村産業株式會社	アンモニヤ注加期 自二月二十二日 至三月二十八日
液化鹽素	P.P.M 原水 〇.二〇 濾水 〇.一〇〇	三五	二七延入	二、二二五	三	乾式	ワレリスエンド 磯村産業株式會社	

III 濾過作業

濾過種別	一晝夜濾過速度	濾過持續日數	削取後/放水時間	備考	
					最大
緩速	四.七四米	三〇八	一九.五〇日	八時間	夏季ニ於テ冬季ヨリ持續日數小ナルハ四月、五月中淨水池未完成ノタメ操作不規則ニ涉リタルニヨル
第一急速	二〇.〇〇	一三〇	一.六六	八時間	
第二急速	二〇.〇〇	一八.八〇	一.六五	八時間	

III 濾過能力維持作業

種別	濾過池數	濾過池面積	汚泥削取數	濾過能力維持作業	同經費	一ヶ年配水總量	配水一立方米當
濾過池數	二	一、一六五	一、一六五	一、一六五	一、一六五	一、一六五	一、一六五

遊離銅	鉛	鐵	蒸發殘渣	硬度 一時硬度 永久硬度 總硬度	過マンガン酸カリ消費量	蛋白アンモニア性窒素N	アンモニア性窒素N	亜硝酸性窒素N	硝酸性窒素N	硫酸イオン SO <sub>4</sub>	遊離炭素 CO <sub>2</sub>	溶解存在炭素 O <sub>2</sub>	酸アルカリ度	水素イオン濃度
Cl <sub>2</sub>	Cu	Pb	Fe	液度	消費量	窒素N	窒素N	窒素N	窒素N	濃度	濃度	濃度	濃度	濃度
			0.55	1.3	6.70	0.16	0.18	0.01	0.50	15.60	8.5	2.86	6.5	6.9
			0.98	1.5	7.80	0.10	0.12	0.01	0.21	23.63	7.3	5.0	7.0	7.1
			0.47	1.3	6.40	0.10	0.18	0.01	0.50	16.80	8.5	3.08	7.0	6.9
			0.40	1.3	8.19	0.10	0.12	0.01	0.20	14.90	8.8	2.68	7.0	7.0
0.01			0.11	1.4	3.66	0.08	0.08	0.01	0.20	13.50	8.3	3.08	7.0	6.6
0.01			0.07	1.4	3.03	0.07	0.07	0.01	1.01	19.99	7.5	3.96	7.0	6.7
0.01			0.12	1.4	3.40	0.07	0.07	0.01	0.20	16.20	8.4	3.31	7.0	6.7
0.01			0.07	1.3	4.10	0.06	0.06	0.01	0.40	13.20	8.5	3.08	7.0	7.0



### 3 水質試験

#### I 水質完全試験成績

反臭色濁水気 應味度度温温 (攝氏)(攝氏)	天候		探水月日	季	検査種類	給水量
	當日	前日				
微アルカリ性弱	晴	晴	四月七日	春	原水	224,800 平方米
異状アリ	晴	晴	七月	夏	給水	528,269,200 平方米
微アルカリ性弱	晴	晴	十月	秋	給水	13,986 立方米
異状アリ	晴	晴	一月	冬	給水	13,509 立方米
中酸性	晴	晴	四月七日	春	給水	78,056,000 立方米
微アルカリ性弱	晴	晴	七月	夏	給水	119,393,300 立方米
微アルカリ性弱	晴	晴	十月	秋	給水	6,443 立方米
弱アルカリ性	晴	晴	一月	冬	給水	3,443 立方米

固形物 总量	過マンガン 消費量			アムモ ニウム	硝酸	硫酸	鹽素	反	臭
	平均	最低	最高						
11.3	0.0	0.0	0.0	僅微	僅微	僅微	7.8	9.8	異狀アリ
7.7	0.0	0.0	0.0	僅微	僅微	僅微	8.1	9.8	異狀アリ
6.9	0.0	0.0	0.0	僅微	僅微	僅微	8.3	9.8	異狀アリ
7.6	0.0	0.0	0.0	檢出セズ	檢出セズ	僅微	8.3	9.5	異狀ナシ
6.7	0.0	0.0	0.0	檢出セズ	檢出セズ	僅微	8.3	9.5	異狀ナシ
6.7	0.0	0.0	0.0	檢出セズ	檢出セズ	僅微	8.3	9.5	異狀ナシ

II 各種水質試験成績

名	試験回数	原水	沈澱池	急速濾過池	急速濾過池 及集合井水	濾過池	淨水池	市内水栓
色	度	11.3	7.7	6.9	7.6	6.7	6.7	6.7
濁	度	10E.0	11.0	1E.0	澄	澄	澄	澄
水	温 (攝氏)	15.7	15.8	16.5	15.9	16.1	16.1	16.1

備考 一、各季節に於て二回以上試験を行ひたる成分の成績は其の平均数を示せり  
二、本表は當市衛生試験所の調査による

大腸菌	遠藤赤變菌	一般細菌
(+)(+)(+)	(+)(+)(+)	(+)(+)(+)
(+)(+)(+)	(+)(+)(+)	(+)(+)(+)
(+)(+)(+)	(+)(+)(+)	(+)(+)(+)
(+)(+)(+)	(+)(+)(+)	(+)(+)(+)
(-)(-)(-)	(-)(-)(-)	(-)(-)(-)
(-)(-)(-)	(-)(-)(-)	(-)(-)(-)
(-)(-)(-)	(-)(-)(-)	(-)(-)(-)
(-)(-)(-)	(-)(-)(-)	(-)(-)(-)

量消費	カン酸		過ンガマ		ンイ鹽素		總ニヤ			性有ニヤ			性無ニヤ			度カリ		
	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高
三・七四	三・一六	四・四三	六・九	五・〇	八・五	〇・二二三	〇・一四四	〇・二〇〇	〇・〇四八	〇	〇・一〇〇	〇・一七四	〇・二六〇	二・四八	二・三〇	二・七五		
四・七三	二・五二	四・三三	一〇・九	二・五	一八・〇	〇・二九七	〇・〇七五	〇・〇七〇	〇・〇五五	〇	〇・一七二	〇・二四二	〇・〇六〇	二・二四	六・〇	二・九五		
五・六七	三・三〇	四・六四	二六・六	七・〇	四九・〇	〇・三六一	〇・二二五	〇・〇七〇	〇・〇九	〇・〇五	〇・三三	〇・七〇〇	二・六〇	二・六〇	二・六〇			
八・六四	四・四三	二・四一	一〇・二	六・五	一六・〇	〇・二五二	〇・一六〇	〇・〇〇〇	〇・〇五九	〇・〇〇〇	〇・二二〇	〇・三三〇	一・九	一・五〇	二・六〇			
四・〇九	二・八四	五・六九	六・六	六・〇	七・五	〇・一七三	〇・一〇〇	〇・〇七〇	〇・〇七	〇	〇・一三三	〇・一〇〇	二・四六	二・二〇	二・九〇			
四・六二	三・七九	六・三三	七・三	六・〇	八・五	〇・三三〇	〇・一七九	〇・〇六	〇・〇四九	〇・〇〇〇	〇・二二〇	〇・三三〇	二・四〇	二・三〇	二・八〇			
二・七六	三・七三	四・五三	一八・四	五・〇	三〇・〇	〇・四〇〇	〇・二四〇	〇・〇八五	〇・一〇	〇	〇・二二〇	〇・七五〇	一・三	一・〇	二・六〇			
六・三三	五・〇六	七・五八	八・五	七・五	九・〇	〇・二二九	〇・一四八	〇・〇二六	〇・〇六三	〇・〇一〇	〇・〇八八	〇・二四〇	一・三	一・〇	二・六〇			
四・九〇	三・七九	六・六三	七・六	六・五	八・五	〇・二二九	〇・一八一	〇・〇三八	〇・〇五〇	〇・〇〇一	〇・一〇〇	〇・三六〇	二・三〇	一・九〇	二・六五			
二・二七	七・九〇	五・八八	一八・〇	九・〇	二九・〇	一・一七九	〇・一七五	〇・二六〇	〇・二六七	〇・一〇〇	〇・五〇〇	二・一〇〇	五・五七	三・〇	七・七〇			
三・九	二・五三	五・六九	七・七	六・五	一〇・〇	〇・二二八	〇・〇六八	〇・〇三九	〇・〇七	〇	〇・二二〇	〇・三〇〇	二・六六	一・八〇	三・九〇			
五・一九	三・四八	八・八五	六・二	四・〇	六・五	〇・一八八	〇・〇六〇	〇・〇四〇	〇・〇七	〇	〇・一三三	〇・三六〇	二・二	一・七〇	三・三〇			
五・五六	三・四八	七・九〇	七・二	四・五	九・〇	〇・一九	〇・〇六二	〇・〇六〇	〇・〇三三	〇	〇・〇九	〇・三六〇	二・三	一・八〇	三・〇〇			
五・三七	三・四八	六・三三	七・八	七・〇	九・〇	〇・二四六	〇・一六六	〇・〇〇〇	〇・〇七	〇・〇〇〇	〇・二二〇	〇・三六〇	二・二八	一・八〇	二・九〇			
六・二	四・九〇	八・三三	九・七	七・〇	一八・〇	〇・四七	〇・一七五	一・一〇	〇・〇六〇	〇	〇・一〇〇	一・一四〇	二・五	一・九	三・〇〇			
五・八九	四・一一	七・九〇	八・二	六・五	一〇・〇	〇・二九五	〇・一〇八	〇・〇四〇	〇・〇六	〇	〇・三三〇	〇・三八〇	二・四	二・〇	二・八五			

酸度	試験項目		採水場所
	平均	最高	
一・九	一〇・〇	三三・〇	湖沖 琵琶湖
三・八	一二・五	二五・〇	旭橋 東工
			宇治 宇排
			日工 本場
			観月 橋右岸
			宇治 宇治川下
			鴨島 川町
			桂久 川橋
			木八 津御幸
			同 所 中央
			同 所 高槻
			同 所 平田

III 淀川上流河川の水質試験成績

備考 一、以上掲ぐる成績は凡て水道協會協定試験法に依る  
 一、試験回数に於ける(化)は理化學的試験回数を示し(細)は細菌學試験回数を示す  
 一、本表は本市衛生試験所の調査に依る

細菌集落数	硬度			アルカリ度		
	平均	最低	最高	平均	最低	最高
一九〇	二〇	一六〇	一〇〇	三・八	一・〇	三・〇
七・五	二五	五〇	一・一	一・六	一・一	三・〇
二五	二〇	一〇	一・一	一・六	一・一	三・〇
二五	二〇	一〇	一・一	一・六	一・一	三・〇
二五	二〇	一〇	一・一	一・六	一・一	三・〇
二五	二〇	一〇	一・一	一・六	一・一	三・〇
二五	二〇	一〇	一・一	一・六	一・一	三・〇
二五	二〇	一〇	一・一	一・六	一・一	三・〇
二五	二〇	一〇	一・一	一・六	一・一	三・〇
二五	二〇	一〇	一・一	一・六	一・一	三・〇

5 水 壓 調

月 別	配水總量	一日配水量		一日平均配水量
		最大配水量	最小配水量	
昭和十三年四月	三,七二七,〇〇〇 立方米	三六	三	五〇九,〇〇〇 立方米
五月	六,五九七,七〇〇	三〇	八	五〇九,〇〇〇
六月	一七,二〇〇,〇〇〇	七	一三	五七三,三三六
七月	一九,九六五,三〇〇	二〇	四	六四四,六六七
八月	一八,八八七,三〇〇	一〇	一	六四一,五三三
九月	一八,三三六,〇〇〇	二	五	六四一,五三三
十月	一七,三三三,一〇〇	五	二	五五九,〇六八
十一月	一五,八八八,〇〇〇	一	三	五三九,九三三
十二月	一六,三三九,〇〇〇	三	四	五三三,四九七
昭和十四年一月	一四,三三七,一〇〇	一九	一	四七二,一三三
二月	一三,七一四,八〇〇	一七	二	四八八,八一四
三月	一五,三三三,九〇〇	三〇	一九	五〇〇,〇〇〇
計	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇			五〇九,〇〇〇

4 配 水 量

本年度中に於ける總配水量は二〇〇、五五八、六〇〇立方メートルで一日平均配水量は五四九、四七六立方メートルである。之を前年度中の總配水量一九五、二九八、八〇〇立方メートルに比べると、五、二五九、八〇〇立方メートルの増加でその増加率は、百分の二・六である。今各月別配水量を見るに次の通りである。

二、配 水

數集細 落菌	量物固 總形		
	平均	最低	最高
平均	一七	四・〇	八三・〇
最低	一	二・〇	六六・〇
最高	三〇	六・七	一〇一・〇
平均	一〇	二・〇	五〇・〇
最低	一	一・〇	三〇・〇
最高	二〇	三・〇	七〇・〇
平均	一〇	二・〇	五〇・〇
最低	一	一・〇	三〇・〇
最高	二〇	三・〇	七〇・〇
平均	一〇	二・〇	五〇・〇
最低	一	一・〇	三〇・〇
最高	二〇	三・〇	七〇・〇
平均	一〇	二・〇	五〇・〇
最低	一	一・〇	三〇・〇
最高	二〇	三・〇	七〇・〇
平均	一〇	二・〇	五〇・〇
最低	一	一・〇	三〇・〇
最高	二〇	三・〇	七〇・〇
平均	一〇	二・〇	五〇・〇
最低	一	一・〇	三〇・〇
最高	二〇	三・〇	七〇・〇
平均	一〇	二・〇	五〇・〇
最低	一	一・〇	三〇・〇
最高	二〇	三・〇	七〇・〇
平均	一〇	二・〇	五〇・〇
最低	一	一・〇	三〇・〇
最高	二〇	三・〇	七〇・〇
平均	一〇	二・〇	五〇・〇
最低	一	一・〇	三〇・〇
最高	二〇	三・〇	七〇・〇

備考

- 一、試験法及成績表示法は凡て水道協會協定上水試験法に準ず
- 二、試験成績中「アルカリ度」の項に於て工場廢水の一部に「酸度」を示せり
- 三、本成績表は一ヶ年中毎月の試験成績を總括平均せるものにて全成績項目中重要なる九項目のみを抜萃し其の概要を示せり
- 四、本成績表は本市衛生試験所の調査に依る



季節別	高			低		
	月日	時刻	標高	月日	時刻	標高
冬	平均	二・二六	〃	二・二八	〃	〃
	最低	二・二七	午後二時五分	二・二六	午後二時五分	二・二六
秋	平均	一〇・一六	〃	一〇・一〇	〃	〃
	最低	一〇・一五	午後二時五分	一〇・一〇	午後二時五分	一〇・一〇
夏	平均	七・一五	〃	七・一五	〃	〃
	最低	七・一六	午後三時五分	七・一五	午後三時五分	七・一五
春	平均	三・二七	〃	三・二五	〃	〃
	最低	三・二一	午後八時五分	三・二六	午後八時五分	三・二六
水圧	kg/cm <sup>2</sup>	二・二八	二・二三	三・二四	二・二四	三・二〇
	kg/cm <sup>2</sup>	二・二八	二・二三	三・二四	二・二四	三・二〇
測定場所	リノ距離	〃	〃	〃	〃	〃
	リノ距離	〃	〃	〃	〃	〃
備考	kg/cm <sup>2</sup>	三・一五	二・二六	三・二七	二・二七	三・二〇
	kg/cm <sup>2</sup>	三・一五	二・二六	三・二七	二・二七	三・二〇

### 三、配水管及量水器

本年度に於ける配水管敷設状況を見るに、新設は三〇、八二六米撤去は一四、五〇二米にして一六、三二四米の増加を示し、年度末現在の配水管延長は二、二二二、八六九米五〇である。(6参照)

次に本年度末に於ける量水器取付現在数は四五一、三九四個で前年度末の四二九、九八八個に比べると二一、四〇六個の増加を示して居る。本年度に購入した量水器は七、三三七個改造及修繕数は一一〇、〇三二個である。現在取付量水器数を口径別、業務所別及種類別に見れば次表の通りである。(7、8、9参照)

### 6 口径別配水管延長

口径	延長	口径	延長	口径	延長	口径	延長
七〇〇	六、九六六・三三〇	七〇〇	一〇、六四六・八三六	七〇〇	四、八七五・六二五	七〇〇	四、八七五・六二五
六〇〇	二、三〇〇・〇〇〇	六〇〇	〇、九二〇・〇〇〇	六〇〇	〇、九二〇・〇〇〇	六〇〇	〇、九二〇・〇〇〇
五〇〇	一、一〇〇・〇〇〇	五〇〇	一、一〇〇・〇〇〇	五〇〇	一、一〇〇・〇〇〇	五〇〇	一、一〇〇・〇〇〇
四〇〇	一、一〇〇・〇〇〇	四〇〇	一、一〇〇・〇〇〇	四〇〇	一、一〇〇・〇〇〇	四〇〇	一、一〇〇・〇〇〇
三〇〇	一、一〇〇・〇〇〇	三〇〇	一、一〇〇・〇〇〇	三〇〇	一、一〇〇・〇〇〇	三〇〇	一、一〇〇・〇〇〇
二〇〇	一、一〇〇・〇〇〇	二〇〇	一、一〇〇・〇〇〇	二〇〇	一、一〇〇・〇〇〇	二〇〇	一、一〇〇・〇〇〇
一〇〇	一、一〇〇・〇〇〇	一〇〇	一、一〇〇・〇〇〇	一〇〇	一、一〇〇・〇〇〇	一〇〇	一、一〇〇・〇〇〇
合計	二、二二二、八六九・五〇〇	合計	二、二二二、八六九・五〇〇	合計	二、二二二、八六九・五〇〇	合計	二、二二二、八六九・五〇〇

7 口徑別取付量水器數

月別	口徑別										計	補足管
	一三耗	一六耗	二〇耗	二五耗	三〇耗	三〇耗	三〇耗	三〇耗	三〇耗	三〇耗		
昭和十三年四月	三六三、五九九	二二、七六六	一一、三二二	一一、四六三	六五四	五五六	七〇二	二一八	〇	〇	二四、〇八一	二九、八五六
五月	三六六、〇六六	二二、七九〇	一一、三六六	一一、三六六	六六六	五七三	七〇二	二一七	〇	〇	二四、六八一	二九、一三四
六月	三六七、八〇〇	二二、七七九	一一、三五三	一一、三七三	六七九	五七五	七〇二	二一八	〇	〇	二四、六八一	二九、一三四
七月	三九〇、二九一	二二、七八四	一一、三六二	一一、三七〇	六八二	五八一	七〇二	二一八	〇	〇	二四、六八一	二九、一三四
八月	三九一、四八六	二二、八〇〇	一一、三七六	一一、三八五	六八九	五八二	七〇二	二一九	〇	〇	二四、六八一	二九、一三四
九月	三九三、八七二	二二、八七一	一一、三八八	一一、三九九	六八八	五九二	七〇二	二一九	〇	〇	二四、六八一	二九、一三四
十月	三九四、三三二	二二、七七一	一一、三三七	一一、三七〇	六八七	五九〇	七〇二	二一九	〇	〇	二四、六八一	二九、一三四
十一月	三九四、六二二	二二、七六六	一一、三五九	一一、三六六	六九二	五九〇	七〇二	二一九	〇	〇	二四、六八一	二九、一三四
十二月	三九八、八一八	二二、六六二	一一、三五八	一一、三六九	六九七	五九〇	七〇二	二一九	〇	〇	二四、六八一	二九、一三四
昭和十四年一月	三九八、五二〇	二二、六八三	一一、三八二	一一、三七三	六九五	五九五	七〇二	二二〇	〇	〇	二四、六八一	二九、一三四
二月	三九九、四九一	二二、六七五	一一、三〇〇	一一、三七六	七〇〇	五九五	七〇二	二二〇	〇	〇	二四、六八一	二九、一三四
三月	四〇〇、三三八	二二、七六六	一一、三四七	一一、三七七	七〇八	五九六	七〇二	二二〇	〇	〇	二四、六八一	二九、一三四
昭和十二年十二月	三九〇、〇〇〇	二二、三三三	一一、一〇七	一一、二六六	六六六	五五六	七〇二	二一八	〇	〇	二四、〇八一	二九、八五六
昭和十三年	一九八、八三三	一八、一〇〇	一一、〇七〇	一一、二六六	六六六	五五六	七〇二	二一八	〇	〇	二四、〇八一	二九、八五六
增減												

8 業務所別取付量水器數

業務所別	口徑別										計	補足管取付數
	一三耗	一六耗	二〇耗	二五耗	三〇耗	三〇耗	三〇耗	三〇耗	三〇耗	三〇耗		
東	二八、〇〇〇	四、六四四	一、六九四	二、二〇〇	一六六	一六六	一七	一	〇	〇	三、九二二	二、九二二
西	一四、四九七	一、七八九	七七七	九八九	六五	三三	七	〇	〇	〇	一、七二九	〇
港	四四、八六九	一、一七一	六九〇	八二五	五九	三六	二	〇	〇	〇	三、六二一	三、六二一
大正	一六、三三三	六三七	四四	五八一	三三	三三	七	〇	〇	〇	一、七二九	〇
天王寺	一三、八三七	一、〇六〇	七〇三	五二二	四	一七	〇	〇	〇	〇	一、七二九	〇
浪速	一三、六三三	一、三六八	一〇七	八六二	三六	一三	一	〇	〇	〇	一、七二九	〇
北	三、〇〇〇	三、三六六	二、三九九	一、三三三	一〇七	一〇七	三	〇	〇	〇	三、三六六	三、三六六
東淀川	二二、一三三	六二四	五九三	一〇五	九	二九	二	〇	〇	〇	三、三六六	三、三六六
此花	七〇、九二二	二、七九二	一一、一五	一、〇〇〇	七	七	八	〇	〇	〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
西淀川	一三、七六八	五〇六	一、一三	一、〇〇〇	一四	一四	七	〇	〇	〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
旭	三、七七一	一、一三	五九三	七〇	一	三	〇	〇	〇	〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
東成	四六、六八〇	一、一八〇	一、一三	七二	一八	三三	二	〇	〇	〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
西成	二五、五五五	九三三	四六五	二二	二九	二二	一	〇	〇	〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
住吉	二九、九〇〇	一、〇一〇	一、一六九	九八六	六	三三	一	〇	〇	〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
平野	三三、三三三	〇〇〇	三三三	〇〇〇	六	六	一	〇	〇	〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
計	四四、〇〇〇	三、七六六	一、六九四	二、二〇〇	一六六	一六六	一七	一	〇	〇	三、九二二	二、九二二

9 種類別取付量水器數



計	昭和十四年			
	十一月	十二月	十一月	十二月
三	三三九	一九三	三三三	三三三
二	二二四	一一二	二二四	二二四
一	一〇三	一八	一〇三	一〇三
計	三、九〇六	一、七三〇	三、九〇六	三、九〇六

四、給水

11 給水區域面積

種別	總面積	內									
		河川溝渠	道路堤塘	公園	墓地	宅地	山林原野	其他	消火栓	防火演習	給水量
給水區域	一、八七三、七〇〇	一、八七三、七〇〇	一〇一	二〇	三	五	七〇	一〇	一〇	一〇	一〇
比率	100%	100%	101%	11%	1%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

12 給水栓數、戶數及給水量

行政區	種別	給水栓					給水戶數					私設消火栓	給水量	
		營業用	專用	湯屋	兵營	計	營業用	專用	湯屋	兵營	計			
東成	營業用	10,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117
旭	營業用	10,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117
西淀川	營業用	10,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117
此花	營業用	10,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117
東淀川	營業用	10,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117
北	營業用	10,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117
浪速	營業用	10,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117
天王寺	營業用	10,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117
大正	營業用	10,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117
港	營業用	10,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117
西	營業用	10,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117
南	營業用	10,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117
東	營業用	10,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117

計	西成		住吉	
	△	△	△	△
二八、〇七九	三、二六三	三、二六三	三、二六三	三、二六三
六三、一七六	二、二六三	二、二六三	二、二六三	二、二六三
四七、一〇三	一、二六三	一、二六三	一、二六三	一、二六三
二八、〇七九	一、二六三	一、二六三	一、二六三	一、二六三
一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
二八、〇七九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
二八、〇七九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
二八、〇七九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
二八、〇七九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

備考 一、表中△印は同一装置にして数種の用途に亘るものを示す  
二、給水量には臨時給水を含みます

13 用途別使用水量

(其ノ一)

年月別 種別	昭和十三年					
	一月	二月	三月	四月	五月	六月
専事及營業用	八、五二四、五〇九	八、三三三、六六六	九、五四九、八四九	九、八四九、八二五	一一、〇九九、四七九	一〇、八五五、八三六
湯屋用	一、七七〇、四四二	一、五八一、〇一九	一、七三〇、五五五	一、六九〇、七〇七	一、七〇〇、四七九	一、六三六、八三六
道路撒水用	七、三三三、三三三	八、九八八、八八八	一〇、一〇一、〇一〇	一一、二二二、二二二	一二、三三三、三三三	一三、四四四、四四四
噴水瀧泉池用	八、三〇八、六六六	一、四三三、三三三	一、五五五、五五五	一、六六六、六六六	一、七七七、七七七	一、八八八、八八八
兵營用	五、二二二、二二二	五、三三三、三三三	五、四四四、四四四	五、五五五、五五五	五、六六六、六六六	五、七七七、七七七
合計	二八、〇七九	二八、〇七九	二八、〇七九	二八、〇七九	二八、〇七九	二八、〇七九

年月別 種別	昭和十四年					
	一月	二月	三月	四月	五月	六月
専事及營業用	八、五二四、五〇九	八、三三三、六六六	九、五四九、八四九	九、八四九、八二五	一一、〇九九、四七九	一〇、八五五、八三六
湯屋用	一、七七〇、四四二	一、五八一、〇一九	一、七三〇、五五五	一、六九〇、七〇七	一、七〇〇、四七九	一、六三六、八三六
道路撒水用	七、三三三、三三三	八、九八八、八八八	一〇、一〇一、〇一〇	一一、二二二、二二二	一二、三三三、三三三	一三、四四四、四四四
噴水瀧泉池用	八、三〇八、六六六	一、四三三、三三三	一、五五五、五五五	一、六六六、六六六	一、七七七、七七七	一、八八八、八八八
兵營用	五、二二二、二二二	五、三三三、三三三	五、四四四、四四四	五、五五五、五五五	五、六六六、六六六	五、七七七、七七七
合計	二八、〇七九	二八、〇七九	二八、〇七九	二八、〇七九	二八、〇七九	二八、〇七九

(其ノ二)

年月別 種別	昭和十三年					
	一月	二月	三月	四月	五月	六月
共用家事營業用	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇
臨時給水量	九、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇
無料放給	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
計水	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
合計	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇



15 市外給水量

月別	團體名	吹田		組上阪水道北		巽村		加美村		組上城水道東		湊町運輸(德庵驛)		堺市		布施市		計
		立方 米	立 方 米	立 方 米	立 方 米	立 方 米	立 方 米	立 方 米	立 方 米	立 方 米	立 方 米	立 方 米	立 方 米	立 方 米	立 方 米	立 方 米	立 方 米	
四	月	75,463	40,617	40,617	2,352	6,800	2,352	2,352	2,352	1,171	5,520	5,520	5,520	5,520	5,520	5,520	5,520	117,000
五	月	84,141	40,617	40,617	2,352	6,800	2,352	2,352	2,352	1,171	5,520	5,520	5,520	5,520	5,520	5,520	5,520	120,000
六	月	77,100	40,617	40,617	2,352	6,800	2,352	2,352	2,352	1,171	5,520	5,520	5,520	5,520	5,520	5,520	5,520	119,000
七	月	100,978	40,617	40,617	2,352	6,800	2,352	2,352	2,352	1,171	5,520	5,520	5,520	5,520	5,520	5,520	5,520	127,000
八	月	94,990	40,617	40,617	2,352	6,800	2,352	2,352	2,352	1,171	5,520	5,520	5,520	5,520	5,520	5,520	5,520	120,000
九	月	83,560	40,617	40,617	2,352	6,800	2,352	2,352	2,352	1,171	5,520	5,520	5,520	5,520	5,520	5,520	5,520	117,000
一〇	月	78,770	40,617	40,617	2,352	6,800	2,352	2,352	2,352	1,171	5,520	5,520	5,520	5,520	5,520	5,520	5,520	115,000
一一	月	71,770	40,617	40,617	2,352	6,800	2,352	2,352	2,352	1,171	5,520	5,520	5,520	5,520	5,520	5,520	5,520	111,000
一二	月	67,100	40,617	40,617	2,352	6,800	2,352	2,352	2,352	1,171	5,520	5,520	5,520	5,520	5,520	5,520	5,520	108,000
計	和	720,000	406,170	406,170	23,520	68,000	23,520	23,520	23,520	11,710	55,200	55,200	55,200	55,200	55,200	55,200	55,200	1,170,000
昭和一二年	差引増減△	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

16 水の多量使用者

本年度中の市内に於ける水の多量使用者を見るに昨年度の第一位多量使用者住友金屬が依然として第一位を占め、その使用水量は四百八十一萬七千六百六十一立方メートルであり、其他第十位迄の多量使用者の内第五位の大坂驛と第十位の日赤病院とを除くの外は、總て工業製産部門の占むる所にして産業大坂の一面目が覗はれるのである。

(其ノ一)

順位	種別	多量使用者		工場		ビルディング		官廳	
		名稱	行政區	名稱	行政區	名稱	行政區	名稱	行政區
一	住友金屬	此花	4,877,261	住友金屬	此花	377,855	陸軍造兵廠	東	1,127,707
二	日料本	此花	2,566,661	日料本	此花	2,566,661	大阪驛	北	660,000
三	陸軍造兵廠	東	1,217,707	陸軍造兵廠	東	1,217,707	港灣部	港	807,319
四	武田製藥部	東淀川	1,056,665	武田製藥部	東淀川	1,056,665	專賣局	浪速	504,655
五	大阪製鋼所	北	660,000	大阪製鋼所	北	660,000	造幣局	北	353,677
六	住友電線	此花	530,874	住友電線	此花	530,874	大坂局	北	199,759
七	中鋼所	大正	488,351	中鋼所	大正	488,351	動物園	天王寺	194,811
八	大坂鐵工所	此花	499,991	大坂鐵工所	此花	499,991	市電局	港	186,655
九	大坂ガス	港	433,850	大坂ガス	港	433,850	船大船	港	96,211

前年度第一位	一〇	病日赤	天王寺	四三、七五	新田	三〇四、八五	三越	二一、七五	昭船和	九、二四
	九	住友	此花	三〇、七六、七四	浪速	三〇、七六、七四	東	三三、三九	大阪	七四〇、三五

(其ノ二)

種別	校	用	ブ	湯	屋	用	病	院	用
順位	名稱	行政區	水量	名稱	行政區	水量	名稱	行政區	水量
一	帝理學部大	北	五九、三三	北	浪速	一七、七六	病日赤	天王寺	四三、七五
二	帝工學部大	北	五八、三六〇	東成	港	五九、三六七	病帝大	北	三八、八九六
三	帝醫學部大	北	五二、六三三	住吉	北	三〇、三九一	病桃山	天王寺	二六、九七三
四	廣小學校	西	三、六六七	長生湯	此花	三、五八	病難波	住吉	九、七〇九
五	大商大	住吉	二八、一〇〇	共場	住吉	三、三三三	病鐵道	住吉	九、六九五
六	中市學	港	二六、三三三	南	住吉	三、〇一五	病住友	此花	八、二七六
七	都島業	北	二四、〇二二	明治湯	西成	三、一八五	病警察	天王寺	七、四七三
八	天王寺第	天王寺	二、七九〇	藥湯	港	三、七六六	病北野	北	七、〇八八
九	堀小學校	北	二、五八	養老湯	北	三、五二四	病電氣局	北	五、四〇三
一〇	住吉小學校	住吉	一八、二四	玉ノ湯	南	三、五八九	病濟生院	北	五、四〇三

前年度第一位	帝學部大	北	七、六六	鵜田	北	七、五八	ラヂウ	温泉	浪速	一四、二七	病日赤	天王寺	四六、四八
--------	------	---	------	----	---	------	-----	----	----	-------	-----	-----	-------

五、業務

17 給水事務處理件數

月別	種別	總件數	給水事務處理件數				給水取締
			新設	變更	修繕	休止	
四月		三五、八五一	一、〇一七	二六	二〇、八六五	六、五五九	二
五月		三七、七四	一、六六六	一九	二二、四四	四、五二一	二
六月		三八、九〇六	一、三六六	九	二六、〇〇八	三、九二二	五
七月		四三、〇〇八	一、三三三	四	二九、九七七	四、〇六	五
八月		四六、六三三	一、四四	三	三三、五〇〇	四、三〇八	六
九月		四四、六三三	九二	〇	三三、三三七	四、二七	七
一〇月		四三、〇一〇	一、七三七	三	三二、〇一〇	四、三七五	七
十一月		三九、六九四	一、七三三	〇	三二、一七	四、三五八	二
十二月		三三、〇六七	四二	三	三二、三三三	四、一四七	三
合計		二八、二二七	二七八	三三	一九、三三三	二、七四八	三



計		二月		三月	
33,000	33,000	29,000	3,000	29,000	3,000
16,720	16,720	15,000	1,720	15,000	1,720
26,280	26,280	14,000	12,280	14,000	12,280
33,000	33,000	29,000	3,000	29,000	3,000
16,720	16,720	15,000	1,720	15,000	1,720
26,280	26,280	14,000	12,280	14,000	12,280
33,000	33,000	29,000	3,000	29,000	3,000
16,720	16,720	15,000	1,720	15,000	1,720
26,280	26,280	14,000	12,280	14,000	12,280

## 第二下水道

### 1 種類別下水管渠出來高

本年度末に於ける下水道管渠總延長は一、二〇〇、二五九米であつて、昭和十三年度中の出來高延長は次に示す如く三五、二六〇米である。

種別	都市計畫事業	都市計畫第五期事業	失業應急事業	計
暗渠	1,921.10	3,805.87	10.00	5,737.01
泥土管	3,674.50	11,988.33	1,619.43	16,891.26
補助枝線(土管)越	3,133.95	7,442.67	907.88	11,484.50
伏計	868.89	11,880.07	77.00	12,826.96
合計	9,598.49	34,916.91	1,704.31	46,219.71

## 2 下水溝上管理

行政區種別	昭和十三年度中許可		昭和十三年度末現在		備考
	件數	面積	件數	面積	
北花區	18	1,531.21	351	1,108.08	7,533.88
此花區	19	1,817.51	18	937.81	4,288.08
東區	380	7,000.01	138	3,096.37	33,529.65
西區	19	877.81	11	2,888.25	27,356.41
港區	6	171.26	2	178.81	8,851.14
大正區	7	1,919.2	3	699.95	3,777.95
天王寺區	7	2,908.2	3	744.86	4,507.89
南區	26	5,531.5	10	2,157.3	33,164.87
浪速區	8	2,113.3	2	697.09	3,917.56
西淀川區	3	822.08	2	4,056.64	1,851.44
東淀川區	110	7,748.1	5	3,742.00	22,800.79
東成區	3	808.9	1	544.3	1,911.2
旭成區	2	408.6	9	2,749.7	800.86
住吉區	19	4,343.3	3	341.5	1,388.7
西成區	1	331.0	3	1,186.6	4,781.7

日數	下水	試項	場探	水溫	濁度	色度	P. H.	クロール	鐵	性亞硝酸	室硝酸	室ニアン
一日	滿水	0		12.5	80	55	7.0	1.35	7.6	0.05	0.19	8.0
二日	同右	0.18		12.7	14	9	7.6	1.38	3.84	0.08	0.27	4.2
四日	同右	0.10		9.4	13	7	7.6	1.38	3.20	0.15	0.18	6.0
七日	同右	0.15	沈原	7.2	11	7	7.6	1.00	0.92	0.14	0.25	6.0
九日	返下	0.04		13.0	14	14	7.1	0.90	0.94	0.03	0.05	4.5

(其ノ一)

### 4 水質試驗成績

#### I 活性汚泥生成試驗成績

(自二月十五日  
至三月二日)

行政区	件數	下水道延長	工事費	備考
西淀川區	19	152.80	94.27	
東成區	6	101.30	149.60	
旭成區	8	156.33	217.00	
西吉區	10	92.33	327.99	
住計區	3	56.83	439.88	
合計	46	7,562.5	1,702,822	

### 3 受託工事件數

行政区	件數	下水道延長	工事費	備考
東區	14	814.80	8,621.50	
西南區	11	133.39	1,732.79	
西區	10	33.92	351.00	
大港區	7	80.31	692.71	
天正區	2	26.00	151.00	
浪速區	9	49.00	370.56	
北區	7	1,001.00	1,375.30	
東北區	2	2,980.17	3,556.90	
東區	7	2,980.17	3,556.90	
此花區	5	289.90	938.85	
合計	87	7,562.5	3,871.51	

電柱	埋設	用水	計
3	10	2	15
(74本)	(362.07)	(360石)	(74本)
3	3	3	9
(74本)	(362.07)	(360石)	(74本)
3	3	3	9
(74本)	(362.07)	(360石)	(74本)
3	3	3	9
(74本)	(362.07)	(360石)	(74本)
3	3	3	9
(74本)	(362.07)	(360石)	(74本)

日數	試項	有機素性	溶存酸素	消費酸素	脫色試驗	蒸發殘渣	物溶解性質	浮游物	集細落菌	赤遠變菌數
十一日	返下	〇〇・六五	九・五	二二・四	一八〇	一〇	八八〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・一〇
十四日	返下	〇〇・六〇	一一・四	二二・八	一八〇	一〇	八八〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・一〇
十六日	返下	〇〇・六三	一一・五	二二・六	一八〇	一〇	八八〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・一〇

(其ノ二)

日數	試項	有機素性	溶存酸素	消費酸素	脫色試驗	蒸發殘渣	物溶解性質	浮游物	集細落菌	赤遠變菌數
一月一日	目	一六・〇	五・三	四〇・七三	一〇時間 脫色	三二・六	三三三	六	一一〇	一
二月二日	目	七・八	八・七	二五・二	二時間 脫色	三〇・四	三〇〇	三	三六〇	一〇〇
四月四日	目	六・〇	九・七	一九・一九	以時上	三三・八	三二〇	三	九六〇	一五
七月七日	目	五・四	九・八	一九・四七	以時上	三二・八	三二〇	二	一〇	五
九月九日	目	六・一	一・六	四・三六	一〇時間	三二・九	三三三	二	一〇	三
十月十日	目	五・七	七・三	二七・六六	一〇時間	三二・六	三三三	二	一〇	〇・六
十一月十一日	目	三・五	七・〇	三〇・四三	一〇時間	三二・六	三三三	二	一〇	六
十二月十四日	目	六・八	六・八	二六・二七	一〇時間	三二・六	三三三	二	一〇	一八・五
十六日	目	一三・六	五・〇	二〇・二二	一〇時間	三二・六	三三三	二	一〇	五・八

備考  
 一、七日目試験採水後直ちに下水水量〇・四筒を以て連續作業となす  
 二、汚泥濃度は曝氣槽出口に於けるものとす  
 三、表中化學的成分は檢水一立中の量、細菌は一立方厘米中の數を示す(千單位)  
 四、本表は本市衛生試験所の調査による

市岡下水浄化装置月別平均水質試験成績

(其ノ一)

月別	試項	回数	氣温	採水場	水温	濁度	色度	臭氣	P.H.	トル口	鐵分	性亞硝酸素	室附酸素性	素合計
三月	月	二	一一・三	沈原	一四・八	七・七	一〇・三	下水臭	七・〇	一一・八	〇・六	〇・〇	〇・〇	〇・一七
四月	月	八	一七・五	沈原	一六・六	七・七	六・四	同	七・〇	八・九	〇・一五	〇・〇	〇・三	〇・三〇
五月	月	二	二二・三	沈原	一六・九	七・九	六・六	同	七・〇	八・九	〇・一五	〇・〇	〇・三	〇・三〇
六月	月	八	二五・二	沈原	二二・八	七・七	七・三	同	七・〇	一〇・八	〇・一五	〇・〇	〇・三	〇・三〇
七月	月	二	二六・七	沈原	二二・〇	七・七	七・三	同	七・〇	一〇・八	〇・一五	〇・〇	〇・三	〇・三〇
八月	月	六	二八・〇	沈原	二五・四	七・七	七・三	同	七・〇	一〇・八	〇・一五	〇・〇	〇・三	〇・三〇
九月	月	七	二六・二	沈原	二四・三	七・七	七・三	同	七・〇	一〇・八	〇・一五	〇・〇	〇・三	〇・三〇
十月	月	八	二二・九	沈原	二二・八	七・七	七・三	同	七・〇	一〇・八	〇・一五	〇・〇	〇・三	〇・三〇
十一月	月	八	一四・五	沈原	一七・六	七・七	七・三	同	七・〇	一〇・八	〇・一五	〇・〇	〇・三	〇・三〇
十二月	月	八	一一・三	沈原	一四・六	七・七	七・三	同	七・〇	一〇・八	〇・一五	〇・〇	〇・三	〇・三〇
平均	月	八	二〇・九	沈原	二〇・八	七・七	七・三	同	七・〇	一〇・八	〇・一五	〇・〇	〇・三	〇・三〇

(其ノ二)

月別	試項	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
遊離アンモニヤ性窒素	0.70	0.60	0.55	0.50	0.45	0.40	0.35	0.30	0.25	0.20	0.15	0.30
有機アンモニヤ性窒素	0.10	0.15	0.20	0.25	0.30	0.35	0.40	0.45	0.50	0.55	0.60	0.35
以上アンモニヤ性窒素合計	0.80	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.65
酸溶解素	0.7	0.5	0.4	0.3	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2
B.O.D	5.1	4.8	4.5	4.2	3.9	3.6	3.3	3.0	2.7	2.4	2.1	3.5
酸消費量	5.2	4.9	4.6	4.3	4.0	3.7	3.4	3.1	2.8	2.5	2.2	3.6
試脱色	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
蒸溜残渣	2.6	2.5	2.4	2.3	2.2	2.1	2.0	1.9	1.8	1.7	1.6	2.0
溶解性物質	2.5	2.4	2.3	2.2	2.1	2.0	1.9	1.8	1.7	1.6	1.5	1.9
浮游物	7.7	7.5	7.3	7.1	6.9	6.7	6.5	6.3	6.1	5.9	5.7	6.8
細菌集落數	109.5	106.0	102.5	99.0	95.5	92.0	88.5	85.0	81.5	78.0	74.5	88.0
遠藤赤菌數	1.4	1.3	1.2	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.4	0.8

備考 一、表中化學的成分は檢水一立中の重量、細菌數は一立方厘米中の數を示す(千單位)  
 二、本表は本市衛生試験所の調査による

Ⅲ 市岡下水浄化装置月別平均浄化率

月別	試項	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
濁度	90.9	88.8	86.7	84.6	82.5	80.4	78.3	76.2	74.1	72.0	70.0	81.1
色度	80.8	78.7	76.6	74.5	72.4	70.3	68.2	66.1	64.0	62.0	60.0	71.1
鐵	9.6	9.3	9.0	8.7	8.4	8.1	7.8	7.5	7.2	6.9	6.6	8.1
遊離アンモニヤ性窒素	0.6	0.5	0.4	0.3	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2
有機アンモニヤ性窒素	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.2	1.3	1.4	0.8
B.O.D	4.6	4.3	4.0	3.7	3.4	3.1	2.8	2.5	2.2	1.9	1.6	3.1
酸消費量	4.7	4.4	4.1	3.8	3.5	3.2	2.9	2.6	2.3	2.0	1.7	3.2
浮游物	8.5	8.2	7.9	7.6	7.3	7.0	6.7	6.4	6.1	5.8	5.5	7.2
細菌集落數	93.1	91.0	88.9	86.8	84.7	82.6	80.5	78.4	76.3	74.2	72.1	83.2
遠藤赤菌數	9.0	8.8	8.6	8.4	8.2	8.0	7.8	7.6	7.4	7.2	7.0	8.1

備考 本表は本市衛生試験所の調査に依る

Ⅳ 各抽水所水質試験成績

(其ノ一)

抽水所名	試項	水	温	濁	度	色	臭	臭	P.H	ク	鐵	窒	窒	窒
		温	度	度	度	度	臭	臭		ロ		窒	窒	窒
市岡	アンモニア性窒素	二四・六	三三・〇	四二・〇	四二・〇	六・九	下水臭	六・九	八〇・〇	六・〇	六・〇	痕跡	〇・九二	〇・九二
小林	有機性窒素	二五・〇	一〇〇・〇	三三・〇	三三・〇	七・〇	同	七・〇	二九・〇	八・〇	八・〇	痕跡	一・一〇	四・六〇
恩貴島	以素合計	二五・〇	一六・〇	九〇・〇	九〇・〇	七・〇	同	七・〇	一〇〇・〇	四・六	四・六	〇・八〇	〇・五五	六・一五
傳法	酸溶素	二五・〇	九六・〇	一九〇・〇	一九〇・〇	六・九	同	六・九	三〇・〇	二・五	二・五	〇・八八	〇・五五	〇・八八
西野田	消費量	二四・九	一六・〇	六七・〇	六七・〇	六・七	同	六・七	四〇・〇	三・三	三・三	〇・五五	一・四二	一・七六
北野(梅田)	浮游物	二六・八	一六・〇	一〇五・〇	一〇五・〇	七・三	同	七・三	四〇・〇	九・〇	九・〇	〇・一〇	一・四二	一・五二
北野(天六)	溶解性物質	二六・三	六六・〇	四二・〇	四二・〇	七・三	同	七・三	六〇・〇	二・八	二・八	〇・〇九	〇・〇六	〇・一五
東野田	残蒸流	二五・五	七四・〇	三二・〇	三二・〇	七・二	同	七・二	三〇・〇	三・〇	三・〇	〇・〇六	〇・五五	〇・七二
中濱	メチレンブルー脱色試験	二五・五	二七・九	六七・〇	六七・〇	七・一	同	七・一	八〇・〇	八・六	八・六	〇・三三	〇・三三	〇・五五
境川	細落菌	二四・九	九〇・〇	四〇・〇	四〇・〇	六・七	同	六・七	三〇・〇	一・五	一・五	痕跡	〇・三三	〇・五五
津守	遊菌数	二五・一	八五・〇	四〇・〇	四〇・〇	六・九	同	六・九	三〇・〇	二・八	二・八	痕跡	〇・三三	〇・五五
海老江		二五・〇	八九・〇	三三・〇	三三・〇	七・二	同	七・二	一〇〇・〇	一・三	一・三	痕跡	〇・三三	〇・五五
以上平均		二五・三	一〇〇・二	七〇・一	七〇・一	七・〇	同	七・〇	三三・八	一〇・〇	一〇・〇	〇・九三	〇・三三	一・四二

(其ノ二)

抽水所名	試項	アンモニア性窒素	有機性窒素	以素合計	酸溶素	消費量	浮游物	溶解性物質	残蒸流	メチレンブルー脱色試験	細落菌	遊菌数
市岡	アンモニア性窒素	三・四	五・六	九・〇	検出せず	四六・八	四二・〇	二二・八	二二・〇	二・二〇	一・五九	二・三六
小林	有機性窒素	一・六	六・四	八・〇	〇	一〇・七	九五・〇	五・五	六・〇	六・〇	三・五〇	一・五二
恩貴島	以素合計	六・六	一・四	八・〇	〇	一四・〇	一七〇・〇	七・二	七・二	五時間脱色	三・一四	五・八〇
傳法	酸溶素	四・〇	二・〇	六・〇	〇	一四・〇	二九・〇	一・三	一・三	五時間脱色	二・一四	三・〇〇
西野田	消費量	六・二	五・四	一一・六	検出せず	六・九	二八・〇	一・〇	一・〇	二時間脱色	三・三三	三・八
北野(梅田)	浮游物	三・六	一・〇	四・六	〇	九・四	六〇・〇	二・四	二・四	同	一・七〇	九・四
北野(天六)	溶解性物質	三・五	四・〇	七・五	〇	八・二	四九・〇	〇・三	〇・三	同	六・三三	三・〇
東野田	残蒸流	二・二	二・八	五・〇	検出せず	四・七	五五・〇	三・八	三・八	二時間脱色	八・五〇	二・九〇
中濱	メチレンブルー脱色試験	四・五	二・〇	六・五	〇	六・〇	一五・〇	四・〇	四・〇	同	二・〇〇	八・七
境川	細落菌	五・〇	一・五	六・五	〇	六・四	九七・〇	一・三	一・三	同	七・一〇	三・一
津守	遊菌数	一一・一	一七・三	二八・四	〇	五・二	九二・〇	一・三	一・三	同	三・一〇	二・四
海老江	アンモニア性窒素	五・五	四・五	一〇・〇	〇	四・七	四二・〇	七・九	七・九	同	六・八二	三・九
以上平均		四・八	四・五	九・三	〇	六・〇	一八六・五	八・九	八・九	一〇・五	二・九	三・〇

備考 一、表中化学的成成分は検水一立中の延量、細菌数は一立方厘米中の数を示す(千単位)  
 二、本表は本市衛生試験所の調査に依る

# 第三財 務

## 1 決 算

### 昭和十三年 度 水 道 費 歲 入

料 目	豫 算 額	收 入 濟 額	超 不 過 足 額 (細字) 額 (太字)	備 考
使 用 料	九、六六六、二六五、〇〇〇 円	九、二二七、五九八、五五〇 円	四、四三八、六六六、四五〇 円	
手 數 料	五、〇〇〇、〇〇〇	六、八九四、九〇〇	一、八九四、九〇〇	
受 益 者 負 擔 金	二、六一七、二八二、〇〇〇	二、六七三、五七九、八〇〇	四、八八、三八八、九〇〇	
市 外 給 水 料	四、三三三、六二七、〇〇〇	一、三三、五九九、八〇〇	一七、〇三三、一〇〇	
受 託 事 業 費 收 入	一、五〇〇、〇〇〇	一、三三、八七八、五九〇	一、一六六、一六六、四一〇	
財 產 賣 却 代	一、九三三、八〇〇、〇〇〇	一、三三、八七八、五九〇	一、五九九、九一〇、四一〇	
國 庫 補 助 金	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	〇	
組 入 金	三、一四四、七〇〇、〇〇〇	四、九四三、三三七、五〇〇	一、九一三、五五五、六三〇	
雜 收 入	二、九八七、〇〇〇	二、六四、五八五、一〇〇	三、四二、四一四、九〇〇	
繰 越 金	五、六二七、七六〇、〇〇〇	五、六二七、七六〇、〇〇〇	〇	
歲 入 合 計	二八、八八六、〇〇〇、〇〇〇	二八、八八六、〇〇〇、〇〇〇	〇	
備 考			三、四二、四一四、九〇〇	

### 昭和十三年 度 水 道 費 歲 出 經 常 部

科 目	豫 算 額	支 出 額	超 剩 過 餘 額 (細字) 額 (太字)	備 考
上 水 道 費	二、八三六、七三三、〇〇〇	二、七二〇、三三三、〇〇〇	一、一五六、四〇〇、〇〇〇	
下 水 道 費	七、〇〇〇、〇〇〇	六、八八八、九〇〇、〇〇〇	一一一、一〇〇、〇〇〇	
受 託 事 業 及 水 栓 修 繕 費	二、〇〇〇、〇〇〇	一、三三三、三三三、〇〇〇	六六六、六六六、〇〇〇	
組 替 金	六、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	〇	
豫 備 費	〇	〇	〇	
經 常 部 計	二、二二二、二二二、〇〇〇	二、二二二、二二二、〇〇〇	〇	

### 昭和十三年 度 水 道 費 歲 出 臨 時 部

科 目	豫 算 額	支 出 額	超 剩 過 餘 額 (細字) 額 (太字)	備 考
上 水 道 設 營 費	八、五〇〇、三六二、〇〇〇	四、九九〇、五三三、〇〇〇	三、五〇九、八二九、〇〇〇	
調 査 費	六、〇〇〇、〇〇〇	五、七三三、〇〇〇	二六七、〇〇〇	
都 市 計 畫 下 水 處 理 事 業 費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	
都 市 計 畫 第 五 期	二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
下 水 道 事 業 費	一、三三三、三三三、〇〇〇	一、三三三、三三三、〇〇〇	〇	
第 六 回 水 道 擴 張 費	〇	〇	〇	
備 考			一、〇〇〇、〇〇〇	

科	目	豫算額	收入済額	超過額(細字)	不足額(太字)	備考
上水道設備増設改良費	都市計畫第三期	1,000,000.000	0	1,000,000.000		
	下水道事業費	1,000,000.000	0	1,000,000.000		
	第五回水道擴張費	0	0	0	0	
	臨時部計	2,500,000.000	1,113,757.350	1,386,242.650		
	歳出合計	4,500,000.000	1,113,757.350	3,386,242.650		
臨時部計	臨時費通次繰越	1,000,000.000	1,000,000.000	0	0	
	臨時費通次繰越	1,500,000.000	823,757.350	676,242.650		
	臨時費通次繰越	1,000,000.000	1,000,000.000	0	0	
	臨時費通次繰越	500,000.000	290,000.000	210,000.000		
	臨時費通次繰越	500,000.000	0	500,000.000		

昭和十三年第五回水道擴張費歳入財源

科	目	豫算額	收入済額	超過額(細字)	不足額(太字)	備考
組入金	組入金	2,000,000.000	1,213,757.350	786,242.650		
	組入金	2,000,000.000	1,213,757.350	786,242.650		
	組入金	2,000,000.000	1,213,757.350	786,242.650		
歳入合計		2,000,000.000	1,213,757.350	786,242.650		

昭和十三年度都市計畫下水處理事業費歳入財源

科	目	豫算額	收入済額	超過額(細字)	不足額(太字)	備考
組入金	組入金	1,000,000.000	1,000,000.000	0	0	
	組入金	1,000,000.000	1,000,000.000	0	0	
	組入金	1,000,000.000	1,000,000.000	0	0	
	組入金	1,000,000.000	1,000,000.000	0	0	
	組入金	1,000,000.000	1,000,000.000	0	0	
受益者負擔金		98,000.000	98,000.000	0	0	
國庫補助金		1,000,000.000	1,000,000.000	0	0	
歳入合計		2,980,000.000	2,998,000.000	18,000.000		

科	目	豫算額	收入済額	超過額(細字)	不足額(太字)	備考
財產賣却代	財產賣却代	2,000,000.000	2,000,000.000	0	0	
	財產賣却代	2,000,000.000	2,000,000.000	0	0	
	財產賣却代	2,000,000.000	2,000,000.000	0	0	
	財產賣却代	2,000,000.000	2,000,000.000	0	0	
	財產賣却代	2,000,000.000	2,000,000.000	0	0	
雜收入		11,000.000	11,000.000	0	0	
歳入合計		2,011,000.000	2,011,000.000	0	0	

昭和十三年度都市計畫第五期下水道事業費歳入財源

科	目	豫算額	收入済額	超過額(細字)	不足額(太字)	備考
組入金	組入金	2,000,000.000	2,000,000.000	0	0	
	組入金	2,000,000.000	2,000,000.000	0	0	
	組入金	2,000,000.000	2,000,000.000	0	0	
	組入金	2,000,000.000	2,000,000.000	0	0	
	組入金	2,000,000.000	2,000,000.000	0	0	
受益者負擔金		2,000,000.000	2,000,000.000	0	0	
國庫補助金		1,000,000.000	1,000,000.000	0	0	
財產賣却代		1,000,000.000	1,000,000.000	0	0	
雜收入		338,000.000	338,000.000	0	0	
歳入合計		6,338,000.000	6,338,000.000	0	0	

昭和十三年度大阪市費歳入

科	目	豫算額	收入済額	超過額(細字)	不足額(太字)	備考
普通財産收入	普通財産收入	0	0	0	0	
	普通財産收入	0	0	0	0	

手 数 料	物 品 代 料	過 年 度 收 入	歲 入 合 計
0	0	0	0
1,000	101,210	1,114,210	1,000
1,000	101,210	1,114,210	1,000
1,000	101,210	1,114,210	1,000

昭和十三年度大阪市費 歳出

科 目	豫 算 額	支 出 額	超 不 過 足 額 ( <small>赤字</small> 太字)	備 考
第廿一回失業應急事業費	79,115,000	73,622,320	5,492,680	
第廿二回失業應急事業費	190,000,000	91,550,000	1,008,550,000	
防空費	19,101,000	59,677,620	79,333,310	
社會事業費	3,768,000	3,626,000	21,560	
歲出合計	371,884,000	186,481,940	335,662,060	

2 建設費

既往上下水道事業建設費並に財源及び目下施行中の事業（第五回擴張事業、都市計畫下水處理事業及都市計畫第五期下水道事業）の本年度迄支出額並に財源は次表の通りである。

第五回擴張事業

自昭和八年度 至昭和十三年度 事業費支出額	財源	金額
18,497,519.81	公債	17,581,228.25
	給水料	916,291.56

都市計畫下水處理事業

自昭和六年度 至昭和十三年度 事業費支出額	財源	金額
19,284,486.90	公債	14,535,600.54
	受益者負擔金	4,213,758.20
	財產賣却代	512,737.33
	雜收入	22,390.83

都市計畫第五期下水道事業

自昭和十二年 至昭和十三年度 事業費支出額	財源	金額
6,678,998.33	公債	3,801,794.52
	受益者負擔金	2,865,188.42
	財產賣却代	7,904.33
	雜收入	4,111.06



3 公 債

本年度末現在に於ける公債未償還額は、八千二百十萬七千八百八十九圓であつて、之を大別すれば上水道関係のもの三千二百九萬五千四百五十三圓、下水道関係のもの四千五百十七萬四千六百二十八圓、其他関係のもの四百八十三萬七千八百八圓であつてその明細は次の通りである。

水道公債一覽表

(昭和十四年五月末現在)

種 別	起 債 額	未 償 還 額
上水道関係公債	三七、二一六、六四七	三二、〇九五、四五三
下水道関係公債	四七、八二二、八五六	四五、一七四、六二八
其他関係公債	五、八四三、七三八	四、八三七、八〇八
計	九〇、八八三、二四一	八二、一〇七、八八九

一 上水道関係公債

起 債 目 的	公 債 名	起 債 時 期	起 債 額	未 償 還 額	利 率	償 還 期 限	償 還 財 源	備 考
第五回水道擴張事業費	第八回水道公債	昭三、一、一	二七、六五七、〇〇〇	二七、六五七、〇〇〇	四・二	自昭一四、三 至昭一八、三 一四年度間	水道使用料 募債金	

同 右	第九回水道公債	昭一〇、三、三六	三、七七八、〇〇〇	三、三三三、〇〇〇	四・二	自昭一四、三 至昭一七、三 一七年度間	水道使用料 募債金	
第七回水道公債借替 (第三、四回水道擴張費 及配水管敷設費)	第十回水道公債	昭九、三、三	九、〇〇〇、〇〇〇	六、八八八、〇〇〇	四・〇	自昭一八、三 至昭二〇、三 八年度間	水道使用料	
第五回水道擴張事業費	第十一回水道公債	昭二、七、〇	三、三三三、〇〇〇	三、三三三、〇〇〇	四・一	自昭一三、三 至昭一八、三 一八年度間	水道使用料 募債金	
第五回水道擴張事業費	第十二回水道公債	昭三、三、三	三、三三三、〇〇〇	三、三三三、〇〇〇	四・二	自昭一五、三 至昭二〇、三 二〇年度間	水道使用料 募債金	
第四回水道公債及第二回 整理公債中水道事業費充 當分借替(第四回水道擴張 費及舊町村水道事業費)	い 號公債	昭一〇、八、三	三、三三三、〇〇〇	一、九七七、〇〇〇	四・三	自昭一三、三 至昭一六、三 一〇年度間	水道使用料	
舊町村引継水道事業費ノ 一部借替(舊町村水道事 業費)	ろ 號公債	昭二、七、七	四、〇〇〇、〇〇〇	三、八八〇、〇〇〇	四・〇	自昭一三、三 至昭一六、三 八年度間	水道使用料	
第五回水道公債借替(配 水管敷設費)	に 號公債	昭二、二、六	六、二七〇、〇〇〇	五、五五〇、〇〇〇	四・〇	自昭一三、三 至昭一七、三 一七年度間	水道使用料	
第六回水道公債借替(第 四回水道擴張費)	は 號公債	昭九、一、三	八、七〇〇、〇〇〇	八、〇九〇、〇〇〇	四・〇	自昭一〇、三 至昭一七、三 八年度間	水道使用料	
水道施設災害復舊費	ち 號公債	昭一〇、三、六	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	四・二	自昭一五、三 至昭一六、三 一六年度間	水道使用料	
電気軌道及水道事業公債 償還資金(第三回水道擴張 事業費並量水器取付費)	れ 號公債	昭二、四、二	三、八四三、七三八	三、八四三、七三八	六ヶ月毎 協定	自昭一五、三 至昭一八、二 四年間	水道使用料 募債金	

二 下水道關係公債

起債目的	公債名	起債時期	起債額	未償還額	利率	償還期限	償還財源	備考
第四回水道擴張事業費	第一回地方貸入金	昭二、三、六	三三三,000	三三三,110	四・二	自昭一、七、三至昭一、七、三	水道使用料	
第二回配水管敷設費	配水管敷設費借入金	昭七、二、五	九〇〇,000	六五九,000	六ヶ月毎協定	自昭一、七、八至昭一、八、二		
舊町村引繼水道事業債	舊町村引繼水道債	大四、四、一	三三三,三九七	三九〇,〇〇〇	四・二	自大一、四、九至昭一、九、三		
第五回水道擴張事業費	第十四回借入金	昭三、五、七	四、一八八,三〇〇	四、一〇六,一〇〇	六ヶ月毎協定	自昭一、三、五至昭一、六、二	水道使用料募債使用料	
第二回配水管敷設費	第廿九回大藏省預金部資金借入金	昭六、二、〇	一三六,八〇〇	九四,〇〇〇	三・六	自昭一、七、九至昭一、八、三	水道使用料	
同	同	昭七、四、五	五〇,八〇〇	三五,〇〇〇	〃	自昭一、七、九至昭一、八、三		
第五回水道擴張事業費	同	昭二、三、三	一八,〇〇〇	一五,九〇〇	三・二	自昭一、三、八至昭一、七、二		
同	同	昭三、五、七	三五,〇〇〇	三五,九〇〇	〃	自昭一、三、八至昭一、八、二		
計			三、一七三,一〇〇	三、一七三,一〇〇				

起債目的	公債名	起債時期	起債額	未償還額	利率	償還期限	償還財源	備考
第八回下水道短期借入金借替(都市計畫下水道處理事業費)	第八回公債	昭一〇、一、五	一五八,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	四・三	自昭一、三、三至昭一、九、三	下水道使用料募債金	
都市計畫下水道處理事業費	第十一回公債	昭一〇、三、一	三、五〇〇,〇〇〇	三、三三三,〇〇〇	四・二	自昭一、三、三至昭一、九、三	下水道使用料募債金	
都市計畫第三期下水道事業費	第十一回公債	昭一三、一、一	一、六三三,〇〇〇	一、六三三,〇〇〇	四・二	自昭一、四、二至昭一、四、二	國家補助金	
同	第十三回公債	昭一〇、三、六	六九〇,〇〇〇	六六一,〇〇〇	四・二	自昭一、四、三至昭一、七、三	國家補助金	
同	同	昭一〇、一、五	一、九一一,〇〇〇	一、八八八,〇〇〇	四・三	自昭一、四、三至昭一、七、三	國家補助金	
第十四回下水道借入金借替(都市計畫下水道處理事業費)	第十四回公債	昭二、七、〇	一、八二六,〇〇〇	一、七九九,〇〇〇	四・一	自昭一、三、三至昭一、八、三	下水道使用料募債金	
都市計畫下水道處理事業費	第十五回公債	昭三、五、〇	八八八,〇〇〇	八五五,〇〇〇	四・二	自昭一、四、三至昭一、六、三	下水道使用料募債金	
第五期下水道事業費	第十七回公債	昭三、五、七	九八三,〇〇〇	九八三,〇〇〇	四・二	自昭一、八、三至昭一、二、三		
都市計畫下水道處理事業費	第十九回公債	昭四、三、七	一、〇〇〇,〇〇〇	一、〇〇〇,〇〇〇	四・二	自昭一、六、三至昭一、五、三	下水道使用料募債金	



計	都市計畫第三期下水道事業費 第六回下水道短期借入金 借替(都市計畫第三期下水道事業)	同第百廿五回右 第廿九回簡易生命保險積立金借入	昭三、五、二七 昭三、一、一八	三二一、〇〇〇 六七四、〇〇〇	一九七、九〇〇 六三七、六九二	三・四 四・一	自昭一三、五 一八年度間 自昭一三、五 一九年度間	水道使用料 水道使用料 國家補助金
---	--	----------------------------	--------------------	--------------------	--------------------	------------	------------------------------------	-------------------------

三 其他關係公債

起債目的	第十三回失業應急事業費	第六次河大藏省預金部資金借入金	昭八、四、六	七三二、〇〇〇	六八九、〇〇〇	三・二	自昭一三、九 一五年度間	水道使用料
同第十	昭九、三、〇	六〇〇、〇〇〇	三・二	自昭一三、九 一五年度間	〃			
同第十七	昭一〇、二、〇	三三三、八〇〇	三・二	自昭一四、九 一五年度間	〃			
同第十九	昭一、三、三	二〇六、〇〇〇	三・二	自昭一四、九 一六年度間	〃			
同第二	昭三、五、七	一七九、〇〇〇	三・二	自昭一三、九 一九年度間	〃			

同第二十一	昭三、四、一	五〇、〇〇〇	三・二	自昭一三、九 一八年度間	〃
同第二十二	昭四、五、六	一一三、〇〇〇	三・二	自昭一四、九 一九年度間	〃
同第二十一	昭三、三、六	四、〇〇〇	四・一	自昭一四、九 一八年度間	〃
同第二十一	昭二、二、三	三三〇、〇〇〇	四・〇	自昭一五、九 二一年度間	水道使用料
同第二十一	昭一〇、八、三	三、四〇五、九三八	四・三	自昭一五、九 二一年度間	水道使用料
計	昭一〇、八、三	九、〇八三、三三三			

4 水道使用料收入  
I 用途別水道使用料

種別	用途	測定額	收入額	未收入額
專用檢使用料		八、二七七、四八二・六六	八、二七七、四八二・五〇	六四、九九



5、財

產

I、土

上水道之部

種目	用途	坪數	見積價格	所在地
一、水道用地	柴島淨水所用地	一八、七六、五九坪	六、二四、七六、八三	東淀川區濱町外九ヶ町
	配水鐵管用地	一七〇、一八二、四四	五、〇七六、七六、八四	北區扇町外五十ヶ町
	水道部廳舍用地	一、五六、七三	三、三三、八三、三〇	北區南扇町
	給水課櫻宮分室用地	一、一三、三五	三、五、七三、七〇	北區中野町一丁目
二、事業所用地	東業務所用地	二九、六六	五、六三三、五三	東區龍造寺町
	港同	一八七、九八	三、五七、六〇	港區桂町二丁目
	天王寺同	一五七、九四	二、八、四九、二〇	天王寺區眞法院町
	平野同	二〇〇、三三	四、〇〇、六、四〇	住吉區平野西脇町
	東成同	八九、〇〇	七、五、〇七、五〇	東成區大今里町
	西同	二六、九、四八	六、三、三六、二〇	西區靱北通三丁目
	北同	二〇四、五二	二、八、六三、四〇	北區野崎町
	浪速同	二〇三、四〇	三、四、九八、〇〇	浪速區難波新川三丁目

種目	用途	坪數	見積價格	所在地
三、雜種用地	旭同	四九、五〇	二、五七、〇〇、〇〇	旭區森小路町五丁目
	田邊修繕所用地	二〇四、三〇	九、八三〇、六四	住吉區山阪町二丁目
	倉庫用地	三三、〇〇	四、九四〇、〇〇	東淀川區豐崎西通五丁目
	材料運搬索道用地	四八、九〇、〇〇	四、九〇〇、〇〇	東淀川區本庄中通五丁目
	材料置物	二、九〇、七八	三、三、九七、〇〇	旭區友禰町
	元櫻宮水源池用地	二五、七六	一、七、三六、六八	北區中野町一丁目及二丁目
	櫻宮公舍用地	九九〇、〇八	一〇、二、六〇、九三	北區中野町一丁目
	櫻宮水源池跡道路用地	一、三六、七三	一、五、一、三三、七〇	同區同町
	元南業務所用地	一八六、九三	五、〇、四〇、五〇	浪速區霞町二丁目
	市營住宅用地	三、六九、四三	三、九、四三、三〇	北區中野町一丁目
	產院用地	三〇二、〇〇	五、四、三〇、〇〇	西區阿波堀通一丁目
	大阪職業紹介所用地	一、一〇、〇〇	三、三、六五、〇〇	同區同町
	築港埋立地	四、六七、二〇	四、九、三六、八四	港區七條通一丁目外一ヶ所
	元東成業務所用地	一、六三、一三	一、九、四六、五〇	東成區南中本町一丁目
	賣却豫定地	九二、八四	一、三、六三、二〇	東淀川區豐崎西通五丁目外二ヶ町

下水道之部

種目	用途	坪數	見積價格	所在地
(都市計畫) 第三期下水道事業 抽水所用地	北野抽水所用地	二二,六二五・八八	七六,三三五・壹	西淀川區大仁東一丁目
	中濱同	五,四三・七八	五四,七八〇・〇〇	西淀川區中濱町
	粉濱同	二,八六四・七八	一〇七,四九・三三	東成區中濱町
	津守同	一,三五五・五四	五九,七三・六	西成區粉濱西之町
	海老江同	四,三二五・八六	二二九,五〇・三三	西成區津守町
	大仁海老江幹枝線用地	三,五五五・九二	二五五,〇六・二四	西淀川區海老江新町
	長柄中津同	八,八九三・〇五	六七〇,五〇・三〇	西淀川區海老江新町外五ヶ町
	玉出同	八,七八九・壹	七五,九七・五三	北區佐藤町外八ヶ町
	今宮同	七,六一・六	八五,三〇・四四	西成區玉出本通五丁目外十一ヶ町
	天王寺中道同	四,四四・四三	二二,五五五・六九	西成區櫻通九丁目外五ヶ町
	八幡屋市岡同	五,九九・五一	二九,〇一・二六	東成區南生野町一丁目外二十六ヶ町
	八幡屋市岡同	六,二二・九二	四二,一・五八・三四	港區湊屋濱通二丁目
(都市計畫) 下水處理事業 抽水所用地	津守處理場用地	一一,四七・一〇	六八七,七〇・四一	西成區津守町
	海老江同	五,八八・三三	四七〇,四九・六	此花區上島町外二ヶ町
	中之島抽水所用地	一一,四四・四四	三九,七〇・〇〇	北區中之島四丁目
	堂島海老江幹枝線用地	一,〇〇・四四	一〇一,二九・〇六	此花區大開町三丁目外六ヶ町
	土佐堀櫻川同	二,四二・四	五,五八・三三	西區江ノ子島東ノ町
	今宮同	六,五・七八	二,五八・四	西成區津守町
	津守同	五,〇・四四	二六,四六・三〇	西成區津守町外一ヶ町
	境川抽水所用地	一七,九・五	四三,〇〇・二四	港區北境川町二丁目
	塚本同	二,五〇・四四	一〇一,六七・六〇	東淀川區十三南之町三丁目外一ヶ町
	市岡同	三,七三・四七	五五,〇一・〇六	港區市岡濱通五丁目
	港同	五,七・五〇	七,八〇・〇〇	港區五條通一丁目
	千島處理場用地	〇〇,〇〇〇・〇〇	二〇〇,〇〇〇・〇〇	大正區千島町
中濱同	九,七六・三三	五四,六四・九一	旭區鳴野町外一ヶ町	
今福同	九,五五・七三	四三,三三・三三	旭區今福町外一ヶ町	

種目	用途	坪數	見積價格	所在地
(都市計畫) 第五期下水道事業 抽水所用地	津守處理場用地	一一,四七・一〇	六八七,七〇・四一	西成區津守町
	海老江同	五,八八・三三	四七〇,四九・六	此花區上島町外二ヶ町
	中之島抽水所用地	一一,四四・四四	三九,七〇・〇〇	北區中之島四丁目
	堂島海老江幹枝線用地	一,〇〇・四四	一〇一,二九・〇六	此花區大開町三丁目外六ヶ町
	土佐堀櫻川同	二,四二・四	五,五八・三三	西區江ノ子島東ノ町
	今宮同	六,五・七八	二,五八・四	西成區津守町
	津守同	五,〇・四四	二六,四六・三〇	西成區津守町外一ヶ町
	境川抽水所用地	一七,九・五	四三,〇〇・二四	港區北境川町二丁目
	塚本同	二,五〇・四四	一〇一,六七・六〇	東淀川區十三南之町三丁目外一ヶ町
	市岡同	三,七三・四七	五五,〇一・〇六	港區市岡濱通五丁目
	港同	五,七・五〇	七,八〇・〇〇	港區五條通一丁目
	千島處理場用地	〇〇,〇〇〇・〇〇	二〇〇,〇〇〇・〇〇	大正區千島町
中濱同	九,七六・三三	五四,六四・九一	旭區鳴野町外一ヶ町	
今福同	九,五五・七三	四三,三三・三三	旭區今福町外一ヶ町	

### II、建築物

#### 上水道之部

事業所名	種別	坪數	見積價格	所在地
水道部廳舍	鐵筋コンクリート造	六七・三四	九五、四〇・〇〇	北區南扇町一六
給水課櫻宮分室	地階共六階建外一棟	七〇・二六七	三九、九七・〇〇	北區中野町一丁目一
給水課本庄辨室	二階建事務所外十七棟其他	一〇・〇〇	一〇〇・〇〇	東淀川區豐崎西通五丁目七七ノ
北業務所	木造スレート葺二階棟	一三九・六五	一四、八八・七三	北區野崎町一

用悪水路	賣却豫定地	幹枝線用地	櫻川同	今宮同	西野田同
七六、五五・一五	六三・六八	三六、三三・七五	二五・二七・五	一九〇・〇〇	五九三・〇〇
五〇、〇〇	六三・六八	三六、三三・七五	二五・二七・五	一九〇・〇〇	五九三・〇〇
五〇、〇〇	六三・六八	三六、三三・七五	二五・二七・五	一九〇・〇〇	五九三・〇〇
五〇、〇〇	六三・六八	三六、三三・七五	二五・二七・五	一九〇・〇〇	五九三・〇〇
五〇、〇〇	六三・六八	三六、三三・七五	二五・二七・五	一九〇・〇〇	五九三・〇〇
五〇、〇〇	六三・六八	三六、三三・七五	二五・二七・五	一九〇・〇〇	五九三・〇〇
五〇、〇〇	六三・六八	三六、三三・七五	二五・二七・五	一九〇・〇〇	五九三・〇〇
五〇、〇〇	六三・六八	三六、三三・七五	二五・二七・五	一九〇・〇〇	五九三・〇〇
五〇、〇〇	六三・六八	三六、三三・七五	二五・二七・五	一九〇・〇〇	五九三・〇〇

抽水道費所屬地	其他事業用地
上福島同	城東運河排水路用地
境川同	櫻宮出張所敷地及材料置場
西濱同	大正橋出張所敷地及材料置場
難波同	材料置場
東野田同	北野抽水所
恩貴島同	小林同
市岡同	市岡同
北野抽水所	北野抽水所
西濱同	西濱同
境川同	境川同
上福島同	上福島同



此花業務所	木造スレート葺平家建	八二・〇八	五、四二九・〇二	此花區春日出町三一九ノ二
東同	木造スレート葺平家建	一〇四・二四	一、八四三・四九	東區龍造寺町一〇
西同	木造スレート葺二階建	八九・三六	九、九八三・二六	西區靱北通三丁目一
港同	木造洋瓦葺平家建	八七・四七	六、六七三・三三	港區桂町二丁目三
大正同	木造スレート葺二階建	八四・七〇	六、八三六・四三	大正區小林町一六五ノ四
天王寺同	鐵筋コンクリート造陸屋根	七三・三九	一八、三九一・七九	天泉寺區眞法院町九一ノ五
浪速同	木造スレート葺二階建	六二・六八	一〇、六七七・三六	浪速區新川三丁目六五五ノ三七
西淀川同	木造洋瓦葺平家建	八二・〇八	五、五二〇・七五	西淀川區大和田町三一七ノ一
東淀川同	木造瓦葺二階建	八三・八〇	七、九五三・三四	東淀川區柴島町二一〇
住吉同	木造瓦葺平家建	九二・三五	七、六二四・五五	住吉區住吉町一〇七ノ六
西成同	鐵筋コンクリート造	三〇・七一	九、六六六・四四	西成區千本通三丁目一五
平野同	木造洋瓦葺平家建	六六・六一	五、五三三・〇八	住吉區平野西脇町一五ノ一六
旭同	木造スレート葺二階建	一一八・三三	一七、七三三・三六	旭區森小路町五丁目二二ノ六
今里修繕所	木造瓦葺平家建	一一・八六	七九三・五〇	東淀川區元今里北通一丁目三一
東成業務所	木造瓦葺平家建	一一九・三〇	一五、四二五・〇〇	東成區大今里町六三一
元東成同	木造瓦葺平家建	七二・〇〇	一、三五六・七八	東成區南中本町一丁目二三

下水道之部  
下水道費所屬

友誼工場及材料置場	木造瓦葺二階建	六三・六六	四、九〇三・九七	旭區友誼町三一五
千林材料置場	木造瓦葺一棟其他	一〇三・三三	六、六二〇・〇〇	旭區千林町一五〇
柴島淨水所	木造スレート葺二階建	三、六八二・四〇	八五、六六八・四四	東淀川區濱町外五ヶ町
高地區配水唧筒場	鐵筋コンクリート造	一〇七・七〇	五、四三三・三六	東區馬場町
城内配水池	鐵筋コンクリート造	三二・七六	八、六〇〇・〇〇	大阪城内
公舍	木造瓦葺平家建	一、五五五・七五	九三、二七五・四四	東淀川區濱町外六ヶ町
第五回水道擴張事業	木造瓦葺平家建	一、五九〇・六九	八七、二五五・六七	北區中野町一丁目及 東淀川區柴島町
計		一〇、四四六・〇八	七、四〇四・四一	

事業所名	種別	坪數	見積價格	所在地
東野田抽水所	鐵筋コンクリート造二階建	一四一・五五	六五、六四三・四二	北區東野田町七丁目九七
恩貴島同	鐵筋コンクリート造二階建	一一八・八九	五七、九七三・三三	此花區春日出町三一九ノ二
市岡同	鐵筋コンクリート造二階建	三〇一・〇八	七六、八〇九・七三	港區市岡濱通五丁目

事業所名	種別	坪数	金額	所在地
小林同	鐵筋コンクリート造二階建	一三・七五	五三、八九〇・七五	大正區小林町外一ヶ町
今宮同	コンクリート煉瓦造スレート	八九・四〇	一六、二〇五・二四	西成區長橋通一丁目
西濱同	鐵筋コンクリート二棟其他	六三・一九	一〇、三九六・六九	浪速區木津北島町四丁目外一ヶ町
難波同	煉瓦造スレート二棟其他	七二・五六	一三、二〇七・七四	浪速區小田町
櫻川同	鐵筋コンクリート七棟其他	九七・六二	九、八〇八・八一	浪速區木津川町一丁目
境川同	鐵筋コンクリート二棟其他	八二・三三	一五、〇〇三・九九	港區北境川町二丁目
西野田同	煉瓦造平家	一一・二五	一〇、六二九・五七	此花區新家町二丁目
上福島同	煉瓦造平家其他	九三・三	一一、四七六・四三	此花區上福島北四丁目
北野同	鐵筋コンクリート三棟其他	一七二・四三	五七、七九二・七七	西淀川區大仁東一丁目
傳法同	二階建鐵筋コンクリート	一三三・一〇	二、〇四五・九六	西淀川區傳法町北二丁目
三千揚水機場	木造瓦葺平	五二・〇〇	一、六七二・五〇	東淀川區北大道町字三千
引江同	木造瓦葺平	三二・〇〇	八七八・四三	東淀川區國次町引江
西島樋管守場	住木造瓦葺平	一〇・〇〇	七三三・六六	
計		一、四〇八・〇〇	一四一、四四一・四四	

第三期下水道事業費所屬

事業所名	種別	坪数	金額	所在地
粉濱抽水所	鐵筋コンクリート造其他	一五・八七	三、三七一・九	西成區粉濱西ノ町一丁目
津守同	鐵骨鐵筋コンクリート造	一〇一・〇〇	二六、一〇一・〇〇	西成區津守町
中濱同	石綿盤葺平家	九三・七三	四六、三四〇・〇〇	東成區中濱町
下水建設課櫻宮出張所	石綿盤葺事務所外七棟其他	二五六・三三	六、四七五・五〇	北區都島本通一丁目二ヶ町
恩貴島抽水所材料置場	倉庫	九九・〇〇	八五・二七	此花區恩貴島南之町
市岡同	倉庫	三〇・〇〇	九・六三	港區市岡濱通五丁目
計		六八八・九三	一四一、四四一・四四	

下水處理事業費所屬

事業所名	種別	坪数	金額	所在地
津守材料置場	鐵筋コンクリート造事務所	三八・〇〇	三、二四九・二〇	西成區津守町
津守出張所	木造事務所外十一棟其他	二七二・〇〇	八、八八三・三	西成區津守町

海老江出張所	木造事務所外十棟其他	三二・四〇坪	九、一八七・二七	此花區上島町外一ヶ町
計		九四・四	四〇、三三・五	

第五期下水道事業費所屬

事業所名	種別	坪數	見積價格	所在地
夕風橋出張所	木造石綿盤葺外二棟	七四・四三坪	一、七二一・九〇	港區東田中町七丁目
浦江同	木造石綿盤葺外二棟	七四・四三	一、六四一・八〇	西淀川區海老江上四丁目
中濱同	木造石綿盤葺外三棟	六六・〇〇	一、九一九・七	東成區北中濱町三丁目
猪飼野同	木造石綿盤葺外四棟	一三二・五	八、四一〇・六	東成區猪飼野東九丁目
西町同	木造石綿盤葺外四棟	九四・七	五、九二九・〇〇	東淀川區西町
千歳同	木造石綿盤葺外三棟	一七二・〇	六、六二〇・〇〇	大正區新千歳町
濱口同	木造石綿盤葺外四棟	一六八・七	八、三〇四・〇〇	住吉區濱口町西三丁目
北島材料置場	木造石綿盤葺外二棟	六〇・六	二、九二〇・〇〇	住吉區萬代東一丁目
計				

港抽水所材料倉庫	木造石綿盤葺平房	三・六	一、六八五・〇五	港區四條通一丁目
蒲生假排水所	木造浪型スレト葺室	一一・四九	一、〇〇九・四九	旭區蒲生町一丁目
計		四九・〇六	二、六九四・五四	

III 上水道設備  
I、柴島淨水所諸設備

種別	内譯	昭和十三年度末現在		所在地
		數量	見積價格	
取水設備	取水塔	三基	一、三〇〇、三〇〇・七	東淀川區濱町外五ヶ町
	除砂池	四池	六、七九九・三	
	取水鐵管	四、四七九・四九	一一、七〇一・三	
	取水ヒューム管	四、四七九・四九	六六三、四八五・〇三	
	取水鐵筋混凝土管	四、四七九・四九	一一、九四一・三四	
	取水鐵筋混凝土管	四、四七九・四九	一五、九九一・八六	
	取水連絡管	六、八六六・七	八、八六六・七	
	急速濾過取水鐵管	一、二四四・一三	一三、三六〇・五九	

淨水設備(一)  
緩速濾過設備

真空唧筒用取水管	米	一七八・二九	一八、三〇〇・八五	△
取水唧筒及電動機(地形共)	米	一三臺	一八七、三〇三・五六	△
取水唧筒電氣設備	一式	二ヶ所	二四、七〇三・三六	△
取水唧筒吸水溝	米	一八四・八二	四六、八〇九・一五	△
取水唧筒吸水及排水溝	米	一四九・〇九	一七、二七三・四一	△
取水唧筒排水土管	米	五七・七	一、〇七四・三二	△
取水唧筒送水管	二基	二、八四〇・五三	三六、〇六九・七四	△
取水唧筒起重機	一箇	三、七四九・六八	三、四九・六七	△
取水唧筒水位計	一式	一、六二九・八三	三、七四九・六八	△
取水唧筒量水裝置	一式	六、一六・一五	一、六二九・八三	△
取水唧筒場電燈設備	二臺	一、四八二・八五	六、一六・一五	△
真空唧筒(附屬具共)	三ヶ所	二、五三九・〇八	四、〇七一・三六	△
藥物沈渣裝置	一式	九八九・四三	九、九八・五四	△
硫酸礬土溶解裝置	一式	二〇六・五四	九、九八・五四	△
同溶解電氣設備	一〇池	三、〇〇・九九	三、九一・二七・三四	△
同給水管	同			
同沈渣池	同			
同鐵管	同			

淨水設備(二)  
急速濾過設備

同鐵筋混凝土管	米	五二・七三	一三、八五・三三	△
同排水溝	米	七九・一〇	九、二八四・八三	△
沈渣池排水溝連絡管	米	三〇・三三	一〇、七〇四・五六	△
同鐵管	米	二四池	一、八九五、八七七・〇五	△
同鐵筋混凝土管	米	七三・二九	七九、二八・一七	△
同污水唧筒井	四ヶ所	八六五・〇六	三〇、九六・一五	△
同排水鐵管	米	四ヶ所	四、六九・三六	△
同排水溝連絡管	米	一、三九・五〇	六五、六八・四六	△
同排水溝排水管	米	三、四一・六九	六二、四七・五二	△
同排水溝排水管	米	三、〇・九二	二、五七・七九	△
急速濾過場沈渣池	三池	六、三三・八六	六、三三・八六	△
同沈渣池流入管	米	一、三三・一一	一〇四、九八・八三	△
(排水其他ヲ含ム)	米	五、二四・〇〇	三、三〇三・四一	△
同沈渣池排水管	米	一、〇五	四、一四〇・一三	△
沈渣池排水溝及連絡管	米	一、〇五	一、三三・一六〇	△
急速濾過池	米	一、二池	一、九七、四四・二五	△
急速濾過場配管	米	一、一式	一〇一、七三・〇三	△
同濾過速度調節機	米	一、二臺	六〇、四三・三三	△
同藥物注入裝置	米	一、一式	一、三、三三・五九	△

東淀川區濱町外五ヶ町

減菌設備  
送水唧筒設備(一)

蒸氣送水唧筒 (地形共)	六臺	五〇、四三・六八
城内淨水池直送電動唧筒	三臺	一、六九、五七九、四四
送水唧筒電動機	一二臺	四四、九五〇、〇〇
送水唧筒吸水溝	一ヶ所	七五、〇五・二〇
同給水管	一八・二五米	八九六・一六
同給水管	一ヶ所	三、〇二六・三三
同始動滿水裝置	一式	七、五三三・四八
同凝結水管	一式	二、五二八・七〇
同排水管	三七・六米	八、一五三・六四
同水位計	二箇	二、一九三・八〇
同排水管	一式	四、〇〇八・八三
同配氣管	一式	三、七九三・二五
同配電盤	一式	五、一六三、四〇
同冷却器	一式	五、四、三九七、四二
同エセクタ唧筒排水タンク	三箇	三、五八六、〇七
送水唧筒機械油分離器	一臺	一、五三三、〇三
送水補助唧筒吸水管	六九・六九米	一、五〇二、一四
送水唧筒送水及吸水管	六四・六九	八、四〇二・七六

東淀川區濱町外五ヶ町

淨水池設備(三)

同洗滌水量調節機	一臺	一四、四七〇・七三
同制水辨閉操作臺	一二臺	三三、五七一・二〇
同通電機	一式	四、五五・八四
同通信設備	一式	五七五・六〇
砂篩設備	一式	四三九・六一
同受配電設備	一式	三、〇七一・〇三
同電燈設備	一式	一、二五三・二六
同流出管	六〇・三元	一九、八七三・八八
同汚水管溜	一ヶ所	一四、五八一・七九
汚水唧筒及電動機	二臺	三、八八〇・六二
同附屬三吋排水管	九・六米	四六五・五七
急速濾過場水質試驗設備	一式	一、四八八・七八
淨水池	六池	一、八二五、六〇・四
淨水池鐵管	二、二五・二二米	一、四八八・七三・三三
同鐵筋混凝土管	四〇・〇〇	三五五、四二・四三
同排水井	二ヶ所	八九六・一六
同排水鐵管	九・五米	三、〇二六・三三
同灌水設備	一式	七、五三三・四八

送水設備 (二)

同 送水管	六八・六三	米	同 水量水装置	一式	二八、六六・二〇	同 送水唧筒場起重機	三臺	三一、四八・〇三	同 電氣設備	一式	六、七〇・一四	同 電燈設備	一式	三、七八四・六三	同 通信及信號設備	一式	四七〇・五三	受電及配電裝置	一式	一八、六九・七六	送水唧筒場附屬貯炭場	一ヶ所	三、三七・二	汽 罐	一六臺	西九、二八・四八	同 地 形	二〇臺	二七、九〇三・六一	同 過 熱 機	二〇臺	一四、八八〇・二	ボイラーメーター	二二臺	七、九四・七八	運 炭 機	一組	三七、〇〇七・六九	蒸氣管及給水管	二條	二、三〇六・二〇	スチームポンプ	五八、二三・二八	其他クレーチゲン	一四〇、三六・九	給 水 唧 筒	一、〇五・三〇	同 ホットウエルタンク	六臺	三〇、三六・二四	同	一、四〇三・六三
-------	-------	---	---------	----	----------	------------	----	----------	--------	----	---------	--------	----	----------	-----------	----	--------	---------	----	----------	------------	-----	--------	-----	-----	----------	-------	-----	-----------	---------	-----	----------	----------	-----	---------	-------	----	-----------	---------	----	----------	---------	----------	----------	----------	---------	---------	-------------	----	----------	---	----------

電氣設備 (一)

節 炭 機	四臺	四八、五〇・〇八	節 煙 道 機	二基	七、七八七・五九	節 煙 突 機	一七、〇三	一、一八・五・四一	旋 風 機	四臺	三六、六六・七七	發 電 機 及 汽 機	11K101・VO	發 電 機 變 壓 機	100、二三・九三	變 電 室 起 重 機	七、一四九・一八	第一變電所内受配電設備	一基	一、六六・三三	發 電 所 内 受 配 電 設 備	一式	一七、一九二・三八	送電氣設備 (二)	四ツ橋柴島間送電線路	一式	二〇、七六・三三	同 電 話 線 路	一式	一、三三三・四三	同 電 話 線 路	二條	九四、七三・五七	同 電 話 設 備 及 電 線 路	一式	一、三六・三〇	同 電 燈 及 電 線 架 設	一式	七、七八・五	試驗濾過池及沈澄池	三池	二、七八〇・八	濾 過 槽	二箇	二、六六・〇	濾 過 器	一臺	三、五〇〇・〇〇
-------	----	----------	---------	----	----------	---------	-------	-----------	-------	----	----------	-------------	-----------	-------------	-----------	-------------	----------	-------------	----	---------	-------------------	----	-----------	-----------	------------	----	----------	-----------	----	----------	-----------	----	----------	-------------------	----	---------	-----------------	----	--------	-----------	----	---------	-------	----	--------	-------	----	----------

東淀川區濱町外五ヶ町

正	陸	鐵	土	境	護	溝	下	下	構	給	發	送	木	合
面	製	界	界	界	內	內	水	水	水	水	水	水	水	計
架	陸	石	石	石	除	除	管	管	管	備	場	道	柵	
橋	橋	橋	橋	橋	岸	岸	溝	溝	管	備	場	道	柵	
一ヶ所	米	二五ヶ所	米	六六六・〇〇	一、一七八・一九	一、四六二・七四	五三七・八二	二、六五三・三三	一式	米	二七・二七	五五・〇〇	一、〇一七・〇〇	
一、〇一七・〇〇	四、一六二・五九	五、六四七・七三	九、二五九	八、九八二	六、二九四・九二	五、〇〇九・一一	一、一七〇・四七	三、四八六・二二	一、一六二・二六	一、四九六・二〇	六五・五五	一、四九九・〇三	三、七〇〇・〇〇	一〇、四四〇・四一
東淀川區濱町外五ヶ町	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

試驗用	量	オ	ク	據	修	木	土	土	沈	同	濾	用	導	導	橋
水	井	ゾ	ロ	素	繕	欄	留	留	澱	裏	過	水	路	路	道
井	排	ン	ール	減	工	及	石	石	池	木	池	路	側	側	梁
排	水	消	消	菌	場	門	垣	垣	土	欄	土	護	溝	溝	路
水	管	毒	毒	電	起	扉	及	及	留	下	留	擁	岸	除	工
管	管	機	機	氣	重	扉	側	側	擁	留	擁	壁	溝	工	梁
管	管	機	機	設	機	扉	溝	溝	壁	留	壁	岸	溝	工	梁
米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米
三・六三	一・〇八	一、四九七・三五	一、四九七・三五	六・五五	一、〇六二・一三	一、〇六二・一三	一、〇六二・一三	一、〇六二・一三	一、〇六二・一三	一、〇六二・一三	一、〇六二・一三	一、〇六二・一三	一、〇六二・一三	一、〇六二・一三	一、〇六二・一三
八六・九〇	一〇八・一六	五、〇〇〇・〇〇	五、〇〇〇・〇〇	一、〇六二・一三	一、〇六二・一三	一、〇六二・一三	一、〇六二・一三	一、〇六二・一三	一、〇六二・一三	一、〇六二・一三	一、〇六二・一三	一、〇六二・一三	一、〇六二・一三	一、〇六二・一三	一、〇六二・一三
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

口、城内配水池設備

種別	數量	見積價格	所在地
淨水池	三池	一五、九三八〇 <sup>円</sup>	大阪城内
構内導水鐵管	一五〇米	四、〇九三六五	
同(六〇八耗)	二、二七〇	同	
同(五〇八耗)	一八二六〇	同	
汚水排除鐵管	一〇・〇	一六、四九一六九	
計			

八、高地區配水唧筒場諸設備

種別	內譯	數量	見積價格	所在地
高地區配水設備	電動直結タービン唧筒	五臺	六、二二〇三三 <sup>円</sup>	東區馬場町大手前
	唧筒場配管	一式	一四、四九五〇〇	
	同受配電氣設備	一式	三、六九四九九	
			一三、〇二三三八	

二、配水設備

種別	口	徑	延	長	見積價格	所在地
配水鐵管				三、三三、八六九・五〇五 <sup>米</sup>	三六、七八八、八五三・六五六 <sup>円</sup>	市内
同				一、二五、〇〇〇	一、七五六、四〇八・七五三	
同				一、三〇、一〇〇	八八八、二四六・六二〇	
同				一、一〇〇	七五、五四二・一八〇	
同				一、一〇〇	一、六三三、九九四・〇〇〇	
同				一、〇〇〇	二九五、一六八・六八〇	
同				一、〇〇〇	二、一〇一、八七二・五七〇	
同				一、〇〇〇	一、三五八、一七三・二二九	
同				一、〇〇〇	一〇〇、七八三・八八九	
同				一、〇〇〇	五三三、七三三・九九三	
同				一、〇〇〇	二七、六二七・九七〇	
同				一、〇〇〇	三二七、四八七・五七〇	
同				一、〇〇〇	二四四、六七二・二七一	
同				一、〇〇〇	七二〇、〇八二・九五〇	
同				一、〇〇〇	五二一、一五五・五〇〇	
同				一、〇〇〇	二六、二七・八八七	
同				一、〇〇〇	五〇六、九七三・二七一	





船給水装置	一ヶ所	一〇、三〇・八四	築港	旭	六六・三三	旭区内代町
同	一ヶ所	一、七五・九〇	出崎町	同	三〇七・〇〇	西成区千本通
同	一ヶ所	三六・二六	港区天保町	住吉同	一〇〇・〇〇	住吉区住吉町
同	一ヶ所	一、三三・七九	港区南海岸道二丁目	平野同	三三・七七	住吉区平野西脇町
四、給水設備		五、三六・三三		大正同	四三・四三	大正区小林町
東業務所		一三〇・八〇	東區龍造寺町	西同	四六・四四	西區靱北通
港同		三三三・〇三	港區桂町二丁目	浪速同	三九三・三三	浪速区新川町三丁目
天王寺同		一四三・〇〇	天王寺區眞法院町	元給水課	七六四・八六	北區中野町一丁目
東淀川同		一〇一・〇〇	東淀川區柴島町	今里修繕所	二六四・〇〇	東淀川區元今里北通
此花同		四八・三三	此花區春日出町	毛馬材料置場	二九・三三	旭區友淵町
西淀川同		四七九・七〇	西淀川區大和田町	合計	六、二四六・三三	

Ⅲ、量水器

口径	取付個數	在庫個數	計	見積金額
二五	七		七	一八、〇三・〇五
一五〇	〇		〇	一九、九〇・二五
一〇〇	一三		一三	一〇、九七・〇〇
二五	一		一	一、四七・二六
合計	二一	〇	二一	四〇、三七・五六

種別	數量	見積價格	備考
青桐外五種	三九本	九二・五〇	水道部廳舎
松外六二種	一〇、一一四本	六、八四・八三	柴島水源池
芝	一一、七〇〇面坪	一〇、六二・一〇	同上
櫻外二二種	一一、七七七本	一、三六・三三	城内淨水池
芝	二、九〇〇面坪	二、六四・〇〇	同上
松外三種	四本	六・八〇	東業務所
合計	一〇〇	一三三	

Ⅴ、樹木

種別	數量	見積價格	備考
アカシヤ外二種	一三本	一三・〇〇	北業務所
梧桐外一種	一〇本	三・〇〇	西業務所
ブラタナス	五本	三・〇〇	浪速業務所
アカシヤ外二種	四本	二・〇〇	住吉業務所
ポプラ	三本	六・〇〇	西淀川業務所
木蓮外三種	一三本	二・七〇	港業務所
合計	五八	四、九六・〇〇	



1 職員現在數 (課別)

(昭和十四年六月三十日現在)

種別	職員										計	
	理	主	技	書	技	技	事	臨	事	計		
庶務課	1	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
業務課	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
給水課	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
技術課	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
下水建設課	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
下水管理課	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
淨水所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

職員現在數 (費目別)

費目名	職員										計	
	理	主	技	師	書	記	技	手	事	臨		
總係費	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
上水道費	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
下水費	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
受託業務費	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
水栓小修費	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
上水道設備費	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
調查費	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
都市計畫費	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
下水處理費	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
增設設備費	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
第五期都市計畫費	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

2 附屬員現在數

職名	所屬	計
給仕	庶務課	10
丁仕	業務課	17
	給水課	5
	技術課	1
	下水建設課	7
	下水管理課	1
	淨水所	2
	計	43



別	料	
	百	九十
八十圓	八十四	八十四
九十圓	九十四	九十四
百	百	百
百二十圓	百二十	百二十
百五十圓	百五十	百五十
百七十五圓	百七十五	百七十五
二百	二百	二百
二百五十圓	二百五十	二百五十
二百五十圓以上	二百五十	二百五十
計	一、〇八八	一、〇八八

別	料	
	三	二
一圓七十錢	一四	一四
二圓	二四	二四
二圓五十錢	三三	三三
三圓	四九	四九
三圓以上	四九	四九
計	一〇〇	一〇〇

註1、書記、事務員ニハ監視員、點檢員、集金員、自動車運轉士、守衛、交換手等ヲ含ム  
 2、事務員ニハ給仕、使丁、事務補助員、助手、備夫、備婦等ヲ含ム  
 3、技術員ニハ技術補助員助手等ヲ含ム

昭和十三年中に於ける水道部、在籍従業員の出面延人員は、六十六萬六千七百四十一人にして、總延歩数は七十六萬六千八百八十四人、給與額は給料が百三十八萬千六百四十五圓附屬給が三十七萬千三百六十六圓（内賞與九萬千三百二十二圓）である。  
 次に支給賃銀日額を一年間の平均に就きて見れば、定額賃銀に於て、上水道は二・二八圓下水道は一・九九圓にして實收賃銀に於ては、上水道は二・七九圓下水道は二・三三圓を示して居るのである。

4 勞働狀況

(昭和十三年中)

區分	人		員		出		延		總	
	實	常	常	臨	常	臨	常	臨	常	臨
水道部	一、七三二	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八
上水道	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八
下水道	六八七	六八七	六八七	六八七	六八七	六八七	六八七	六八七	六八七	六八七
給與總額	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八
附屬給	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八
計	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八

備考 實人員ハ昭和十三年十二月末現在

作業日數 三四八日 一月當 二九日 一日勤務時間 四 月一—一〇月 九時間 八時間三〇分 作業時間 八時間半  
 日曜祭日等ノ公休日ト雖モ日給ヲ支給スルモノハ出面延人員ニ算入ス  
 總延歩數ハ出面延人員、規定時間外勤務割増歩合ノ總計ヲ舉ゲ  
 附屬給トハ辭令面給料以外ノ歩増獎勵金、精勤手當、靴代料等ノ追加收入ヲイフ。

附

錄

5 支給貨銀額

(昭和十三年中)

月別 區分	定額		實收	
	上水道	下水銀	上水道	下水銀
一	2.27	100.0	2.67	100.0
二	2.27	95.4	2.67	97.4
三	2.25	94.5	2.66	100.7
四	2.25	94.5	2.73	99.6
五	2.24	94.1	2.71	99.9
六	2.23	94.5	2.73	99.6
七	2.27	95.4	2.99	109.1
八	2.26	95.8	3.12	111.8
九	2.27	95.4	2.86	104.4
一〇	2.23	97.9	2.76	100.7
一一	2.26	95.8	2.66	97.1
一二	2.23	97.1	2.66	100.7
平均	2.26	100.0	2.79	100.7

水道關係法規

水道條例

大阪市水道使用條例

同施行細則

大阪市下水道條例

船舶給水規則

下水道法

同施行規則

下水道管理規則

下水溝上使用規則

同第十條ニ係ル使用料

汚物掃除法

同施行規則

(大阪府設港灣設備  
使用條例施行規則抜萃)

水道條例

(明治二十三年二月十三日  
法律第九號)

改(明治四十四年三月法律第四三號、大正二年  
正(四月同第五號、同十年四月八日同第五六號)

第一條 水道トハ市町村ノ住民ノ需要ニ應シ給水ノ目的ヲ以テ布設スル水道ヲ云ヒ水道用地トハ水源池、貯水池、濾水場、唧水場及水道線路ニ要スル地ヲ云フ

第二條 水道ハ市長村其公費ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ布設スルコトヲ得ス但當該市町村ニ於テ其資力ニ堪ヘサルトキハ市町村以外ノ企業者ニ水道ヲ布設ヲ許可スルコトアルヘシ

第三條 市町村ニ於テ水道ヲ布設セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其目論見書ニ左ノ事項ヲ詳記シ地方長官ヲ經テ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第一 水道事務所ノ所在地  
第二 水源ノ位置 河川池湖又ハ堀井ノ別其周圍ノ概況及其水量ノ概算但圖面及水質ノ試験表ヲ添フヘシ

第三 水道線路及水道線路ニ沿フタル地名、貯水池、濾水場、唧水場ノ位置但圖面ヲ添フヘシ  
第四 給水ノ區域其人口及其一人一日ニ對スル平均給水量  
第五 人口増殖及多量ノ水ヲ用フル製造場等ニ對スル給水量

増加ノ見込

第六 水壓ノ概算

第七 工事方法

第八 起工竣工期限

第九 工費ノ總額其收入支出ノ方法及其豫算

第十 水料ノ等級、價格、水料徵收ノ方法及經常收支ノ概算

市町村ニ非サル企業者ニアリテハ前掲各號ノ外企業ノ組織資本ノ總額及許可年限ヲ記載スヘシ

第四條 内務大臣ハ前條ノ圖面書類ヲ審査シ不都合ナシト認ムルトキハ水道布設ノ認可書又ハ許可書ヲ與フヘシ

市町村ニ非サル企業者ノ出願ニ對シテハ内務大臣ハ必要ト認ムル事項ヲ許可書ニ附シテ命令スルコトヲ得

第五條 水道用地ハ國稅其ノ他ノ公課ヲ免除ス

第六條 官有ノ土地ニシテ水道用地ニ必要ナルモノハ之ヲ拂下ケ又ハ貸付スヘシ

第七條 水管ヲ官有地又ハ公道ノ地下ニ布設セントスルトキハ當該行政廳ノ許可ヲ受クヘシ

第八條 地方長官ハ隨時當該官吏又ハ技術官ヲ派遣シテ水道工事及水質水量ヲ検査セシメ其改築修理ヲ要シ又ハ水質不良水量不足ナリト認ムルトキハ相當ノ猶豫期日ヲ定メテ之カ改



良ヲ市町村ニ命スヘシ

第九條 市町村ハ工事落成又ハ改築修理ヲ了リタルトキハ地方官廳ニ届出監査ヲ受クヘシ

第十條 水道ノ給水ヲ受クル者ハ水質水量ノ検査ヲ市町村長ニ請求スルコトヲ得

第十一條 家屋内ノ給水用具及本支水管ヨリ之ニ接続スル細管ハ市町村ノ所定ニ從ヒ之ヲ設置シ其費用ハ水道ノ給水ヲ受クル家主ノ負擔トス但市町村ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ設置シ其費用ヲ負擔スルコトヲ得

第十二條 市町村ノ水道掛ハ午前八時ヨリ午後五時迄ノ内ニ於テ家屋内ノ給水用具ヲ検査スルコトヲ得但水道掛ハ其證票ヲ携帯スヘシ

第十三條 市町村長ハ水道掛ノ報告ニ依リ家屋内ノ給水用具不  
完全ナリト認ムルトキハ相當ノ猶豫期日ヲ定メテ之カ修繕ヲ爲サシムヘシ  
家主若シ其修繕ヲ怠ルトキハ市町村ニ於テ之ヲ修繕シ其費用ヲ徴收スルコトヲ得

第十四條 家主ハ家屋内給水用具ノ設置又ハ其ノ修繕ヲ了リタルトキハ市町村ノ水道掛ニ届出ツヘシ水道掛ハ速ニ之ヲ検査スヘシ

市町村ニ非サル企業者ニ於テ履行スヘキ事項ヲ履行セス又ハ之ヲ履行スルモ充分ナラスト認ムルトキ又ハ必要ノ期限内ニ履行シ得スト認ムルトキハ地方官ハ府縣費ヲ以テ之ヲ履行シ其費用ヲ市町村又ハ市町村ニ非サル企業者ヨリ之ヲ追徴スルコトヲ得

前項ノ處分ハ豫メ履行期間ヲ指定シテ戒告スルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス但第八條ノ場合ハ此ノ限りニ在ラス

第二十條 市町村ニ非サル企業者ニシテ前條ノ費用ヲ指定ノ期限内ニ納付セザルトキハ國稅徵收ニ關スル規定ニ依リ之ヲ徵收ス

第二十一條 内務大臣ハ必要ト認ムルトキハ水道ノ布設ヲ市町村ニ命スルコトヲ得

第二十一條ノ二 内務大臣ノ職權ノ一部ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ニ之ヲ委任スルコトヲ得

第二十二條 本法中市又ハ市長トアルハ北海道區制又ハ沖繩縣區制ニ依ル區ニ在リテハ區又ハ區長トシ府縣費トアルハ北海道ニ在リテハ北海道地方費トス

附 則

(明治四十四年法律第四三號)

第八條乃至第十六條ニ於テ市町村及市長村長トアルハ市長村

第十五條 市町村ハ一家専用ノ給水用具ヲ設クル能ハサルモノノ爲メニ共用給水器ヲ設クヘシ

第十六條 市長村ハ消防用ノ爲メニ消火栓ヲ設置スヘシ消防用ニ消費シタル水ハ水料ヲ徵收スヘカラス

第十七條 市町村ニ非サル企業者ノ布設シタル水道ニシテ許可年限ノ滿了シタル後ハ關係市町村ハ水道布設ニ要シタル費用ヲ支拂ヒ其水道及水道經營ニ必要ナル土地物件ヲ買收スルコトヲ得但水道及水道經營ニ必要ナル土地物件ニシテ布設當時ニ比シ價格ヲ減損シタルモノアルトキハ水道布設ニ要シタル費用ヨリ之ヲ控除ス

前項費用ノ範圍及金額ニ關シ當該市町村ト企業者トノ間ニ爭アルトキハ地方長官之ヲ決定ス其決定ニ不服アル者ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第十八條 市町村ニ非サル企業者ノ布設シタル水道ニシテ關係市町村ニ於テ必要ト認ムルトキハ許可年限ノ滿了前ト雖之ヲ買收スルコトヲ得

前項ノ買收價格ハ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハサルトキハ鑑定人ノ意見ヲ徵シ地方長官之ヲ決定ス其決定ニ不服アル者ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第十九條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ市町村又ハ

以外ノ企業ニ係ル場合ニハ其ノ企業者ニ之ヲ準用ス

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

(大正十年四月法律第五六號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正十年八月一日)

大阪市上水道使用條例

大正五年一月二十日	大阪市條例第二號制定
大正九年五月十五日	同第十號修正
大正十四年三月三十一日	同第十號附則修正
昭和六年四月十五日	同第六號修正
昭和八年四月一日	同第二號修正

第一章 總 則

第一條 給水裝置ハ左ノ三種ニ分ツ

一 專用栓 一戸又ハ一事業ノ専用ニ供スルモノ

二 共用栓 賃貸價格一箇月拾五圓未滿ノ家屋ニ居住スル者其ノ他相當ノ事由アリト認ムル者ノ共用ニ供スルモノ

三 防火栓 防火ノ用ニ供スルモノ

前項ノ賃貸價格ハ市長ノ認定ニ依ル

第二條 私設防火栓ハ火災又ハ使用演習ノ場合ノ外使用スルコトヲ得ス但シ市長ノ許可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

私設防火栓ハ本市ニ於テ封緘ヲ附ス

第三條 給水装置ト稱スルハ配水管ヨリ分岐シタル給水管及之ニ附屬スル給水用具ヲ謂フ

第四條 左記各號ノ一ニ該當スル者ニ非サレハ給水装置ヲ所有スルコトヲ得ス

一 給水ヲ受クル家屋若ハ土地ノ所有者

二 官公署官公立ノ學校圖書館病院

第五條 船舶用水需用者、小屋又ハ上屋ノ所有者、官公有荷揚場ノ使用者及之ニ類スル者ニシテ給水装置ヲ所有セムトスルトキハ土地所有權者ノ同意ヲ得テ請求シタル場合ニ限り市長ハ之ヲ許可スルコトアルヘシ但シ官公有地ノ使用許可ヲ得タルモノニ付テハ同意ヲ要セス

第六條 給水装置ノ存在セル家屋又ハ土地ノ所有者其ノ土地又ハ家屋ヲ處分シタルトキハ給水装置ハ其ノ處分ニ從フ

前項ノ規定ニ依リ家屋土地及給水装置ノ所有權ヲ取得シタルモノハ其ノ旨市長ニ届出ツヘシ

給水装置所有者ノ權利ハ之ニ附隨セル義務ト分離シテ繼承スルコトヲ得ス

第七條 給水装置所有者ニシテ市内ニ居住セサルトキハ給水装置所在ノ區ノ住民中ヨリ管理人ヲ選定シ届出ツヘシ管理人變更ノ時亦同シ

管理人ハ本條例ニ依リ本人ノ爲スヘキ一切ノ事務ヲ處辨スルモノトス

市内住居ノ給水装置所有者ト雖市長ニ於テ管理人選定ノ必要ヲ認メ其ノ要求ヲ爲シタルトキハ前二項ノ規定ヲ適用ス

第八條 給水装置ノ所有者、保管者又ハ使用者ハ家族雇人同居者其ノ他給水装置ノ使用ヲ承認シタルト認ムヘキ者ノ行爲ニ付テハ自己ノ指揮ニ出サルノ故ヲ以テ本條例ノ適用ヲ免レルルコトヲ得ス

第九條 給水装置ノ新設、増設、加工、變更又ハ撤去工事ハ請求ニ依リ本市ニ於テ之ヲ施行シ其ノ費用ハ請求人ノ負擔トス但シ第十六條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十條 給水装置工事ノ請求ヲ爲シタル者ハ市長ノ指定スル概算金額ヲ豫納スヘシ但シ官公署官公立ノ學校圖書館病院其ノ他市長ニ於テ豫納ノ必要ナシト認メタル者ハ此ノ限ニ非ラス市長ニ於テ必要ト認メタルトキハ前項概算金額ノ増額ヲ要求スルコトアルヘシ其ノ要求ニ應セサルトキハ給水装置ノ請求ヲ取消シタル者ト看做ス

設計上特別ノ手數ヲ要スルトキハ其ノ實費ヲ徵收ス

市長ハ相當ノ擔保ヲ供セシメ且利子ニ相當スル金額ヲ加ヘ工

事費ノ分納ヲ爲サシムルコトヲ得

第十一條 給水装置工事ノ請求ハ工事着手前ハ之ヲ取消スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前條概算金額ノ一部ヲ設計料ニ充當シ殘額ハ請求人ニ還付ス

前項ノ設計料ハ金一圓以内ニ於テ市長之ヲ定ム

第十二條 給水装置ノ工費ハ工事成後後精算シ過不足アルトキハ之ヲ還付又ハ追徴ス但シ五十錢未滿ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十三條 前條ノ追徴金ヲ完納スル迄本市ニ於テ給水装置ノ所有權ヲ留保ス

前項ノ給水装置ハ其ノ請求人ヲシテ保管ノ責ニ任セシム

第十四條 第十二條ノ追徴金ヲ指定期日ニ納付セサルトキハ其ノ給水装置ハ之ヲ撤去スルコトアルヘシ但シ之カ爲本市ニ生シタル損害額ハ之ヲ追徴ス

第十五條 給水装置請求人ハ其ノ所有材料ノ使用ヲ請求スルコトヲ得但シ品質形狀又ハ構造ノ適否ニ關シ豫メ本市ノ検査ヲ受クヘシ

前項ノ検査ニ對シテハ左ノ料金ヲ徵收ス但シ検査ノ爲出張ヲ要スルトキハ其ノ實費ヲ増徴ス

一 鉛 管 延長十五メートル迄金四拾錢以上十五メートル

ルヲ加フル毎ニ金貳拾錢ヲ加フ

二 各種水栓 一個 金拾錢

三 鐵 管 二百ミリメートル未滿 一本 金參拾錢  
二百ミリメートル以上 一本 金五拾錢

四 制水瓣 二百ミリメートル未滿 一個 金六拾錢  
二百ミリメートル以上 一個 金壹圓

五 防火栓 一個 金六拾錢

六 各前號ニ該當セサル物件ノ検査ヲ要スル場合ハ類似シタル物件ニ對スル料金ヲ參酌シ市長之ヲ定ム

第十六條 給水装置所有者ハ市長ノ許可ヲ受ケタル場合ニ限り給水装置ノ増設、加工、變更工事ヲ爲スコトヲ得其ノ使用材料ニ關シテハ前條ノ規定ヲ適用ス

前項ノ工事成シタルトキハ速ニ本市ノ検査ヲ受クヘシ検査料ハ一件ニ付金壹圓ヲ徵收ス

第十七條 前條ニ違背シ施行シタル給水装置ハ直ニ之ヲ撤去シ原狀ニ復セシム給水装置所有者之ヲ背セサルトキハ本市ニ於テ之ヲ施行シ其ノ費用ハ給水装置所有者ノ負擔トス

第十八條 給水装置所有者、保管者又ハ使用者ハ漏水又ハ漏水ノ虞アルトキハ直ニ修繕其ノ他必要ノ處置ヲ請求スヘシ前項修繕ニ要シタル費用ハ請求者ノ負擔トス但シ市長ノ認定

ニヨリ之ヲ徵收セサルコトアルヘシ

第十九條 給水装置所有者水道ノ使用ヲ廢止シタルトキハ三十日以内ニ給水装置ノ撤去ヲ請求スヘシ

本市ニ於テ廢止ノ状態ニ在リト認メタルモノハ其ノ旨所有者ニ通知シ通知ヲ發シタル日ヨリ三十日ヲ過クルトキハ請求ヲ俟タスシテ撤去スルコトアルヘシ

第二十條 第十七條及前條ニ依リ撤去シタル物件ハ本市ニ於テ之ヲ處分シ當該給水装置ニ屬スル未滿ノ使用料及工費ニ充當シ過不足アルトキハ之ヲ還付又ハ追徵ス

第二十一條 配水鐵管ノ移轉其ノ他ノ事由ニ依リ道路部分ニ於ケル給水装置ノ加工又ハ變更ヲ要スルトキハ所有者ノ請求ヲ俟タス本市ノ費用ヲ以テ之ヲ施行ス

第二十二條 本市ニ於テ給水装置ニ關スル工事ヲ施行スル爲請求人所有ノ工作物ニ損害ヲ及ホスモ本市ハ其ノ責ニ任セス但シ本市ニ重大ナル過失アルトキハ此ノ限ニ在ラス

給水装置ノ破損漏水ニ由ル損害ニ付テモ亦前項ニ同シ

### 第三章 給 水

第二十三條 本條例ノ規定ニ依ルノ外水道設備ノ損傷其ノ他已ムコトヲ得サル事由アルニ非サレハ給水ノ停止又ハ制限ヲ爲スコトナシ

第二十四條 給水ハ量水器ヲ以テ計量ス但シ使用水量ノ豫定シ得ヘキモノハ市長ノ認定ニ依リ之ヲ定ムルコトアルヘシ

防火又ハ使用演習ノ爲私設防火栓ヲ使用スルトキハ計量セス量水器ハ之ヲ貸與設備シ給水装置所有者ヲシテ保管ノ責ニ任セシム

第二十五條 左ノ場合ニ於テハ給水ヲ休止ス

- 一 一時給水ノ不用トナリタルトキ
- 二 給水装置ノ損傷其ノ他ノ事由ニ依リ其ノ必要ヲ認メタルトキ

第二十六條 防火ノ爲私設防火栓ヲ使用シタルトキハ直ニ本市ニ届出ツヘシ

第二十七條 給水装置所有者ハ給水用途ノ變更又ハ共用栓使用者ノ數ニ異動アリタルトキハ直ニ本市ニ届出ツヘシ

第二十八條 公益上必要アリト認ムルトキハ市外ニ給水スルコトアルヘシ

### 第四章 使 用 料

第二十九條 水道使用料ハ水道使用者ヨリ之ヲ徵收ス  
給水装置所有者又ハ保管者ハ使用料ノ納付ニ付使用者ト連帶シテ其ノ責ニ任ス  
共用栓使用料ハ各使用者連帶シテ其ノ義務ヲ負擔ス

第三十條 (削除)

第三十一條 (削除)

第三十二條 使用料ハ左ノ區分ニ依リ徵收ス

- 一 家事又ハ營業ニ使用スルモノ  
一立方メートル 專用栓 六錢五厘  
共用栓 四錢四厘
- 二 湯屋營業ニ使用スルモノ 一立方メートル 三錢七厘
- 三 兵營ニ於テ使用スルモノ 一立方メートル 一錢七厘
- 四 噴水瀧泉池ノ類ニ使用スルモノ 一立方メートル 三十錢

前項ニ該當セサル用途ニ使用スルトキハ市長ノ認定ニ依リ類似シタル用途ノ料率ヲ準用ス

使用演習ノ爲私設防火栓ヲ使用スルトキハ防火栓一個ノ使用料一回ニ付金二圓トス

第三十三條 使用料ハ一箇月ニ付專用栓ニ在リテハ五十五錢共用栓ニ在リテハ一戸二十五錢ヲ最低限度トス但シ中途ニ於テ給水ノ開始休止又ハ廢止アリタルトキハ日割ヲ以テ計算ス  
私設防火栓ヨリ臨時ニ給水スルトキノ最低限度料金ハ一日ニ付金壹圓五拾錢トス  
第三十四條 一戸内ニ二個以上ノ量水器ヲ付シタルトキハ各量水器毎ニ最低限度ヲ適用ス

一個ノ量水器ヨリ使用料ノ異ナル二種以上ノ用途ニ使用スルトキ其ノ水量ノ區分ハ總使用水量ノ範圍内ニ於テ市長之ヲ認定ス但シ最低限度ハ各用途毎ニ之ヲ適用ス

數個ノ專用栓又ハ共用栓ニ一個ノ量水器ヲ付シタルトキハ各戸使用水量ハ均等ニ使用シタルモノト看做ス

第三十五條 共用栓ノ使用水量ハ各戸均等ニ使用シタルモノト看做ス

第三十六條 賃貸價格一箇月金拾五圓以上ノ家屋ニ居住スル者共用栓ヲ使用スルトキハ專用栓ノ料率ニ依リ使用料ヲ徵收ス

第三十七條 量水器若ハ給水装置ノ故障等ニ依リ使用水量判明セザルトキハ市長之ヲ認定ス

第三十八條 (削除)

第三十九條 使用料ハ一箇月毎ニ之ヲ徵收ス但シ給水ノ廢止若ハ休止ヲ爲シタルトキ又ハ臨時給水ノ場合隨時之ヲ徵收ス

第四十條 使用水量ハ毎月量水器ヲ點檢シテ之ヲ計算ス其ノ點檢以後ニ於ケルモノハ翌月ノ使用水量ニ算入ス

第四十一條 第五條ノ給水装置所有者及臨時給水其ノ他市長ニ於テ必要ト認ムルモノニ對シテハ使用料概算額ヲ前徵スルコトヲ得  
前項ノ使用料概算額ハ市長之ヲ定ム

第四十二條 前條ノ使用料概算額ハ給水ノ休止又ハ廢止ノ際精算シ過不足アルトキハ還付又ハ追徴ス

第四十三條 使用料納付後其ノ料金ニ増減ヲ生シタルトキハ次回徴收ノ使用料ニ於テ増減ス

第四十四條 使用料ハ給水ノ停止制限ヲ爲シタルトキト雖之ヲ減免セス

第四十五條 保護ノ必要アル公益事業ノ爲ニ給水スルトキ又ハ特別ノ事由アルトキハ市長ノ認定ニ依リ使用料ヲ輕減シ又ハ免除スルコトアルヘシ但シ市長ハ何時ニテモ之ヲ取消スコトヲ得

### 第五章 違反處分

第四十六條 量水器ノ作用ヲ妨害シ又ハ其ノ他ノ方法ニ依リ使用料ヲ逃脱シタル者ニ付テハ市長ノ認定スル使用料ヲ徴收スルノ外其ノ逃脱シタル金額ノ三倍ニ相當スル金額(其ノ金額五圓未満ナルトキハ五圓)以下ノ過料ヲ科スルコトアルヘシ

第四十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五圓未満ノ過料ヲ科スルコトアルヘシ  
一 給水ヲ濫用シ又ハ市長ノ許可ヲ得スシテ之ヲ販賣若クハ讓渡シタルトキ  
二 給水ノ停止中濫ニ開栓シタルトキ

三 濫ニ給水装置ノ増設加工又ハ變更ヲ爲シタルトキ  
四 量水器ノ作用ニ妨害ヲ加ヘタルトキ

五 當該職員執行ヲ抗拒シ又ハ妨害シタルトキ  
六 管理者ノ選定ヲ爲ササルトキ

七 本條例ノ規定ニ依ル届出ノ義務ヲ怠リ又ハ虛偽ノ届出ヲ爲シタルトキ

第四十八條 前二條ノ規定ニ該當スルトキハ市長ハ一箇月以内給水ヲ停止スルコトヲ得

使用料工費其ノ他本條例ノ規定ニ依リ納付スヘキ金額ヲ期限内ニ納付セサル者ニ付テハ其ノ完納ニ至ル迄給水ヲ停止スルコトヲ得

第四十九條 本條例ノ規定ニ依ラスシテ水道ヲ使用シタル者及設備工事ヲ爲シタル者ニ對シテハ五圓以下ノ過料ヲ科シ仍第三十二條及第四十六條ニ準シ算出シタル金額ヲ使用者ヨリ徴收スルコトアルヘシ

本條例ニ違背セルコトヲ知りテ前項設備工事ノ請負ヲ爲シタル者ニ付テハ五圓以下ノ過料ヲ科スルコトアルヘシ

第五十條 第四十七條第三號及前條ニ該當スル工事ハ其ノ工事ヲ爲シタル者ヲシテ直ニ撤去シ原狀ニ復セシム  
市長必要ト認ムルトキハ本市ニ於テ之ヲ施行シ其ノ費用ハ義務

務者ヨリ徴收ス

### 附 則

第五十一條 本條例ノ施行期日及施行細則ハ市長之ヲ定ム

附 則 (昭和六年大阪府條例第六號附則)

舊條例第四十一條ニ依リ徴收シタル使用料概算額ハ本改正條例第四十一條ニ該當スルモノノ外本改正條例施行ノ日以後ニ徴收スル水道使用料ニ充當ス

本改正條例ハ昭和六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

### 大阪市上水道使用條例施行細則

大正五年二月二十六日 大阪市告示第十七號  
昭和六年四月十一日 同第七十二號一部改正  
昭和八年三月三十一日 同第七十九號一部改正  
昭和十三年十一月十七日 同第三百七十五號一部改正

第一條 本細則ニ於テ條例ト稱スルハ大阪市上水道使用條例ヲ謂フ

第二條 給水装置ノ新設、増設、加工、變更又ハ撤去ヲ請求セムトスル者ハ其ノ工事ヲ爲スヘキ位置工事ノ種類及用途ヲ記載セル書面ヲ提出スヘシ  
新設ノ場合ニハ前項ノ外條例第四條ノ資格ヲ記載スヘシ

第三條 條例第五條ニ該當スル者ニシテ給水装置ノ新設ヲ請求セムトスルトキハ其ノ工事ヲ爲スヘキ位置、土地所有者及工事ノ種類並用途ヲ記載セル書面ヲ提出スヘシ

前項ノ請求書ニハ土地所有者ノ承諾書又ハ官公署ノ使用許可書寫ヲ添付スヘシ

第四條 前條ニ依リ設置シタル給水装置ノ所有權ヲ移轉セムトスルトキハ市長ノ許可ヲ受クヘシ

第五條 他人ノ給水装置ヨリ分岐シ又ハ他人ノ所有地ヲ通過シテ給水装置ヲ設ケムトスルトキハ其ノ所有者ノ承諾ヲ證スル書面ヲ提出スヘシ

第六條 條例第六條及前各條ノ所有權ニ就キ市長ニ於テ必要ト認ムルトキハ其ノ所有者タルコトヲ認ムルニ足ルヘキ書類ノ提出ヲ求ムルコトヲ得

第七條 條例第六條第二項ノ規定ニヨル給水装置所有權取得ノ届出ハ新舊所有者連署ヲ以テ之ヲ爲スヘシ但シ所有權取得ヲ證スル書面ヲ提出スルトキハ舊所有者ノ連署ヲ要セス

第八條 條例第七條ニ依リ管理人ヲ選定シタルトキハ連署ヲ以テ届出ツヘシ管理人又ハ管理人ノ住所變更ノトキ亦同シ

第九條 條例第十條第三項ノ費用ハ設計着手前市長ノ指定シタル金額ヲ納付セシメ設計終了後精算シ過不足アルトキハ還付

又ハ追徴ス

- 第十條 條例第十一條ノ設計料ハ一件ニ付金壹圓トス
- 第十一條 給水装置工事ノ請求者ニシテ所有材料ノ使用ヲ求めムトスルトキハ其ノ種類及數量ヲ記載セル書面ヲ提出シ検査料其ノ他ノ費用ヲ前納スヘシ
- 前項ノ數量ニ異動ヲ生シタルトキハ検査料ハ還付又ハ追徴ス
- 出張ニ要シタル費用亦同シ
- 第十二條 條例第十六條ニ依リ許可ヲ出願セムトスルトキハ設計書材料明細書及圖面ヲ添付スヘシ
- 工事完成シタルトキハ三日以内ニ届出検査料ヲ納付スヘシ補修ヲ要スル場合ニ於テ再検査ヲ爲スヘキトキ亦同シ
- 第十三條 條例第十八條ノ規定ニ依リ請求ヲ爲ササルトキハ市長ニ於テ修繕其ノ他必要ナル處置ヲ爲シ其ノ費用ハ給水装置所有者又ハ保管者ヨリ之ヲ徴收スルコトアルヘシ
- 第十四條 使用演習ノ爲防火栓ヲ使用セムトスルトキハ豫メ本市ニ届出當該職員ノ立會ヲ求メ使用方法及時間ノ制限其ノ他必要ナル事項ニ關シテハ其ノ指揮ヲ受クヘシ
- 第十五條 條例第二十四條第一項但書ニ依リ使用水量ヲ認定シタルトキハ之ヲ使用料納付義務者ニ通知スヘシ
- 第十六條 市長ニ於テ必要ト認ムルトキハ量水器設置場所ヲ變

更スルコトアルヘシ

- 第十七條 給水装置所有者、保管者又ハ使用者ハ量水器設置場所ニ其ノ點檢ヲ妨クヘキ物件ヲ堆積シ又ハ工作物ヲ設クルコトヲ得ス
- 前項ノ規定ニ違反シタルトキハ市長ハ必要ナル處置ヲ爲シ其ノ費用ヲ違反者ヨリ徴收スルコトアルヘシ
- 第十八條 給水装置所有者又ハ保管者本市ノ貸與設備シタル量水器、附屬器具其ノ他ノ物件ヲ毀損又ハ滅失シタルトキハ市長ノ定ムル所ニ從ヒ其ノ損害ヲ賠償スヘシ
- 第十九條 給水装置所有者條例第二十七條ノ届出ヲ爲ササルトキハ市長ノ認定ニ依リ使用料ヲ徴收ス
- 第二十條 給水開始ノ申込ハ給水装置所有者又ハ保管者ニ在リテハ使用者氏名ヲ記シ使用者ニ在リテハ給水装置所有者又ハ保管者ト連署ノ上之ヲ爲スヘシ
- 給水休止ノ申込ハ給水装置所有者又ハ保管者又ハ使用者ヨリ之ヲ爲スヘシ但シ使用者カ現ニ使用セル給水装置ニ付所有者又ハ保管者ニ於テ爲ス休止申込ノ場合ニ於テハ使用者ノ同意アルコトヲ要ス
- 現ニ使用セル給水装置ノ給水ヲ休止セムトスルトキハ使用者ノ同意アルコトヲ要ス

第二十一條 給水装置所有者又ハ保管者ハ使用者變更シタルトキハ直ニ届出ツヘシ

前項ノ届出ヲ爲ササルトキハ市長ニ於テ其ノ使用者ヲ認定ス

第二十一條ノ二 給水中ノ給水装置ニ付テハ使用水量ナキ場合ト雖條例第三十三條第一項ノ規定ニ依リ使用料ヲ徴收ス

第二十二條 條例第三十三條ノ日割計算ハ一箇月ヲ三十日トシテ算定ス

第二十三條 量水器ハ毎月定日ニ點檢ス

點檢定日休日ニ當ルトキハ繰上ケ又ハ繰下ヲ爲シ已ムコトヲ得サル事由アルトキハ定日ヲ變更スルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テ使用料ニ著シキ増減ナキ限り日割計算ヲ爲サス

第二十四條 私設防火栓使用ノ許可ヲ受ケタル者ニシテ許可期間内ニ使用ヲ休止又ハ廢止シタルトキハ直ニ其ノ旨届出ツヘシ

第二十五條 私設防火栓ヨリ臨時ニ給水シタルトキノ水量ハ其ノ期間毎日均等ニ使用シタルモノト看做ス

第二十六條 水道使用料其ノ他水道ニ關シ本市ニ納入スヘキ金額ハ本市ヨリ派出スル集金人ニ之ヲ支拂フヘシ但シ市長ニ於テ必要ト認ムルトキ又ハ納付者ノ申出アルトキハ納額告知書其ノ他ノ方法ニ依リ納付セシムルコトアルヘシ

第二十七條 前條集金ニ依リ領收書ハ本市水道部長ノ領收印及取扱人ノ印アルモノニ限り有效トス

### 大阪市下水道條例

昭和十三年三月二十六日 市會議決  
昭和十四年二月十四日 條例一部改正市會議決  
昭和十四年八月十七日 內務大臣兩大臣許可

#### 第一章 總 則

第一條 本市下水道ノ使用ニ關シテハ別段ノ定アルモノヲ除クノ外本條例ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本條例ニ於テ下水道ト稱スルハ下水道法第一條ノ規定ニ依リ設備ヲ謂ヒ私設下水道ト稱スルハ同法第三條ノ規定ニ依リ施設ニシテ公道以外ニ屬スル部分ヲ謂ヒ水洗便所ト稱スルハ尿尿ニ水ヲ灌注シテ私設下水道ニ依リ下水道ニ排出スル設備ヲ謂フ

前項私設下水道及水洗便所ヲ排水装置ト稱ス

本條例ニ於テ築造ト稱スルハ新築、改築及増築ヲ包含ス

第三條 本條例ニ於テ私設下水道義務者ト稱スルハ下水道法施行規則第一條第一號及第二號ニ該當スル者ヲ謂ヒ下水道使用者ト稱スルハ排水装置ニ依リ汚水雨水ヲ下水道ニ排出スル者

ヲ謂フ

第四條 排水装置ノ所有者又ハ保管者市内ニ居住セサルトキハ本條例ニ關スル一切ノ事項ヲ處理スル爲本市内居住者ヲ其ノ代理人トシテ選定シ市長ニ届出ツヘシ代理人ヲ變更シタルトキ亦同シ

排水装置ノ所有者又ハ保管者市内ニ居住セル場合ト雖市長ニ於テ必要ト認ムルトキハ代理人ヲ選定セシメ届出ヲ命スルトアルヘシ

市長ニ於テ代理人不適當ト認ムルトキハ更ニ選定ヲ命スルトアルヘシ

第五條 排水装置ノ所有者保管者又ハ使用者ハ家族使用人同居者其他之ニ類スル者ノ所爲ニ付テモ本條例ノ適用ヲ免ルルコトヲ得ス

第六條 下水道法第三條ノ規定ニ依ル施設ニシテ公道ニ屬スル部分ノ築造及管理ニ關スル費用ハ之ヲ徵收セス但シ特別ノ必要ニ依リ築造スル場合ニ於テハ當該私設下水道義務者ヨリ其ノ全部又ハ一部ヲ徵收スルコトヲ得

### 第二章 下水道ノ管理

第七條 下水道ノ築造修繕若ハ掃除浚深又ハ天災其他不可抗力ニ因リ已ムヲ得サル場合ニ於テハ市長ハ下水道ノ使用ノ制限

ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ豫メ市長之ヲ告示ス但シ緊急ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第八條 市長ハ下水道ヲ毀損シ又ハ其ノ疏通若ハ處理作用ヲ妨クル虞アル汚水及人體ニ危害アリト認ムル汚水ノ流入ヲ停止若ハ制限シ又ハ特別施設ヲ爲サシムルコトヲ得工場其他ノ排水ニシテ特ニ多量ノモノニ付亦同シ尿尿ハ水洗便所ニ依ルノ外下水道ニ流入スルコトヲ得ス

第九條 下水道敷ニシテ管理上支障ナキモノニ付テハ市長ニ於テ之ヲ使用セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ左ノ範圍ニ於テ市長ノ定ムル使用料ヲ徵收ス

一 普通使用料 一坪 一年 二十圓以内

二 特別使用料 埋設物 一間 一年 十圓以内

電柱 一本 一年 五圓以内

廣告物自動車駐車場其他特殊工作物設置ノ爲ニスル使用ニ付テハ前項第一號ノ規定ニ依ル使用ノ三倍以内ヲ増徴スルコトヲ得

使用ノ等級種類使用料ノ減免其他必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

### 第三章 排水装置ノ施設及管理

第十條 私設下水道ヲ施設スヘキ區域及下水處理ニ必要ナル設備ノ完備セル區域ハ市長之ヲ告示ス

前項下水處理ニ必要ナル設備ノ完備セル區域内ニ於テハ水洗便所ヲ設クルコトヲ得ルモノトス

第十一條 私設下水道義務者ハ私設下水道施設區域告示ノ日又ハ義務發生後遲滞ナク私設下水道ヲ施設スヘシ

第十二條 本條例適用前既ニ築造セル排水装置ニシテ市長ニ於テ不適當ト認ムルモノニ付テハ必要ナル改造ヲ命スルコトアルヘシ

第十三條 別段ノ定アル場合ノ外左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ非サレハ排水装置ヲ所有スルコトヲ得ス

- 一 建物アル土地ニ在リテハ其ノ建物所有者
- 二 建物ナキ土地ニ在リテハ其ノ土地ノ所有者

前項各號ニ該當セサル者ト雖市長ノ許可ヲ得タル場合ハ排水装置ヲ所有スルコトヲ得

第十四條 排水装置ノ所有權ヲ取得シタル者ハ其旨直チニ市長ニ届出ツヘシ

第十五條 排水装置ノ築造及撤去ハ請求ニ依リ本市之ヲ施行シ

其ノ費用ハ請求者ノ負擔トス

前項費用ノ徵收方法ハ市長之ヲ定ム

市長ニ於テ排水装置廢止ノ狀態ニ在リト認メタルモノハ其ノ旨所有者ニ通知シ通知ヲ發シタル日ヨリ三十日ヲ過クルトキハ請求ヲ俟タスシテ撤去スルアルヘシ

第十六條 土地又ハ建物ノ所有者ハ市長ノ許可ヲ得テ前條ノ工事ヲ施行スルコトヲ得但シ下水道トノ連絡部分ノ工事ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ工事完了シタルトキハ速ニ本市ノ検査ヲ受クヘシ検査料ハ市長之ヲ定ム

第十七條 下水道法施行規則第二條第二項ノ規定ニ依リ本市ニ於テ私設下水道ヲ築造シタル場合ハ必要ニ依リ私設下水道義務者ヨリ其ノ費用ヲ徵收ス

第十八條 下水道法第八條及下水道法施行規則第二條第二項ノ規定ニ依リ本市ニ於テ施設シタル工事竣功シタルトキハ私設下水道義務者ニ告知ス

前項ノ規定ニ依ル告知ヲ爲シタル後ハ私設下水道義務者及占有者ニ於テ其ノ管理義務ヲ有ス但シ必要ニ依リ本市ニ於テ管理シ其ノ費用ハ私設下水道義務者及占有者ヨリ徵收スルコトアルヘシ

第十九條 本市ニ於テ排水装置ヲ築造シタル場合ハ其ノ費用ノ完納ニ至ル迄所有權ヲ本市ニ留保シ其ノ保管ハ私設下水道義務者ノ責任トス工事中途ノ既成部分ニ付亦同シ

工費完納前排水装置毀損滅失シタルトキト雖其ノ未納ニ係ル工費ハ之ヲ徵收ス但シ本市ノ重大ナル過失ニ因ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十條 排水装置破損又ハ腐朽シタル場合ハ直チニ其ノ修繕工事を本市ニ請求スヘシ但シ之カ修繕ニ要シタル費用ハ排水装置所有者ノ負擔トス

前項ノ場合排水装置所有者之ヲ行ハントスルトキハ起工前ニ市長ニ届出テ其ノ指揮ヲ受クヘシ但シ緊急ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十一條 本市ニ於テ排水装置ノ築造又ハ修繕工事を爲シタル場合其ノ費用完納前排水装置所有者ニ變更ヲ生シタルトキハ其ノ後者ハ前者ノ義務ニ付連帶シテ其ノ責任ニ任ス

第二十二條 溢ニ排水装置ノ築造又ハ修繕工事を爲シタルモノニ對シテハ期限ヲ指定シ之ヲ撤去又ハ改修セシムルコトアルヘシ

前項期限内ニ之ヲ履行セサルトキハ市ニ於テ之ヲ撤去又ハ改修シ其ノ費用ヲ辨償セシム

第二十三條 本市ニ於テ排水装置ニ關スル工事を施行スル爲シテ

求人所有ノ工作物ニ損害ヲ及ホスモ本市ハ其ノ責任ニ任セス但シ本市ニ重大ナル過失アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十四條 私設下水道ニハ下水道ニ塵芥及汚土等ノ流入ヲ防止スヘキ装置ヲ爲スコトヲ要ス

第二十五條 排水装置ノ占有者ハ毎月一回以上該施設ノ掃除及浚渫等ヲ爲スコトヲ要ス

市長ニ於テ必要ト認ムルトキハ前項ノ外隨時命令スルコトアルヘシ

第二十六條 汚水ハ雨水溝ニ放流スルコトヲ得ス

第二十七條 排水装置ノ共有者又ハ共用者ハ其ノ築造及管理ニ關シ連帶シテ其ノ責任ニ任スルモノトス

前項ノ規定ハ下水道法第四條ノ規定ニ依リ他人ノ工作物ヲ使用スル者ニ之ヲ準用ス

第二十八條 市長ハ排水装置所有者保管者及使用者ノ施設及管理方法ヲ監視シ必要ナル指揮監督ヲ爲スコトヲ得

第二十九條 第十條ノ規定ニ依ル下水處理ニ必要ナル設備ノ完備セル區域ニ於テハ下水道使用料ヲ徵收ス

第三十條 使用料ハ下水道使用者ヨリ之ヲ徵收ス

排水装置ノ所有者又ハ保管者ハ使用料ノ納付ニ付使用者ト連帶シテ其ノ責任ニ任ス

第三十一條 使用料ハ左ノ範圍ニ於テ市長之ヲ定ム

一 湯屋營業汚水 排出量一立方米迄毎ニ 一錢以内

二 前號以外ノ汚水ニシテ排水量一戸一月十二立方米以上ノモノ排出量一方米迄毎ニ 三錢五厘以内

但シ處理ニ特別ノ費用ヲ要スルモノニ付テハ二倍以内ヲ増徴スルコトアルヘシ

三 水洗便所 大便所 一箇一月 二十錢以内

小便所 一箇一月 十錢以内

第三十二條 汚水排出量ハ上水使用量其他ノ事實ヲ參酌シテ市長之ヲ認定ス

第三十三條 使用料ハ一月毎ニ之ヲ徵收ス但シ使用ノ休止又ハ臨時使用ノ場合ハ隨時之ヲ徵收ス

第三十四條 市長ニ於テ必要ト認ムル者ニ對シテハ使用料概算額ヲ前徵スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル概算額ハ使用休止ノ際精算ス

第三十五條 使用料納付後其ノ料金ニ増減ヲ生シタルトキハ次回徵收ノ使用料ニ於テ増減ス

第三十六條 下水道使用ノ開始又ハ休止ヲ爲サントスルトキハ

市長ニ之ヲ届出ツヘシ料金ノ標準トナルヘキ事項ニ異動ヲ生シタルトキ亦同シ

第三十七條 市長ハ保護ノ必要アル公益事業又ハ特別ノ事由アル者ニ對シテハ使用料ヲ免除又ハ輕減スルコトヲ得

#### 第五章 違反處分

第三十八條 不正ノ行為ニ依リ使用料ノ徵收ヲ免レタル者ニ付テハ市長ノ認定スル使用料ヲ徵收スルノ外其ノ徵收ヲ免レタル金額ノ三倍ニ相當スル金額(其ノ金額五圓未満ナルトキハ五圓)以下ノ過料ヲ科スルコトアルヘシ

第三十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五圓以下ノ過料ヲ科スルコトアルヘシ

一、不正行為ニ依リ使用料ノ徵收ヲ免レントシタルトキ

二、本條例ニ依ル届出義務ヲ怠リ又ハ虚偽ノ届出ヲ爲シタルトキ

三、第八條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルトキ

四、第十九條ノ規定ニ依ル保護義務ニ違反シタルトキ

五、溢ニ排水装置ニ關スル工事を爲シ又ハ其ノ請負ヲ爲シタルトキ

六、當該職員ノ職務執行ヲ拒ミ又ハ妨害シタルトキ

七、前各號ノ外本條例又ハ本條例ニ基キ規定シタル事項ニ違

反シタルトキ

第四十條 本條例施行ニ關シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

附 則

本條例ハ昭和 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス  
第三十一條第三號ノ規定ニ依ル使用料ハ市長ニ於テ必要ト認ムル期間之ヲ徵收セサルコトヲ得

明治四十三年大阪府規則第三號下水道管理規則ハ之ヲ廢止ス  
明治二十八年大阪府告示參第十六號大阪府道路橋梁下水溝上使用規則第一條中「下水溝上」ノ次ニ「(下水道法ニ依ル下水道敷ヲ除ク)」ヲ加フ

### 大阪市設港灣設備使用條例施行細則

#### 第七章 船舶給水

(大正五年三月三十一日 告示第三三號廢止  
昭和十一年四月 一日 告示第一四號)

第二十九條 船舶給水料ハ一件ニ付左ノ如シ

一 普通料金

給水量	直接給水	運搬給水
五十立方メートル迄一立方メートル	二十六錢	四十錢
五十立方メートルヲ超ユル水量ニ對シテハ一立方メートルニ付	二十四錢	三十八錢

但シ防波堤外ニ於テハ一立方メートルニ付二軒(南突堤燈臺ヲ基點トシ測定ス)迄毎二十錢ヲ増徴ス

二 夜間料金

日没ヨリ午後十時迄 普通料金ノ二割増  
午後十時以降 普通料金ノ三割増

三 荒天時料金

晝 間 普通料金ノ三割増  
夜 間 普通料金ノ五割増

第三十條 給水量ハ本市所定ノ量水器ニ依リ算定ス但シ水量ノ豫定シ得ヘキモノ又ハ量水器ノ故障ニ因リ水量判明セザルトキハ當該係員之ヲ認定ス

#### 下水道法 (明治三十三年三月七日 法律第三十二號)

第一條 本法ニ於テ下水道ト稱スルハ土地ノ清潔ヲ保持スル爲

汚水雨水疏通ノ目的ヲ以テ布設スル排水管其ノ他ノ排水線路及其ノ附屬裝置ヲ謂フ

本法ニ於テ築造ト稱スルハ新築改築及増築ヲ包含ス

第二條 市ニ於テ下水道ヲ築造セムトスルトキハ其ノ設計工費ノ收支豫算及起工竣竣工ノ期限ヲ定メ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ但シ命令ヲ以テ定ムル種類ノ改築又ハ増築工事ニ關シテハ此ノ限りニ在ラス

第三條 下水道ヲ設ケタル地ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ市又ハ土地ノ所有者使用若ハ占有者ハ汚水雨水ヲ下水道ニ疏通スル爲必要ナル施設ヲ爲シ及之ヲ管理スルノ義務ヲ負フ市ニ於テ前項ノ施設ヲ爲シ及之ヲ管理スル場合ニ於テハ市條例ノ定ムル所ニ依リ其ノ費用ヲ土地ノ所有者使用若ハ占有者ヨリ徵收スルコトヲ得

第四條 前條ノ場合ニ於テ甲地ノ汚水雨水ヲ疏通スル爲必要アルトキハ乙地ニ汚水雨水ヲ通過セシメ又ハ乙地ノ汚水雨水ヲ通過セシムル爲設ケタル工作物ヲ使用スルコトヲ得但シ乙地ノ爲ニ損害最少キ場所及方法ヲ選ムヘシ  
前項ニ依リ他人ノ工作物ヲ使用スル者ハ其ノ利益ヲ受クル割合ニ應シテ工作物ノ施設及管理ノ費用ヲ負擔スヘシ

第五條 下水道ヲ築造シ若ハ之ヲ管理シ又ハ第三條ノ施設ヲ爲

シ若ハ之ヲ管理スル爲必要アルトキハ他人ノ土地ヲ使用スルコトヲ得但シ之カ爲他人ノ受ケタル損害ニ對シ償金ヲ拂フコトヲ要ス

第六條 當該吏員ハ下水道又ハ第三條ノ施設ノ實況ヲ監視スル爲其ノ事由ヲ告知シテ私人ノ土地ニ立入ルコトヲ得  
第七條 下水道ノ用地ニ必要ナル國有ノ土地ハ之ヲ市ニ讓與シ又ハ無償ニテ使用セシムルコトヲ得

第八條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ私人ニ於テ履行スヘキ事項ヲ履行セス又ハ之ヲ履行スルモ充分ナラスト認ムルトキハ當該吏員ニ於テ之ヲ施行シ其ノ費用ハ市ニ於テ之ヲ支辨スヘシ  
前項ノ處分ハ豫メ履行期間ヲ指定シテ戒告スルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得但シ必要ノ時限内ニ履行シ得スト認ムルトキハ此ノ限りニ在ラス

第九條 前條ノ處分ヲ爲シタルトキハ市ハ市税ノ例ニ依リ其ノ費用ヲ義務者ヨリ徵收スルコトヲ得

第十條 市ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ町村ノ委託ヲ受ケ町村ノ全部又ハ一部ノ爲ニ其ノ下水道ヲ築造スルコトヲ得

第十一條 内務大臣ハ必要ト認ムルトキハ下水道ノ築造ヲ市ニ命スルコトヲ得



附 則

- 第十二條 本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 第十三條 本法ハ東京市區改正ニ關スル規定ノ効力ヲ妨ケス
- 第十四條 本法ノ規定ハ之ヲ區町村ニ準用ス

下水道法施行規則

(明治三十四年七月十日)改(大正六年十月内)

(内務省令第二一號)正(務省令第一三號)

- 第一條 土地ノ所有者使用者又ハ占有者ハ左ノ區分ニ依リ下水  
道法第三條ノ施設ヲ爲シ及之ヲ管理スルノ義務ヲ負フ但シ本  
則第二條ノ場合ニ於テハ此ノ限リニ在ラス
- 一 建物アル土地ニアリテハ之カ築造及修繕ハ其ノ建物ノ所  
有者
- 二 建物ナキ土地ニアリテハ之カ築造及修繕ハ其ノ土地ノ所  
有者
- 三 建物ノ有無ニ拘ラス之カ掃除及浚深ハ土地ノ占有者
- 第二條 市ハ下水道第三條ノ施設ニシテ公道ニ屬スル部分ヲ築  
造シ及之ヲ管理スルノ義務ヲ負フ
- 市ハ土地ノ狀況ニ依リ下水道法第三條ノ施設ニシテ公道以外  
ニ屬スル部分ヲ築造シ又ハ之ヲ管理スルコトヲ得

第三條 市ハ下水道ノ改築又ハ増築工事ニシテ工費壹萬圓未滿

ノモノニ關シテハ下水道法第二條ノ認可ヲ受クルコトヲ要セ

ス

第四條 當該吏員下水道法第六條ニ依リ私人ノ土地ニ立入ル場

合ニ關シテハ汚物掃除法施行規則第十二條ノ規定ヲ準用ス

第五條 下水道法第八條第二項ノ戒告及第九條ノ費用徴收ニ關

シテハ汚物掃除法施行規則第十三條及第十四條ノ規定ヲ準用

ス

第六條 下水道ニ關シテハ汚物掃除法施行規則第四條第三項及

第七條ノ規定ヲ準用ス

下水道及下水道法第三條ノ施設ニ關シテハ汚物掃除法施行規

則第十五條ノ規定ヲ準用ス

第七條 東京市及八王子市ニ在リテハ地方長官ノ職務ハ警視總

監及東京府知事之ヲ行フ

下水道管理規則

(明治四十三年十二月二十日)

(大阪市規則第三號)

- 第一條 本市ノ築造シタル下水道ニ汚水雨水ヲ疏通スヘキ施設  
ヲ爲スノ義務アル者ハ本市ノ許可ヲ得テ其ノ工事ヲ施行スル  
コトヲ要ス但シ連結工事ハ本市ニ於テ施行スヘシ

其ノ増築改築ノ場合亦前項ニ同シ

- 第二條 前條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ設計書及圖面ヲ添付シ  
タル願書ヲ提出スヘシ

- 第三條 第一條ノ施設中ニハ下水道ニ塵芥及汚土等ノ流入ヲ防  
止スヘキ裝置ヲ爲スコトヲ要ス

- 第四條 汚水ハ雨水溝ニ放流スルコトヲ得ス

- 第五條 有毒物其他下水道ヲ損傷スヘキ藥品等ヲ放流スルモノ  
ニ對シテハ特別ノ裝置ヲ命シ又ハ其ノ疎通ヲ禁止スルコトヲ  
ルヘシ

- 第六條 第一條ノ施設カ破損又ハ腐朽シタルトキハ遲滞ナク其  
ノ修繕工事ヲ施行スヘシ

- 前項ノ場合ニ於テハ起工以前ニ本市ニ届出テ當該吏員ノ指揮  
ヲ受クルコトヲ要ス

- 第七條 第一條ノ施設ハ毎月一回以上其掃除ヲ爲スコトヲ要ス  
當該吏員ニ於テ必要ト認ムルトキハ前項ノ外尙隨時之カ命令  
ヲナスコトアルヘシ

- 第八條 第一條ノ許可ヲ受ケス又ハ第六條第二項ノ指揮ヲ受ケ  
スシテ工事ヲ施行シタル者ニ對シテハ其ノ變更若クハ撤却ヲ  
命スルコトアルヘシ

- 第九條 下水道敷ハ管理上支障ナキ部分ニ限り其ノ使用ヲ許可

スルコトアルヘシ

前項ノ使用ニ關シテハ別ニ定ムル規則ニ據ル

- 第十條 本規則ノ施行ニ必要ナル事項ハ「市參事會」之ヲ定ム

下水溝上使用規則

(明治二十八年四月十九日)

(大阪市告示參第一六號)

改(明治四十一年八月)告示第六三號

正(大正三年四月)同 第三六號

(本規則中道路橋梁ニ關スル規程ハ道路占用規程ニ依リ廢止)

- 第一條 本市費支辨ニ係ル(道路橋梁)下水溝上ニ於テ一定ノ  
場所ヲ占有シ使用セントスルモノハ此規則ニ依ルヘシ但シ祭  
典緣日等ニ一時道路敷ハ三尺以内出店スルモノハ此限ニアラ  
ス

- 第二條 使用ヲ出願セントスルモノハ第一號様式ニ依リ願書ヲ  
差出スヘシ

- 第三條 前條出願ニハ大阪府管内在籍者ニシテ身元確實ナル保  
證人ヲ立ツヘシ

- 保證人ハ使用人義務不履行ノ場合ニ於テ之ニ代リ其義務履行  
ノ責ニ任スヘシ

- 第四條 使用願人ハ使用ノ許可ヲ受ケタルトキハ其許可ノ日ヨ

リ五日以内ニ第二號様式ノ請書ヲ差出スヘシ  
 使用人ハ使用以前ニ第三號様式ノ標札ヲ調製シ本市ノ検印ヲ  
 受ケ使用ニ際シ出店者ハ之ヲ其店頭ニ掲ケ其ノ他ハ見易キ場  
 所ニ掲ケ置クヘシ但シ使用場所ヲ返却スルトキハ検印ノ消却  
 ヲ受クヘシ  
 第五條 使用人ハ使用許可期限内ト雖モ當初使用ノ目的ヲ變更  
 シ又ハ之ヲ他人ニ使用セシムルコトヲ得ス  
 第六條 使用人故意怠慢ニ依リ使用許可ノ土地又ハ物件ヲ毀損  
 シタルトキハ之カ損害ヲ賠償スヘシ  
 第七條 使用許可期限内ト雖モ本市ノ都合ニヨリ又ハ使用人本  
 規則ニ違背シタルトキハ何時ニテモ其許可ヲ取消スコトアル  
 ヘシ但シ此場合ニ於テ使用人ハ損害賠償等ノ苦情ヲ申立ツル  
 コト得ス  
 第八條 使用許可ノ場所ニ存在スル物件ハ使用満期又ハ使用人  
 ノ都合ニヨリ返却セントスルトキハ其場所返却以前ニ於テ又  
 第七條ニ依リ許可ヲ取消ヲ通知シタルトキハ其通知書ヲ受領  
 スルト同時ニ使用人ニ於テ之ヲ撤却スヘシ  
 第九條 使用人前條ノ手續ヲ怠リ本市ニ於テ公害アリト認ムル  
 トキハ本市ハ便宜之ヲ處分シ其費用ハ使用人ニ負擔セシムヘ  
 シ

第十條 使用許可ノ場所ハ相當使用料ヲ徴收ス但公益事業ノ爲  
 メ使用スルモノハ之ヲ徴收セサルコトアルヘシ  
 改良後道路ニ供用スヘキ未改良下水溝上ヲ通行ノ目的ヲ以テ  
 使用スル者ニ對シテハ使用料ヲ徴收セス  
 第十一條 使用料金ノ徴收期ハ左ノ各項ニ依ル  
 一 其使用ノ年ヲ以テ許可シタルモノハ甲年四月ヨリ乙年三  
 月迄ヲ一期トシ甲年四月中ニ徴收シ四月以後新ニ許可シタ  
 ル者ハ初期分ニ限り許可ノ日ヨリ十日以内ニ徴收ス但市場  
 (道路使用料)其ノ他特別ノ事情アルモノハ一期分ヲ二回乃  
 至四回ニ區分シ其年度内ニ於テ徴收スルコトアルヘシ  
 二 其使用ノ月又ハ日ヲ以テ許可シタルモノハ許可ノ日ヨリ  
 十日以内ニ其全部ノ料金を一時ニ徴收ス  
 第十二條 既納ノ使用料金免除方ハ左ノ各項ニ依ル  
 一 年ヲ以テ使用ヲ許可シタルモノニシテ本市ノ都合ニ依リ  
 之ヲ取消シタルトキハ其取消ヲ通知シタル月ヨリ又使用人  
 ノ都合ニ依リ返却シタルトキハ其返却ノ翌月ヨリ月割ヲ以  
 テ之ヲ免除ス  
 二 月ヲ以テ使用ヲ許可シタルモノニシテ本市ノ都合ニヨリ  
 之ヲ取消シタルトキハ其取消ヲ通知シタル月ヨリ又使用人  
 ノ都合ニヨリ返却シタルトキハ其返却ノ翌月ヨリ之ヲ免除  
 ス

三 日ヲ以テ使用ヲ許可シタルモノニシテ本市又ハ使用人ノ  
 都合ニヨリ返却ノ時ハ其日ヨリ之ヲ免除ス  
 四 使用人本規則ニ違背シタルカ爲メ使用ノ許可ヲ取消シタ  
 ル場合ニ於テハ既納ノ料金を免除セス  
 第十三條 一場所ニシテ同時ニ二名以上ノ出願者アルトキハ抽  
 籤ヲ以テ定ム  
 第十四條 【道路使用ノ願書ニハ沿道地主ノ連署若ハ意見書ヲ  
 添附スヘシ】  
 第十五條 満期後尙繼續使用ヲ爲サントスルモノニシテ年ヲ以  
 テ使用ヲ許可シタルモノハ満期二ヶ月以前月ヲ以テ使用ヲ許  
 可シタルモノハ満期十日以前日ヲ以テ使用ヲ許可シタルモノ  
 ハ満期一日以前ニ更ニ願書ヲ差出スヘシ

附 則

第十六條 本規則ハ明治二十八年五月一日ヨリ實施ス  
 第十七條 明治二十三年大阪告示參第五十一號溝上使用料徴收  
 法ハ本規則實施ノ日ヨリ廢止ス  
 (様式省略)

下水溝上使用規則第十條ニ依ル使用料

(昭和七年四月六日  
 大阪市告示第九七號)

下水溝上使用規則第十條ニ依ル使用料ヲ別表ノ通相定メ昭和七  
 年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ昭和七年三月三十一日以前ニ於  
 テ許可ヲ受ケタル者ニ對シテハ其ノ許可期間満了迄ハ仍從前ノ  
 例ニ依ル

(別表)

下水溝上使用料及等級表

種別	等級		使用料			
	普通	特別	電柱(支柱支線含ム)	電纜	瓦斯管	廣告物
一等	一五・〇〇	一五・〇〇	五・〇〇	二・五〇	五・〇〇	三〇・〇〇
二等	一二・〇〇	五・〇〇	五・〇〇	二・五〇	五・〇〇	二五・〇〇
三等	九・〇〇	五・〇〇	五・〇〇	二・五〇	五・〇〇	一八・〇〇
四等	六・〇〇	五・〇〇	五・〇〇	二・五〇	五・〇〇	一一・〇〇
五等	四・〇〇	五・〇〇	五・〇〇	二・五〇	五・〇〇	八・〇〇
六等	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	一・五〇	三・〇〇	六・〇〇
七等	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	一・〇〇	二・〇〇	三・〇〇

- 一 前記使用料金ハ一ヶ年ニ對スル金額トス
- 二 各等ノ區域ハ道路占用規程ノ等級區域ニ依ルモノトス
- 三 溝渠カ並行セル兩道路ノ中間ニアル場合ニ於テハ兩道路ノ路等級ニ當ル料金を平均スルモノトス但シ双方ノ距離ヲ知ル事容易ナル場合ニ於テハ近距離ノ道路ノ等級ニ據ルモノトス
- 四 前項ノ並行道路ノ外溝渠ト交叉セル道路ニアリテ使用區域カ交叉點ニ接續スル場合ニ於テハ交叉セル道路ノ等級ニ當ル料金を併せて平均スルモノトス
- 五 一年以上ノ期間ヲ以テ使用ヲ許可シタル場合ニ於テ端數ノ月ヲ生シタルトキハ年額ノ月割トス
- 六 月ヲ以テ使用ヲ許可シタル場合ハ年額料金を十分ノ一ヲ以テ一月ノ料金額トス但シ使用期間一年ニ滿タサルモノニシテ料金額ノ總額カ一年分ヲ超過スルモノハ之ヲ年額ニ止ム
- 七 一月未滿ノ期間ハ一月分ノ使用料ヲ徵收ス但シ全使用期間十日以内ノモノハ使用料ヲ徵收セズ
- 八 繼續使用許可ノ場合ニ於ケル料金額ノ徵收ニ付テハ前後ノ期間ヲ通算セス但シ前使用期間十日以内ノモノハ之ヲ通算ス
- 九 一年以上ノ期間ノ使用ヲ許可シタルモノト雖返還ニ依リ

**汚物掃除法**

(明治三十三年三月七日) 改 (昭和五月五日)  
(法律第三十一號) 正 (法律第八號)

- 一年ニ滿タサルニ至リタルトキハ其ノ料金額ハ第六號ニ依ル但シ當廳ニ於テ許可ノ取消ヲ爲シタル場合ハ其ノ料率ヲ變更セス
  - 十 廣告物ノ面積カ敷地ノ面積ヨリ廣キトキハ廣告物トシテ利用スヘキ面積ニ依ル
  - 十一 自動車駐車場及自動車用揮發油貯藏庫設備ノ爲ニスル使用料ハ前表第一段ノ金額ノ三倍ヲ超ヘサル範圍内ニ於テ増額スルコトヲ得
- 第一條 市内ノ土地ノ所有者使用者又ハ占有者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ地域内ノ汚物ヲ掃除シ清潔ヲ保持スルノ義務ヲ負フ
  - 第二條 市ハ本法其ノ他ノ法令ニ依リ別段ノ義務者アル場合ヲ除クノ外其ノ區域内ノ汚物ヲ掃除シ清潔ヲ保持スルノ義務ヲ負フ
  - 第三條 市ハ義務者ニ於テ蒐集シタル汚物ヲ處分スルノ義務ヲ負フ但シ命令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設ケタルコトヲ得

- 第四條 市ニ於テ前條ノ處分ヲ爲シタル爲生スル收入ハ市ノ所得トス
- 第四條ノ二 市ハ汚物處理ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ手数料又ハ使用料ヲ義務者ヨリ徵收スルコトヲ得
- 第五條 市ハ汚物掃除ノ施行及實況ヲ監視セシムル爲必要ナル吏員ヲ置クヘシ
- 第六條 當該吏員ハ掃除ノ實況ヲ監視シ必要ナル事項ヲ履行スル爲其ノ事由ヲ告知シテ私人ノ土地ニ立入ルコトヲ得
- 第七條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ私人ニ於テ履行スヘキ事項ヲ履行セス又ハ之ヲ履行スルモ充分ナラスト認ムルトキハ當該吏員ニ於テ之ヲ施行シ其ノ費用ハ市ニ於テ之ヲ支辨スヘシ
- 前項ノ處分ハ豫メ履行期間ヲ指定シテ戒告スルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス但シ必要ノ時限内ニ履行シ得スト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第八條 前條ノ處分ヲ爲シタルトキハ市ハ市税ノ例ニ依リ其ノ費用ヲ義務者ヨリ徵收スルコトヲ得
- 第九條 汚物ノ種類汚物掃除並清潔保持ノ方法及施設ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

**附 則**

- 第十條 本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 第十一條 地方長官ハ區町村、町村制ヲ施行セサル地方ニ在テハ町村ニ準スヘキ地又ハ其ノ一部ヲ指定シ本法ノ全部又ハ一部ヲ準用スルコトヲ得

**汚物掃除法施行規則** (明治三十三年三月八日) (内務省令第五號)

改 (明治四十三年四月内務省令第一三號、  
大正六年十月第一號、  
昭和三年五月第一九號、四年七月第二  
八號、五年五月第十八號)

- 第一條 汚物掃除法ニ依ル掃除スヘキ汚物ハ塵介汚泥汚水及尿管トス
- 第二條 市内ノ土地ノ占有者ハ其ノ域内ノ汚物ヲ掃除シ清潔ヲ保持スヘシ
- 汚物ハ所有者ハ其ノ建物アル土地ノ清潔保持ノ爲必要ナル溝渠ヲ築造修繕スヘシ
- 建物ナキ土地ノ所有者ハ其ノ土地ノ清潔保持ノ爲必要ナル溝渠ヲ築造修繕スヘシ
- 第三條 掃除義務者ハ覆蓋アル容器ヲ備ヘ掃除シタル塵芥ヲ其ノ容器ニ蒐集スヘシ但シ其ノ容器ハ市ニ於テ之ヲ設備スルコ

トヲ得

地方長官必要アリト認ムルトキハ前項ノ容器ヲ厨芥用及雜芥用ニ區別セシムルコトヲ得

汚泥ハ之ヲ適當ノ容器ニ蒐集スヘシ

土地ニ定着シタル塵芥溜ハ之ヲ設置スルコトヲ得ス

第四條 溝渠ノ汚水ハ之ヲ公共溝渠又ハ適當ノ場所ニ排泄スヘシ

地方長官ハ土地ノ狀況ニ依リ前項ニ拘ハラズ別段ノ施設ヲ許可スルコトヲ得

地方長官ハ汚水ノ性質ニ依リ公共溝渠ニ排泄セシムヘカラスト認ムルトキハ適當ノ施設ヲ爲サシムヘシ

第四條ノ二 尿尿ハ公共溝渠、下水道(地方長官ノ指定シタルモノヲ除ク)又ハ河川、運河、池沼等公共ノ用ニ供スル水面ニ之ヲ放流スルコトヲ得ス但シ地方長官ノ許可シタル汚物處理槽ヲ通過シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第五條 市ハ掃除義務者ノ蒐集シタタ汚物ヲ一定ノ場所ニ運搬シ塵芥ハ之ヲ焼却スヘシ但シ特別ノ事由ニ依リ地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ焼却以外ノ方法ヲ以テ處理スルコトヲ得戸口稠密ナル地區ニ關シテハ市ハ毎日一回各戸ヨリ塵芥ヲ搬出スヘシ

第六條 市ハ第四條ノ溝渠ノ汚水ヲ排泄スル爲必要ナル公共溝渠ヲ築造修繕スヘシ

公共溝渠ニハ成ルヘク覆蓋ヲ設クヘシ

公共溝渠ノ汚水ハ之ヲ適當ノ場所ニ排泄スヘシ

第七條 公共溝渠ニ沿フタル土地ニ於テ公共溝渠ニ害ヲ及ボスヘキ虞アル行爲ヲ爲ス者ハ其ノ害ヲ豫防スル爲必要ナル施設ヲ爲スヘシ

第八條 市ハ公共便所ヲ築造修繕スヘシ

第八條ノ二 汚物掃除法條四條ノ二ニ依リ徵收シ得ヘキ手数料及使用料ハ左ノ如シ

- 一 尿尿ノ汲取、運搬ニ關スル手数料
- 二 塵芥容器ニ關スル使用料

第九條 市ハ其ノ義務ニ屬スル場所ノ掃除、掃除義務者ノ蒐集シタル汚物ノ運搬及其ノ汚物ノ處分ニ關シ方法順序ヲ定メ地方長官ニ届出ツヘシ

第十條 汚物掃除法第五條ニ依リ市ニ設置スル掃除監視吏ノ職務ハ左ノ如シ

- 一 汚物掃除法第二條及第三條ノ事項ニ關シ掃除人ヲ指揮監督ス
- 二 公共溝渠公共便所塵芥焼却場其ノ他掃除ニ關スル施設ヲ

監視ス

三 汚物掃除法第一條ニ依リ私人ノ履行スル掃除ノ實況溝渠便所其ノ他掃除ニ關スル私人ノ施設ヲ監視ス

四 汚物掃除法第七條ニ依リ履行期間ヲ指定シテ私人ニ戒告シ及私人ノ履行スヘキ事項ヲ履行ス

第十一條 市ハ掃除監視吏員ノ組織、權限、定員及職務章程ヲ定メ地方長官ニ届出ツヘシ

第十二條 掃除監視吏員汚物掃除法第六條ニ依リ私人ノ土地ニ立入ルハ日出後日没前ニ於テシ制服ヲ著スル者ハ外證票ヲ携帯スヘシ

第十三條 掃除監視吏員汚物掃除法第七條ニ依リ戒告スルトキハ職務章程ニ別段ノ規定アル場合ノ外市長ノ指揮ヲ受クヘシ戒告ハ附録書式ニ依リ書面ヲ以テ義務者ノ家ニ送達スヘシ

第十四條 汚物掃除法第八號ニ依リ市ニ於テ同法第七條ノ費用ヲ義務者ヨリ徵收スルトキハ實費ノ内譯ヲ附シタル令狀ヲ發スヘシ

令狀ノ書式及交付ハ市税ノ令狀ニ準スヘシ

第十五條 汚物ノ爲又ハ溝渠便所其他掃除ニ關スル施設ノ爲衛生上危害ヲ受クル者ハ掃除監視吏員ニ申告スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ掃除監視吏員ハ職務章程ニ定ムル期間ニ之ヲ臨

檢スヘシ

第十六條 本則ニ依リ私人ニ於テ履行スヘキ事項ヲ掃除監視吏員ノ指定シタル期間ニ履行セサル者ハ科料ニ處ス

第十七條 第四條ノ二ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

第十七條ノ二 左ニ掲クル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

- 一 公共溝渠下水道又ハ河川、運河、池沼、道路、公園等公共ノ用ニ供スル水面又ハ地域ニ塵芥ヲ投棄シタル者
- 二 公共溝渠又ハ下水道ニ土石ヲ投棄シタル者

附 則

第十八條 下水道ヲ布設シタル地ニハ溝渠ニ關スル本則ノ規定ヲ施行セス

第十九條 削除

第二十條 地方長官ハ第二條ノ義務ノ負擔區分ニ關シ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第二十一條 地方長官ハ戸口稀薄ナル地域ノ義務者、廣大ナル土地若ハ建物ヲ占有スル義務者又ハ業態上多量ノ汚物ヲ生スル義務者ノ掃除シタル汚物ノ處分ニ關シ第三條及第五條ニ拘ハラズ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得